総領事館

ジュネーヴ	一三、一三三	一〇、七〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
ジャカルタ	一二、八五六	一〇、二八四	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
ロンドン	一三、九三二	一一、六〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
シドニー	一三、〇二四	一〇、三六八	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
ハンブルグ	一三、七五六	一〇、七二八	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
ベルリン	一三、七五六	一〇、七二八	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
シアトル	一三、九四四	一一、五〇八	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
ベレーン	一三、〇五六	一一、二五六	九、四五六	七、九九二	七、〇三二	六、三〇〇	五、八二〇	五、三二八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
ニュー・オルリンズ	一三、三六八	一一、〇四〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
ポルト・アレグレ	一二、二四四	九、六九六	八、一六〇	六、九〇〇	六、〇六〇	五、四三六	五、〇一六	四、五九六	四、一七六	三、七六八	三、三四八
マニラ	一三、三三八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九二	七、〇三二	六、三〇〇	五、八二〇	五、三二八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
モントリオール	一二、九五二	一〇、四一六	八、八九二	七、五二四	六、六一二	五、九二八	五、四七二	五、〇一六	四、五六〇	四、一〇四	三、六四八
ソールズベリー	一三、一二〇	一〇、五九六	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
レシフェ	一二、四九六	九、九一二	八、三四〇	七、〇五六	六、二〇四	五、五五六	五、一三六	四、七〇四	四、二七二	三、八五二	三、四二〇
ダッカ	一三、〇三二	一一、七九六	一〇、五六〇	八、九四〇	七、八六〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四一一	四、八七二	四、三三二
ヴァンクーヴァー	一二、九五二	一〇、四一六	八、八九二	七、五二四	六、六一二	五、九二八	五、四七二	五、〇一六	四、五六〇	四、一〇四	三、六四八
台北	一三、〇三六	一〇、五六〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
メルボルン	一三、〇二四	一〇、三六八	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
トロント	一二、九五二	一〇、四一六	八、八九二	七、五二四	六、六一二	五、九二八	五、四七二	五、〇一六	四、五六〇	四、一〇四	三、六四八

領事館

ヒューストン	一三、六五六	一一、二六八	八、八九二	七、五二四	六、六一二	五、九二八	五、四七二	五、〇一六	四、五六〇	四、一〇四	三、六四八
マドラス	一三、九一二	一一、一三六	九、三六〇	七、九二〇	六、九六〇	六、二四〇	五、七六〇	五、二八〇	四、八〇〇	四、三二〇	三、八四〇
ラス・パルマス	一二、三六四	九、八五二	八、三四〇	七、〇五六	六、二〇四	五、五五六	五、一三六	四、七〇四	四、二七二	三、八五二	三、四二〇
ポートランド	一三、三六八	一一、〇四〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
釜山	一三、三三八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九二	七、〇三二	六、三〇〇	五、八二〇	五、三二八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
高雄	一三、〇三六	一〇、五六〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
ナホトカ	一七、六七六	一四、二〇八	一〇、七五二	九、〇九六	七、九九二	七、一六四	六、六一二	六、〇六〇	五、五〇八	四、九五六	四、四〇四
パース	一二、七六〇	一〇、一四〇	八、五二〇	七、二一二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
ミラノ	一三、六二四	一一、一三六	九、六三六	八、一六〇	七、一六四	六、四二〇	五、九二八	五、四三六	四、九四四	四、四五二	三、九四八
ボン	一三、七五六	一〇、七二八	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
スラバヤ	一二、〇八八	九、六二四	八、一六〇	六、九〇〇	六、〇六〇	五、四三六	五、〇一六	四、五九六	四、一七六	三、七六八	三、三四八
リマ	一二、四〇〇	一〇、一八八	八、九八八	七、六〇八	六、六八四	五、九八八	五、五三二	五、〇七六	四、六〇八	四、一五二	三、六八四
メダン	一二、八五六	一〇、二八四	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
ウィニペッグ	一二、七〇〇	一〇、二〇〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
マナオス	一三、九五六	一二、〇三六	一〇、一〇四	八、五四四	七、五一二	六、七三三	六、二一六	五、七〇〇	五、一八四	四、六五六	四、一四〇
ジェッセルトン	一三、六二四	一一、一三六	九、六三六	八、一六〇	七、一六四	六、四二〇	五、九二八	五、四三六	四、九四四	四、四五二	三、九四八
イスタンブル	一二、八五六	一〇、二八四	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
ブリスベン	一二、七六〇	一〇、一四〇	八、五二〇	七、二一二	六、三三六	六、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
エドモントン	一二、七〇〇	一〇、二〇〇	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六

3　この法律の適用の日の前日において在シンガポール日本国総領事館に勤務する外務公務員で改正前の別表による在勤俸の一号の額（以下「旧一号額」という。）を支給されていたものが引き続き同総領事館に勤務し、同総領事館が改正後の別表に掲げる大使館に種類を変更される日の前日において前項の表による在勤俸の一号の額を支給されていた場合においては、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き在シンガポール日本国大使館に勤務する限り、その者に対し、旧一号額を支給する。

4　在パキスタン日本国大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第五十七号）中在パキスタン日本国大使館に関する部分が施行されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種類 ＼ 号別 ／ 所在国又は所在地	大使	公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
大使館 パキスタン	二、五〇〇	二、三七四	二、二四八	二、一二三	一、九六一	一、八三二	一、七三〇八	一、六一八	一、五〇四八	一、四一四	一、三二八	一、二四六	一、一六三

備考　単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

5　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中

「

台北			二、七三一	二、〇八六	一、八四四	一、七三六	一、六二八	一、五二二	一、四一六	一、三一〇	一、二〇四	一、〇九八	九九二

」を削る。

6　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中

「

ミラノ			二、二八六	二、〇四五	一、八四四	一、七三六	一、六二八	一、五二二	一、四一六	一、三一〇	一、二〇四	一、〇九八	九九二

」を削る。

7　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中

「

マラウイ	一、五〇〇	一、三五三	一、二三三	一、〇七四	九三四	八三六	七三八	六四〇	五五二	四六四	三七六	二八八	一九九

」を

「

ボンベイ			二、二八六	二、〇四五	一、八四四	一、七三六	一、六二八	一、五二二	一、四一六	一、三一〇	一、二〇四	一、〇九八	九九二
ミラノ													

」に改める。

六、一八〇　五、七〇〇　五、二三二　四、七五二　四、二七二　三、八〇四」を削る。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭四一・四・二八）

◎国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二　空港（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港をいう。以下同じ。）の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）

第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を第五項とし、同条第三項中「及び第二号」を「及び第三号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4　国又は地方公共団体は、第一項第二号に掲げる固定資産のうち、前項第二号及び第四号に掲げるもの、地方税法第三百四十八条第二項第五号に掲げるもの、税関、出入国管理及び検疫の用に供するものその他の固定資産で政令で定めるものについては、第一項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

第四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　第二条第一項第二号に掲げる固定資産（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。

第十条第一項中「又は第三号」を「、第二号又は第四号」に、「発電」を「空港の用に供する固定資産、発電」に改め、同条第二項中「前条第二項」の下に「（第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十一条第一項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

第十九条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（空港の用に供する固定資産の所有者等）

第二十一条の二　空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により運輸大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地方公共団体が所有するものについては国が、同法第四条第二項及び第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で国が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二条第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。

この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、国が所有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省各庁の長は、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格を前年の六月三十日までに当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

2　空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により運輸大臣が管理する空港の用に供する固定資産で運輸大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第六条、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項の規定にかかわらず、第六条の通知、第十条第一項の市町村の決定及び配分の通知、同条第二項の修正の通知並びに第十四条第一項の市町村交付金の交付は運輸大臣が行ない、第十三条第一項の交付金交付請求書は市町村長が運輸大臣に対して送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第十三項中「第二号」を「第三号」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十一年度分以後の年度分の市町村交付金及び都道府県交付金（以下「市町村交付金等」という。）について適用し、昭和四十年度分以前の年度分の市町村交付金等については、なお従前の例による。

3　新法第二条第一項第二号の固定資産で国が所有するもの（新法第二十一条の二第一項の規定により国が所有する固定資産とみなされるものを含む。）に係る市町村交付金等として交付すべき金額は、昭和四十一年度分の市町村交付金等に限り、新法第三条第一項から第三項まで、第四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により算定して得た額に政令で定める率を乗じて得た額とする。

4　昭和四十一年度分の市町村交付金等のうち新法第二条第一項第二号の固定資産に係るものに対する新法の規定の適用については、新法第五条第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和四十一年五月三十一日」と、新法第六条、第八条及び第十条第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十一年七月三十一日」と、新法第九条第一項及び第十条第三項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十一年八月三十一日」と、新法第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十一年十一月三十日」と、新法第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十一年十二月三十一日」と、新法第十六条第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和四十一年六月三十日」と、同条第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十一年九月三十日」と、新法第二十一条の二第一項中「前年の六月三十日」とあるのは「昭和四十一年五月三十一日」と読み替えるものとする。

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項ただし書中「第六項」を「第七項」に改める。

6　地方税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条及び第二十三条中「第六項」を「第七項」に改める。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭四一・四・一八）

◎地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

第十二条第二項の表の表示単位の欄中「坪」を「平方メートル」に、「町歩」を「ヘクタール」に改める。

「当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び所得額	を

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中

「当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額	を
「当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額	に、「建築坪数」を「建築床面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「生産石数」を「生産量」に改める。
「当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数	を

第十四条の次に次の一条を加える。

（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の二　地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

二　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十八条第一項の規定により指定を受けた国立公園又は国定公園の特別保護地区の区域内の土地

三　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区の区域内における家屋又は土地

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える

6　昭和四十一年度から昭和四十四年度までの間に限り、人口が急激に減少した地方団体に係る補正係数の算定方法については、自治省令で第十三条第一項から第八項までの規定の特例を設けることができる。

別表の単位費用の欄中「一町歩につき」を「一ヘクタールにつき」に、「一坪につき一

一九〇」を「一平方メートルにつき　三六〇」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

2　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十一号（昭四一・四・二八）

◎昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和四十一年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（臨時地方特例交付金）

第二条　昭和四十一年度に限り、地方公共団体に対して、臨時地方特例交付金を交付する。

2　臨時地方特例交付金の総額は、四百十四億円とする。

3　臨時地方特例交付金の種類は、第一種特例交付金及び第二種特例交付金とし、第一種特例交付金及び第二種特例交付金の総額は、それぞれ二百四十億円及び百七十四億円とする。

4　第一種特例交付金は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる金額を都道府県並びに市町村及び特別区に対して、次条に定めるところにより交付する。

一　都道府県に対して交付すべき第一種特例交付金の総額　七十億円

二　市町村及び特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の総額　百七十億円

5　第二種特例交付金は、昭和四十一年度分について、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第十一条の規定によつて算定した基準財

政需要額(以下「基準財政需要額」という。)が第五条第五項の規定によつて算定した基準財政収入額(第四条第一項において「基準財政収入額」という。)をこえる都道府県に対して、同年度分の普通交付税とあわせて、第四条に定めるところにより交付する。

(第一種特例交付金の算定方法等)

第三条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の額は、前条第四項各号の区分による総額を昭和四十年三月から昭和四十一年二月までの間に各都道府県又は市町村若しくは特別区の区域において日本専売公社が売り渡した製造たばこの自治省令で定めるところにより算定した本数であん分した額とする。

2 第一種特例交付金は、昭和四十一年五月及び十月に、各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき額のそれぞれ二分の一に相当する額を交付する。

(昭和四十一年度分の地方交付税の特例等)

第四条 昭和四十一年度分に限り、各都道府県に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額及び第二種特例交付金の額の合算額又は各市町村に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額は、当該都道府県又は市町村の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下この条において「財源不足額」という。)とする。ただし、各都道府県及び市町村の財源不足額の合算額が昭和四十一年度分として交付すべき普通交付税の総額及び第二種特例交付金の総額の合算額をこえる場合には、次の式により算定した額(次項において「調整後の財源不足額」という。)とする。

$$\text{当該都道府県又は市町村の財源不足額} - \text{当該都道府県又は市町村の基準財政需要額} \times \frac{\text{財源不足額の合算額} - (\text{昭和41年度分として交付すべき普通交付税の総額} + \text{第二種特例交付金の総額})}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額をこえる都道府県及び市町村の基準財政需要額の合算額}}$$

2 各都道府県に対して交付すべき第二種特例交付金の額は、第二種特例交付金の総額を各都道府県の財源不足額(前項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県の調整後の財源不足額)であん分した額とする。

3 各都道府県に対して交付すべき昭和四十一年度分の普通交付税の額は、第一項の額から前項の額を控除した額とする。

4 昭和四十一年度分として交付すべき普通交付税の総額が第一項ただし書の規定に該当する場合における各都道府県及び市町村に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額の合算額に満たない場合には、当該不足額は、同年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

5 第二種特例交付金は、昭和四十一年十一月に、各都道府県に対して交付すべき額の全部を交付するものとし、同年四月、六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

第五条 昭和四十一年度分に限り、法第十二条第一項の規定を適用する場合には、同項の表の道府県の項中

「5 その他の土木費	人口	
	面積	
	海岸保全施設の延長」	

とあるのは、

「5 その他の土木費	人口」	

とする。

2 昭和四十一年度分に限り、法第十三条第三項第三号の補正に係る係数を算定する場合には、同条第四項第三号ハの規定は、適用しないものとする。

3 昭和四十一年度分に限り、法第十三条第五項の規定を適用する場合には、同項の表の道府県の項中

「二 土木費		
1 道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2 橋りよう費	橋りようの面積	密度補正及び寒冷補正
	木橋の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
3 河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
4 港湾費	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長	種別補正及び密度補正
5 その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	海岸保全施設の延長	密度補正」

とあるのは、

「二 土木費		
1 道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	道路の延長	種別補正、密度補正及び寒冷補正
2 橋りよう費	橋りようの面積	密度補正及び寒冷補正
	木橋の延長	種別補正及び寒冷補正
3 河川費	河川の延長	態容補正及び寒冷補正
4 港湾費	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長	種別補正
5 その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正」

とし、同表市町村の項中

「3 港湾費	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び冷寒補正
	港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長	種別補正及び密度補正」

とあるのは、

「3 港湾費	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長	種別補正」

とする。

4　昭和四十一年度分に限り、法の別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円　銭
一　警察費	警察職員数	一人につき	九一一、〇〇〇　〇〇
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	四二六〇
	道路の延長	一メートルにつき	一八五〇〇
2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	四七一〇〇
	木橋の延長	一メートルにつき	一一、二〇〇　〇〇
3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	二三六〇
4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、四一〇　〇〇
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇　〇〇
5　その他の土木費	人口	一人につき	四〇五〇〇
三　教育費			
1　小学校費	教職員数	一人につき	四三六、一〇〇　〇〇
	学校数	一校につき	九三、〇〇〇　〇〇
2　中学校費	教職員数	一人につき	四一五、四〇〇　〇〇
	学校数	一校につき	九三、〇〇〇　〇〇
3　高等学校費	教職員数	一人につき	七二七、〇〇〇　〇〇
	生徒数	一人につき	六、四一〇　〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	一三三〇〇
	盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	一三九、〇〇〇　〇〇
四　厚生労働費			
1　生活保護費	町村部人口	一人につき	四四一〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	一八三〇〇
3　衛生費	人口	一人につき	四三〇〇〇
4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	四七六〇〇
	失業者数	一人につき	八六、八〇〇　〇〇
五　産業経済費			
1　農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	四、七三〇　〇〇
	農家数	一戸につき	五、八三〇　〇〇
2　林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、六八〇　〇〇
3　水産行政費	水産業者数	一人につき	一九、一〇〇　〇〇
4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	九八六〇〇
六　その他の行政費			
1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	一二七〇〇
2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	四五、〇〇〇　〇〇
3　その他の諸費	人口	一人につき	五七二〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一八〇、〇〇〇　〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
一　消防費	人口	一人につき	五七六〇〇
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一七九〇
	道路の延長	一メートルにつき	一六七〇
2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	四五四〇〇
	木橋の延長	一メートルにつき	七八四〇〇
3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、三一〇　〇〇
	港湾（漁港における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇　〇〇
4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	二一七〇〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一平方メートルにつき	三六〇
5　その他の土木費	人口	一人につき	一四二〇〇
三　教育費			
1　小学校費	児童数	一人につき	二、〇三〇　〇〇
	学級数	一学級につき	一四三、二〇〇　〇〇
2　中学校費	生徒数	一人につき	二、二六〇　〇〇
	学級数	一学級につき	一五九、一〇〇　〇〇
3　高等学校費	学校数	一校につき	七〇六、〇〇〇　〇〇
	教職員数	一人につき	六七三、七〇〇　〇〇
	生徒数	一人につき	六、三〇〇　〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	三四九〇〇
四　厚生労働費			
1　生活保護費	市部人口	一人につき	三七八〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
3　保健衛生費	人口	一人につき	一二八〇〇
4　清掃費	人口	一人につき	四七六〇〇
5　労働費	失業者数	一人につき	八六、八〇〇　〇〇
五　産業経済費			
1　農業行政費	農家数	一戸につき	四、四〇〇　〇〇
2　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三三一〇〇
3　その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二、一七六〇〇

六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一三七〇〇
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	五八〇〇
	世帯数	一世帯につき	二五三〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	一、二〇〇〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	三五一、〇〇〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇

5 昭和四十一年度分に限り、法第二条第五号の基準財政収入額は、法第十四条の規定によつて算定した額に、道府県にあつては当該道府県に対して交付すべき第一種特例交付金の額の百分の八十の額を、市村町にあつては当該市町村に対して交付すべき第一種特例交付金の額の百分の七十五の額をそれぞれ加算した額とする。

（端数計算等）

第六条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に対して交付すべき第一種特例交付金の額又は第二種特例交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 第一種特例交付金の総額が第三条第一項及び前項の規定によつて各都道府県又は市町村若しくは特別区について算定した額の合算額をこえる場合又は第二種特例交付金の総額が第四条第二項及び前項の規定によつて各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、各都道府県に対して交付するものとする。

3 法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方特例交付金の額の算定及び交付に関する事務について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替えるものとする。

4 この法律に定めるもののほか、臨時地方特例交付金の交付に関し必要な事項は、自治省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二中「砂防」の下に「、港湾」を加える。

3 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和四十二年度において第二条第一項及び第三条第一項の規定を適用する場合には、第二条第一項中「当該年度前三年度内の各年度に係るもの」とあるのは、「昭和三十八年度から昭和四十年度までの各年度に係るもの」とする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭四一・四・二八）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

附則第二十項中「第十六項」の下に「、第十九項」を、「臨時地方特別交付金、」の下に「昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方特例交付金、」を加え、同項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の一項を加える。

20 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第六十一号）第二条の規定により交付する臨時地方特例交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定は、昭和四十一年度分の予算から適用する。

2 昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十項」を「第二十一項」に改める。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭四一・四・二八）

◎健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「

第二五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上

」を「

第二五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第二六級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第二七級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第二八級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二九級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第三〇級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第三一級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第三二級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第三三級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第三四級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第三五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

」に改める。

第七十一条ノ四第一項中「次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ六十」を「千分ノ六十五」に改め、同条第二項を削る。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「

第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上

」を「

第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第二六級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第二七級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第二八級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第二九級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三〇級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

」に改める。

第四十一条第一項第一号中「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」を「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額

ロ 三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百二十ニ相当スル額トヲ合算シタル額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額

第四十一条ノ二第一項中「三級」を「五級」に改める。

第四十二条第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ハ最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第四十二条ノ三第三項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前条第二号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

ロ 七千五百円

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十ニ相当スル額

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分（職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負

傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分）ニ相当スル額

ロ　一万五千円

ハ　平均標準報酬月額ノ百分ノ六十ニ相当スル額

第五十条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

遺族年金ノ額ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額六万円ニ満タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十条ノ八第一号中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項第一号ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十八条第一項中「、家族葬祭料及」を「及家族葬祭料ニ要スル費用並ニ」に、「相当スルモノニ要スル費用」を「対応スルモノニ要スル費用ノ中政令ヲ以テ定ムル部分」に改める。

第五十九条第五項中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百二」に、「千分ノ百八十三」を「千分ノ百九十一」に改める。

第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百二分ノ六十六」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百二分ノ百三十六」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十一分ノ六十・五」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十一分ノ百三十・五」に改める。

別表第一の表を次のように改める。

別表第一ノ三

廃疾ノ程度	月数	率
一級	八・〇月	一・二五
二級	七・〇	
三級	六・五	一・〇〇
四級	六・〇	
五級	五・五	
六級	五・〇	〇・七五
七級	四・二	

別表第二の表を次のように改める。

廃疾ノ程度	月数
一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇
七級	二五

廃疾ノ程度	月数
一級	二〇月
二級	一五
三級	一二
四級	九
五級	六
六級	四
七級	二

別表第四上欄中

六級
一　両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二　咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
三　鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力ガ耳殻ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ
四　脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ
五　一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
六　一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
七　一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

を

六級
一　両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二　咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
三　鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力ガ耳殻ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ
四　脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ
五　一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
六　一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
七　一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

に

別表第五上欄中

七級
一　一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二　鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十糎以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ
三　精神ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四　胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
五　一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
六　一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廃シタルモノ
七　一足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
八　十趾ノ用ヲ廃シタルモノ
九　女子ノ外貌ニ著シキ醜状ヲ残スモノ
一〇　両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

を

一級
一　一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二　鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十糎以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ
三　精神ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四　胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
五　一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
六　一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廃シタルモノ
七　一足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
八　十趾ノ用ヲ廃シタルモノ
九　女子ノ外貌ニ著シキ醜状ヲ残スモノ
一〇　両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

改め、同表の備考第二号中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に改める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第三条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　船員保険法第二十条の規定による被保険者（以下「船員保険の任意継続被保険者」という。）であつたことがある者（船員保険の任意継続被保険者であつた期間を基礎として計算された院退手当金の支給を受けた者を除く。以下同じ。）及び船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たしたことによる老齢年金（以下「船員保険法による老齢年金」という。）の受給権者であつて六十五歳以上であるもの（以下「船員保険の高齢受給権者」という。）については、前二項の規定は、適用しない。

第三条に次の一項を加える。

3　厚生年金保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるもの（以下「厚生年金保険の高齢受給権者」という。）については、前二項の規定は、適用しない。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　厚生年金保険の高齢受給権者が、船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたときは、厚生年金保険法による老齢年金又は同法第五十八条第一号の規定による退族年金については、その者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失を厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失とみなすほか、第二条第一項の規定を準用する。

2　第二条第二項の規定は、前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に準用する。

第四条第一項中「船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は船員保険の高齢受給権者」を加え、「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第八条第二項及び第九条第二項中「（第六条第二項において準用する場合を含む。）」の下に「又は第三条の二第二項において準用する第二条第二項」を加える。

第十条第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第十一条第一項第二号及び第三項中「達した後」を「達した月以後」に改める。

第十二条第一項各号を次のように改める。

一　船員保険法第三十五条第一号の規定により計算した額

二　厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五条第二号の規定により計算した額

三　厚生年金保険の被保険者であつた期間について厚生年金保険法第三十四条第二項第二号の規定により計算した額（厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額）

第十二条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金保険法第百六条に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であつた期間であるときは、当該加入員であつた期間は、同項第三号に掲げる額の計算の基礎としない。ただし、同法第四十四条の二第二項に規定する期間については、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。

3　厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の老齢年金について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは「厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項本文」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え、同条中「第四十二条第一項各号」を第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える。

第十四条ただし書中「但し、」を「ただし、六十五歳に達した日以後において船員保険の被保険者の資格を取得したとき、又は」に改める。

第十五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、六十五歳に達した日以後において厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

第十五条第二項及び第三項を削る。

第十六条の見出しを「（船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の取扱

第十九条第一項及び第十九条の二中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十九条の三第一項中「当該通算老齢年金の支給」を「当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるときは、その額の百分の二十に相当する部分に限る。）の支給」に、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「通算老齢年金の支給が」を「船員保険法による通算老齢年金がその全額につき支給を」に改める。

第二十条第一項中「第四十六条」を「第四十六条第二項」に改め、「第四十三条第一項」の下に「又は第四十四条ノ三第一項」を加え、「左の区別によつて」を「その者の選択により」に改め、「同法第三十四条第一項第二号の規定による老齢年金及び」を削り、「第三十八条」を「第三十八条第二項」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十二条中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十三条第一項に後段として次のように加える。

第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡したときも、同様とする。

第二十三条第三項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第二十四条中「第五十九条」の下に「、第五十九条の二」を加え、「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

第二十五条第二項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（遺族年金の額の特例）

第二十六条　第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に船員保険法第三十四条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する船員保険法による遺族年金の額は、同法第五十条ノ二第一項第一号の規定にかかわらず、第十二条第一項の例により計算した額の二分の一に相当する額（その額が六万円に満たないときは、六万円）とする。

第二十七条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により年金の額を比較する場合においては、厚生年金保険法による遺族年金について、同法第六十条第一項及び第二項の規定により算定した額によるものとし、船員保険法による遺族年金については、同法第五十条ノ三の規定により加給すべき金額を加算した額によるものとする。

第二十八条中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三十一条中「船員保険法による老齢年金」の下に「（同法第三十八条第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金を除く。）」を加え、「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第三十二条中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三十三条　第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、基金の加入員又は加入員であつたものに対する船員保険法による老齢年金は、厚生年金保険法第九章の規定の適用については、同法による老齢年金とみなす。

（基金又は厚生年金基金連合会が支給する年金たる給付の基準等）

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条のうち厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十三条の二中「第四十三条」

の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える改正規定及び同法第三十二条の次に一条を加える改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項及び第七十一条ノ四第一項の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第四条第一項、第五十九条第五項及び第六十条第一項の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第十二条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

3　第二条の規定による改正後の船員保険法第四十一条第一項、第四十一条ノ二第一項、第四十二条、第四十二条ノ二、第四十二条ノ三第三項及び第四項、第五十条ノ二、第五十条ノ八、第五十八条第一項、別表第一、別表第一ノ三、別表第二、別表第四及び別表第五の規定並びに附則第五条から附則第十一条まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

4　第三条のうち第一項ただし書に規定する改正規定以外の改正規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法（以下「新交渉法」という。）第十二条第一項、第二十六条及び第三十一条の規定並びに附則第十四条から附則第十七条までの規定は、昭和四十年五月一日から、その他の新交渉法の規定並びに附則第十八条及び附則第十九条の規定は、同年六月一日から適用する。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　昭和四十一年四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が五万二千円である者の同年四月から同年九月までの標準報酬については、その者が被保険者の資格を取得したものとみなして、第一条の規定による改正後の健康保険法第三条の規定を適用する。この場合において、その者が厚生年金保険の被保険者であつて、その者の同年四月における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による標準報酬月額が五万二千円又は五万六千円であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかわらず、その者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三条　昭和四十一年三月以前の月に係る健康保険の保険料については、なお従前の保料険率による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　昭和四十一年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年三月の標準報酬月額が七万六千円（報酬月額が七万八千円未満である者を除く。）である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

第五条　昭和四十一年二月一日において現に船員保険法による職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額を、従前の額と同法別表第四上欄に規定する廃疾の程度に応じ附則別表中欄に規定する金額とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が同表下欄に規定する金額に満たないときは、これを同表下欄に規定する金額とする。

第六条　前条に規定する障害年金について昭和四十一年二月一日以後船員保険法の規定によりその額を改定する場合におけるその額の算定に関しては、第二

条の規定による改正後の同法第四十一条第一項第一号中「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル額トス）」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ト廃疾ノ程度ニ応ジ健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則別表中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ満タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス）」とする。

第七条　附則第五条に規定する障害年金のうち、船員保険法別表第四上欄に規定する廃疾の程度四級又は五級に該当する者に支給する障害年金については、第二条の規定による改正後の同法第四十一条ノ二第一項の規定による加給は、昭和四十一年二月分から行なう。

第八条　昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改正後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受けた権利を取得しなかつたものとみなす。

第九条　昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において第二条の規定による改正前の船員保険法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた者であつて、その該当しなくなつた際同条の規定による改正後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改正前の同法第四十二条の規定にかかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

第十条　昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、従前の額（加給金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

2　昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と二万四百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万五千四百円（第二条の規定による改正前の同法第五十条ノ二第一項第三号かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）に満たないときは、これを六万五千四百円（同号かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）とする。

第十一条　船員保険法による職務上の事由による障害年金及び同法第五十条第二号又は第三号に該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十二条　昭和四十一年三月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、厚生年金保険法による

老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが船員保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第三条の二の規定が適用されることとなる厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

2　昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において、船員保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以下であるものが厚生年金保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第四条の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

第十四条　昭和四十年五月一日において現に船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する老齢年金のうち、その額が第三条の規定による改正前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（以下「旧交渉法」という。）第十二条の規定により計算された老齢年金については、その額（加給金の額を除く。）を新交渉法第十二条第一項の規定により計算した額とする。

第十五条　昭和四十年五月一日において現に船員保険法による遺族年金の受給権を有する者に支給する遺族年金のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれその額（加給金の額を除く。）を当該各号に規定する額とする。

一　その額が旧交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金

　新交渉法第十二条第一項の規定により計算した額（その額が六万円に満たないときは、六万円）

二　その額が旧交渉法第二十六条の規定により計算された遺族年金　船員保険法第五十条ノ二第一項第一号の規定により計算した額（その額が六万円に満たないときは、六万円）

第十六条　昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法又は船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する旧交渉法第十三条の二の規定によつて計算された特別加給金については、その額を、新交渉法第十三条の二の規定によつて計算した額とする。

第十七条　前三条に規定する保険給付のうち、昭和四十年四月以前の月に係る分であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十八条　厚生年金保険法附則第二十八条の二の規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）附則第十七条の規定による特例老齢年金は、新交渉法第十九条の二及び第十九条の三の規定の適用については、それぞれ厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金とみなす。

第十九条　厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、新交渉法第二十四条に規定する遺族年金に関しては、昭和四十年六月一日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなり同日においてまだその死亡の時期がわからない船員保険の被保

険者又は被保険者であつた者についても、準用する。

附則別表

廃疾の程度	金額
一級	五万一千円
二級	五万一千円
三級	四万八百円
四級	四万八百円
五級	四万八百円
六級	三万六百円
七級	三万六百円

十二万三千円
十一万四千円
九万九千三百円
九万四千八百円
九万三百円
七万五千六百円
六万八千四百円

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭四一・四・三〇）

◎労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十一項中「一年」を「二年」に改め、同条第二十一項中「各七人又は五人」を「各十一人（東京都が設けるものに限る。）、各九人（大阪府が設けるものに限る。）又は各七人若しくは五人」に、「公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはその中の五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはその中の四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に労働委員会の委員である者の任期については、この法律による改正後の労働組合法第十九条第十一項本文（同条第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の委員の数は、それぞれ当該地方労働委員会においてこの法律の施行後はじめて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行なわれる日の前日までは、この法律による改正後の労働組合法第十九条第二十一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（運輸・労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十五号（昭四一・五・二）

◎金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

金属鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「事務所を」を「主たる事務所を」に改め、同条に次の一項を加える。

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第九条第四項中「理事長を通じて」を削る。

第十一条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第十一条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第十二条中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（代理人の選任）

第十五条の二　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十八条を次のように改める。

（業務の範囲）

第十八条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け

二　金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域のうち金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地層が存在すると推定される地域について、当該地層の精密な状態を明らかにするために行なう地質構造の調査（以下「精密調査」という。）を受けて、金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域について、その地域を通じて広く金属鉱物の鉱床と密接な関連がある地層の存在状況の概要を明らかにするために行なう地質構造の調査（以下「広域調査」という。）

三　国の委託を受けて、金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け

四　前三号の業務に附帯する業務

2　前項第一号から第三号までの金属鉱物の範囲は、通商産業省令で定める。

第十九条第一項中「前条第一項の業務」を「前条第一項第一号の業務（これに附帯する業務を含む。）」に改める。

第二十条第二項中「地質構造調査」を「精密調査及び広域調査」に改める。

第二十条の二の前の見出しを「（精密調査の実施計画）」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、当該事業年度において精密調査を行なおうとする地域ごとに精密調査の実施計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十条の二第二項中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の四及び第二十条の五中「第十八条第二項」を「第二十条の二第一項」に改める。

第二十条の六及び第二十条の七中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の八中「地質構造調査」を「精密調査」に、「第十八条第二項」を「第十八条第一項第二号」に改める。

第二十条の十第一項中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の十一第一項、第二十条の十三第一項及び

第二十条の十四第一項中「地質構造調査」を「精密調査又は広域調査」に改める。

第二十条の十五中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十三条の二中「第十八条第二項の業務」を「精密調査」に改める。

第三十二条第一号中「第十八条第二項、」を削り、「第二十条第一項」の下に「、第二十条の二第一項」を加え、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

第三十四条第三号中「及び第二項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行前に改正前の第十八条第二項の認可を受けた同項に規定する地質構造調査については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされた地質構造調査に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭四一・五・七）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「国家公務員」を「政府職員」に改め、同条第三号を削る。

第二十五条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　石炭坑の近代化に必要な機械であつて通商産業省令で定めるものの貸付け

第二十五条第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三　鉱区の調整のため必要な場合における採掘権の取得及び処分

第二十六条第二項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　前条第一項第九号の三に規定する機械（以下「近代化機械」という。）の貸付けの方法

第二十六条第二項に次の一号を加える。

十四　鉱区の調整のため必要な場合における採掘権の取得及び処分の方法

第二十七条第二項中「及び開発資金」を「、開発資金及び近代化機械」に改める。

第三十五条の六第一項に次のただし書を加える。

ただし、事業団が当該区域の全部又は一部を区域とする採掘権の設定又は採掘鉱区の増加の出願をした場合において、その出願の区域及びこれと隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の確認を受けているときは、この限りでない。

第三十六条の十二を次のように改める。

（近代化機械の貸付けの相手方）

第三十六条の十二　近代化機械の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

第三十六条の二十三の次に次の一条を加える。

（採掘権の取得及び処分）

第三十六条の二十四　事業団が第二十五条第一項第十二号の三に規定する採掘権の取得をすることができる場合は、第三十五条の六第一項ただし書に規定する出願をし、出願の許可を受けた場合に限るものとする。

2　事業団が第二十五条第一項第十二号の三に規定する採掘権の処分をすることができる場合は、その採掘権の鉱区及びこれと隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、隣接鉱区の採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうときに限るものとする。

第五十三条の二第三号中「第二十六条の二第二項」を「第二十五条第一項第九号の三、第二十六条の二第二項」に改め、「第三十六条の八第五号」の下に「、第三十六条の十二」を加える。

附則第二条の二第一号中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第二号中「開発資金の貸付け」の下に「、近代化機械の貸付け」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第九号の三に規定する機械の貸付計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十六号）の施行後遅滞なく」とする。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭四一・五・九）

◎国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「基き」を「基づき」に改め、「船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員及び」を削り、「且つ」を「かつ」に、「行い」を「行ない」に改める。

第四条第五項中「、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときは」を「一円未満の端数を生じたときは、」に改める。

第九条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三　障害補償

イ　障害補償年金

ロ　障害補償一時金

四　遺族補償

イ　遺族補償年金

ロ　遺族補償一時金

第十三条第一項中「別表第一」を「別表」に、「第三級」を「第七級」に、「第一種障害補償」を「障害補償年金」に、「第四級」を「第八級」に、「第二種障害補償」を「障害補償一時金」に改め、同条第二項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項第二号及び第三号中「同項」を「前項」に改め、同条第四項中「前項」を「前項第一号」に、「各々の」を「各の」に、「同項」を「同号」に、「第三級」を「第七級」に改め、同条第六項中「第一種障害補償」を「障害補償年金」に、「別表第一」を「別表」に改める。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

（休業補償及び障害補償の制限）

第十四条　職員が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、国は、人事院規則で定めるところにより、休業補償又は障害補償の全部又は一部を行なわないことができる。

（遺族補償）

第十五条　職員が公務上死亡した場合においては、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第十六条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

二　子又は孫については、十八歳未満であること。

三　兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十五歳以上であること。

四　前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定

める廃疾の状態であること。

2　職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3　遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十七条　遺族補償年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　平均給与額に三百六十五を乗じて得た額（次号において「平均給与額の年額」という。）の百分の二十五に相当する額

二　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき平均給与額の年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額

2　遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3　遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第十七条の次に次の九条を加える。

第十七条の二　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一　死亡したとき。

二　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四　離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五　子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（職員の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の人事院規則で定める廃疾の状態にあるときを除く。）。

六　第十六条第一項第四号の人事院規則で定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）。

2　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第十七条の三　遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2　前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請

二　職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三　前二号に掲げる者以外の者で主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

四　第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2　遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3　職員が遺言又はその者の属する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

4　遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5　遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

第十七条の四　遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一　職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二　遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関しすでに支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第十七条の五　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一　配偶者

（遺族からの排除）

第十七条の七　職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2　職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3　職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4　遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5　遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6　第十七条の二第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

（年金たる補償の支給期間等）

第十七条の八　障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2　年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3　年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（年金たる補償の支払の調整）

第十七条の九　年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（年金たる補償の改定）

第十七条の十　年金たる補償の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じに場合においては、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

（未支給の補償）

第二十条　補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

2　前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第十六条第三項に規定する順序）とする。

族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6　第十七条の二第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

（年金たる補償の支給期間等）

第十七条の八　障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2　年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3　年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（年金たる補償の支払の調整）

第十七条の九　年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（年金たる補償の改定）

第十七条の十　年金たる補償の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じに場合においては、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

（未支給の補償）

第二十条　補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

2　前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第十六条第三項に規定する順序）とする。

（死亡の推定）

第十九条　船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

3　第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十条の二中「又は公務で外国旅行中の職員」を「、公務で外国旅行中の職員又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員」に、「但し」を「ただし」に、「本章」を「この法律」に改める。

第二十一条中「別表第一」を「別表」に改める。

第二十二条中「左の」を「次の」に、「職業再教育」を「リハビリテーション」に、「義肢」を「義肢」に改め、同条に次の一号を加える。

五　その他必要と認める施設

第二十三条中「及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に、「つり合」を「均衡」に改める。

第二十四条の見出しを削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十七条の次に次の一条を加える。

（支払の一時差止め）

第二十七条の二　補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、第二十六条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、又は前条第一項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、人事院又は実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

第二十八条中「二年間」の下に「（障害補償及び遺族補償については、五年間）」を加え、「行わない」を「行なわない」に、「但し」を「ただし」に改める。

別表第一身体障害の欄中「そしゃく」を「咀嚼」に、「下肢」を「下肢」に、「耳かく」を「耳殻」に、「せき柱」を「脊柱」に、「外ぼう」を「外貌」に、「こう丸」を「睾丸」に、「ひ臓」を「脾臓」に、「じん臓」を「腎臓」に、「視野狭さく」を「視野狭窄」に、「ろく骨」を「肋骨」に、「歯科補綴」を「歯科補綴」に、「肩こう骨」を「肩胛骨」に、「がん固」を「頑固」に改め、同表第四級の項中「九二〇」を「一六四」に改め、同表第五級の項中「七九〇」を「一四二」に改め、同表第六級の項中「六七〇」を「一二〇」に改め、同表第七級の項目数の欄中「五六〇」を「一〇〇」に改め、同項身体障害の欄中第一〇号を第一三号とし、第九号を第一二号とし、第八号を第一一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　一上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

一〇　一下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

別表第一第七級の項身体障害の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表第一第八級の項身体障害の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五から第一二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の備考第一号中「きょう正視力」を「矯正視力」に改め、同表を別表とする。

別表第二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の国家公務員災害補償法（以下「旧法」という。）の規定による第一種障害補償のうちこの法律の施行の日の前日までの間に係る分並びに旧法の規定による第二種障害補償及び遺族補償であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償を受けることができる者には、この法律による改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）の規定による障害補償年金を支給する。

第四条　前条の規定により支給すべき障害補償年金のうち昭和四十一年十一月までの間に係る分の支払期月については、なお従前の例による。

第五条　新法第十九条の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期がわからない職員についても、適用する。

（遺族補償の支給に関する暫定措置）

第六条　この法律の施行の日から五年以内に職員が公務上死亡した場合における当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先立つて申し出たときは、国は、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給する。

2　前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

3　第一項の一時金は、新法の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

4　第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第二項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第六十五条第二項（同法第七十九条の二第八項において準用する場合を含む。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定を適用しない。

第七条　遺族補償一時金の額は、当分の間、新法第十七条の六第一項の規定にかかわらず、旧法の規定による遺族補償の額の範囲内において、人事院規則で定める額（第十七条の四第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

（他の法令による給付との調整）

第八条　年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた身体障害又は死亡について人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、新法の規定にかかわらず、新法の規定による年額から当該給付の年額に百分の五十の範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

2　補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法によつて新法の規定による補償に相当する保険給付を受ける場合には、国は、当分の間、新法の規定による補償を行なわない。

第九条　新法の規定による障害補償を受ける者についての恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条ノ二の規定の適用については、同条第五項中「給付ノ金額」とあるのは「給付ノ金額（国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ヲ乗ジテ得タル額）」と、恩給法第五十八条ノ五の規定の適用については、同条本文中「国家公務員災害補償法第十三条若ハ」とあるのは「国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」と、恩給法第六十五条ノ二の規定の適用については、同条第二項中「該当スルモノノ金額」とあるのは「該当スルモノノ金額（国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ其ノ年額ニ六ヲ乗ジテ得タル額）」とする。

2　新法の規定による遺族補償年金を受ける者についての恩給法第七十九条ノ三の規定の適用については、同条本文中「国家公務員災害補償法第十五条若ハ」とあるのは「国家公務員災害補償法第十五条ノ規定ニ依ル遺族補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」とする。

第十条　この法律の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を受けるべき者に係る恩給法第五十八条ノ五の規定の適用については、なお従前の例による。

（人事院規則への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（船員保険法の一部改正）

第十二条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を削る。

第四十五条第二項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第五十条ノ七中「国家公務員災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル障害補償年金ヲ受クル者ナルトキハ当該補償年金ヲ受クル間」と、同条ただし書中「当該補償又ハ」とあるのは「当該補償年金ノ年額又ハ当該補償若ハ」とする。

第十三条　障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償の支給を受けるべき者があることによりこの法律の施行の際現に旧船員保険法第五十条ノ七の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2　前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3　障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を有するに至つたことによりこの法律の施行の

際現に旧船員保険法第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正）

第十四条　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第四十八条まで」の下に「及び第八十九条から第九十六条まで」を加え、「（船員法第九十二条に規定する基準による場合において、障害の程度が同法の別表に掲げる第一級から第三級までに該当するときは、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条第一項中「平均給与額に同表に定める日数」とあるのは、「船員法第九十二条に規定する標準報酬の月額に同法の別表に定める月数の六分の一の月数」と読み替えて国家公務員災害補償法第十三条第一項（第一種障害補償に関する部分に限る。）及び関係規定を適用した場合における基準とする。）」を削る。

（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　前条の規定による改正前の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の規定による船員である職員の災害補償であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第十六条　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員を除く。以下本条及び附則第九項において同じ。）」を削り、「から第二十六条まで及び第二十七条第一項」を「、第二十六条、第二十七条第一項及び第二十七条の二」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第十七条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第八十六条の項中欄中「第十三条の規定による障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間」を「の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十八条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第五十六条第三号中「国家公務員災害補償法第十三条」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）」に改める。

第六十四条中「国家公務員災害補償法第十五条（他の法律において準用する場合を含む。）」を削る。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　障害年金の受給権者が旧法第十三条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を取得し

たことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）第五十四条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償の支給が行なわれるべきものであることによりこの法律の施行の際現に旧厚生年金保険法第六十四条の規によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2　前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項（同条第七十九条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3　障害年金の受給権者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に旧厚生年金保険法第五十四条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

（国会議員互助年金法の一部改正）

第二十条　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の見出し中「障害補償」を「障害補償年金」に改め、同条中「第十三条の規定による障害補償に相当する補償を受ける場合には、その補償が同法同条に規定する第一種障害補償に相当する補償であるときはこれを」を「の規定による障害補償年金に相当する補償を受ける場合には、当該補償を」に改め、「、その補償が同法同条に規定する第二種障害補償に相当する補償であるときはこれを受ける事由が生じた月の翌月から六年間」を削る。

第十九条の二の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五条の規定による遺族補償」を「の規定による遺族補償年金」に、「六年間」を「当該補償を受ける間」に改める。

（国会議員互助年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　旧法第十三条の規定による第二種障害補償に相当する補償を受けることによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国会議員互助年金法（以下この条において「旧国会議員互助年金法」という。）第十六条の二の規定によりその一部の支給が停止されている公務傷病年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償に相当する補償を受けることによりこの法律の施行の際現に旧国会議員互助年金法第十九条の二の規定によりその一部の支給が停止されている同法第十九条第二項第四号の規定による遺族扶助年金の支給についても、同様とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十二条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の見出し中「障害補償」を「障害補償年金」に改め、同条中「第十三条の規定による障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間」を「の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

第九十二条の見出し中「遺族補償」を「遺族補償年金」に改め、同条中「第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた時から六年間」を「の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたと

きは、これらが支給される間」に改める。

第百二十条第一項中「船員組合員又はその被扶養者が病気にかかり、又は負傷した場合」を「船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合」に改める。

第百二十一条第一項中「退職し、又は」の下に「公務によらないで」を加え、同条第二項中「遺族に対する給付」の下に「（その支給事由が公務によるものを除く。）」を加え、同条第三項を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　旧法第十三条の規定による第二種障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「旧国家公務員共済組合法」という。）第八十六条の規定によりその一部の支給が停止されている公務による廃疾年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に旧国家公務員共済組合法第九十二条の規定によりその一部の支給が停止されている同法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

（国民年金法の一部改正）

第二十四条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第三十六条中「又は国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第四十一条第一項中「又は国家公務員災害補償法」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第六十五条第一項第一号中「年金たる給付」の下に「及び国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金たる補償」を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　障害年金の受給権者が旧法第十三条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を取得し、又は障害福祉年金の受給権者が同条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償が行なわれるべきものであることによりこの法律の施行の際現に旧国民年金法第四十一条第一項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2　障害年金（障害福祉年金を除く。）の受給権者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に旧国民年金法第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

3　この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第八項において準用

する場合を含む。）の規定を適用しない。

（国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条　国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条から第六条までを削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二十七条　児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十七　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償

第四条第二項第四号中「若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を削り、「これらに」を「これに」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十七号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金は、同法第四条第三項第三号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十九条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条第二項の表第九十一条の項下欄中「第十三条の規定による障害補償が行なわれることとなつたときは六年間」を「の規定による障害補償年金が支給されることとなつたときはその障害補償年金が支給される間」に改め、同表第九十七条の項下欄中「第十五条の規定による遺族補償が行なわれることとなつたときは六年間」を「の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその遺族補償年金が支給される間」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　旧法第十三条の規定による第二種障害補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条において「旧地方公務員等共済組合法」という。）第百四十二条第二項の規定により変更して適用される同法第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務による廃疾年金については、同法第百四十二条第二項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償を支給する事由が生じたことによりこの法律の施行の際現に旧地方公務員等共済組合法第百四十二条第二項の規定により変更して適用される同法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている同法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正）

第三十一条　重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十八　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償

第四条第三項第四号中「若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号」を削り、「これらに」を「これに」に改める。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

措置）

第三十二条　前条の規定による改正後の特別児童扶養手当法第三条第二項第十八号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による重度精神薄弱児扶養手当の支給を受けている者に対して附則第三条の規定により支給される障害補障年金は、同法第四条第四項第三号の規定の適用については、その者が同法第三条第一項に規定する児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

2　重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十八号）中重度精神薄弱児扶養手当法の題名の改正規定が施行されるまでの間は、前項中「特別児童扶養手当法」とあるのは「重度精神薄弱児扶養手当法」と、「同法第三条第一項に規定する児童」とあるのは「当該重度精神薄弱児」とする。

（公務上の災害に対する年金による補償に関する検討）

第三十三条　職員の公務上の災害に対する年金による補償に関しては、人事院は、共済組合の制度との関係を考慮して引き続き検討を加えるほか、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）附則第四十五条に規定する検討の結果が得られたときは、これとの均衡をも考慮して、補償制度の研究を行ない、その成果を国会及び内閣に提出しなければならない。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・労働・自治大臣署名）

法律第六十八号（昭四一・五・九）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（衆法）

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「五年」を「十年」に、「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村」を「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」に改め、「改良、造成又は取得をする場合」の下に「（当該区域外において牛乳の処理又は製乳品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合であつて、当該改良、造成又は取得が当該改良、造成又は取得に係る施設の所在の都道府県の同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しており、かつ、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が当該都道府県の区域内の同法第三条の規定による集約酪農地域又は同法第二条の四第

一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において生産される生乳である見込みが確実であるときを含む。)」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百十一号)の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村若しくは酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百十一号)第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村」とする。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第六十九号(昭四一・五・九)

◎農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(衆法)

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2　組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二項の規定の例により、合併経営計画をたて、これを農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十九号)の施行の日から昭和四十四年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3　都道府県知事は、前項の認定をする場合には、第四条の規定(同条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。)の例により、これを行なうものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項第三号中「第四条第二項」の下に「又は附則第三項」を加える。

第八十一条の二中「第四条第二項若しくは」の下に「附則第三項若しくは」を加える。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第七十号(昭四一・五・一二)

◎農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「施設資金」を「施設資金等」に、「都道府県が」を「国が、都道府県の」に、「国が助成する」を「助成し、又は自ら利子補給を行なう措置を講ずる」に改める。

第二条第一項第四号中「法人」を「団体」に改め、同条第三項中「植栽」の下に「又は育成」を加え、「購入に必要なもの」を「購入又は育成に要するもの」に改め、同項第二号中「十五年」を「二十年」に改め、同項第三号中「三年」を「七年」に改める。

第三条の見出し中「利子補給」を「都道府県の行なう利子補給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(政府の行なう利子補給)

第三条の二　政府は、農林中央金庫が農業近代化資金(前条の規定による政府の助成に係るものを除く。)を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を農林中央金庫と結ぶことができる。

2　前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年度以内とする。

3　政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4　第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る農業近代化資金の各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高)につき年一分五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

(農林中央金庫法の特例)

第三条の三　農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金を貸し付ける場合における当該貸付けについての農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十五条ノ二の規定の適用については、同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」とあるのは、「二十箇年以内」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「助成を行なう」を「助成を行ない、並びに利子補給金の支給を行なう」に改める。

3　地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第四項中「政府の助成」の下に「若しくは同法第三条の二の規定による政府の利子補給」を加える。

(大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名)

法律第七十一号（昭四一・五・一二）

◎農業信用基金協会法の一部を改正する法律

農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

題名及び目次を次のように改める。

農業信用保証保険法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　農業信用基金協会
第一節　総則（第三条―第七条）
第二節　業務（第八条―第十三条）
第三節　会員（第十四条―第二十二条）
第四節　設立（第二十三条―第二十八条）
第五節　管理（第二十九条―第四十八条）
第六節　解散及び清算（第四十九条―第五十四条）
第七節　監督（第五十五条―第五十八条）
第三章　農業信用保険
第一節　農業信用保険協会（第五十九条―第七十七条）
第二節　保証保険（第七十八条―第八十四条）
第三節　融資保険（第八十五条―第九十条）
第四章　雑則（第九十一条）
第五章　罰則（第九十二条―第九十四条）
附則

第一条中「農業経営に必要な資金」を「農業近代化資金その他農業経営に必要な資金」に改め、「農業信用基金協会の制度」の下に「及びその保証等につき農業信用保険協会が行なう農業信用保険の制度」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「農業近代化資金」とは、農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の農業近代化資金をいう。

第二条の次に次の章名及び節名を附する。

第二章　農業信用基金協会

第一節　総則

第三条中「以下「協会」という。」を「以下「基金協会」という。」に改める。

第四条及び第五条中「協会」を「基金協会」に改める。

第六条第一項中「協会は」を「基金協会は」に改め、同条第二項中「協会でない者」を「基金協会でない者」に、「であることを示すような文字」を「という文字」に改める。

基金協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行なつたものを除く。）につき農業信用保険協会（以下この条及び次条において「保険協会」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第八十三条第一項の規定による保険協会への納付金に対応する部分を除く。）についても、また同様とする。

第七条に次の一条を加える。

（保険協会からの借入金）

第九条の二　基金協会は、第六十四条第二号に規定する資金に係る保険協会からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち農業近代化資金に係るものの弁済に充てるための資金として、前条各号の方法又は農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合への預金の方法により管理しなければならない。

2　前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第十条第一項中「協会」を「基金協会」に改め、同条第二項中「前条」を「第九条」に改める。

第十一条、第十二条及び第十三条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。

「第三章　会員」を削り、第十三条の次に次の節名を附する。

第三節　会員

第十四条、第十五条第四項、第十六条第一項及び第十七条第四項、第十八条並びに第十九条第二項、第二十条第一項中「協会の」を削り、同項第一号から第四号まで及び同条第二項から第五項までの規定中「協会」を「基金協会」に改める。

第二十一条第二項中「協会」を「基金協会」に改める。

第二十二条の次に次の節名を附する。

第四節　設立

第二十三条第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三号及び第二十八条中「協会」を「基金協会」に改める。

「第五章　管理」を削り、第二十九条中「協会」を「基金協会」に改める。

第三十条中「協会」を「基金協会」に、「協会の」を「基金協会の」に、「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。

「第六章　解散及び清算」を削り、第四十八条の次に次の節名を附する。

第五節　管理

第四十九条第一項、第五十条、第五十一条及び第五十二条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。

第五十四条中「協会の」を「基金協会の」に、「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。

「第七章　監督」を削り、第五十四条の次に次の節名を附する。

第七節　監督

第五十五条中「協会」を「基金協会」に改め、「以下」の下に「この条及び次条において」を加える。

第五十六条及び第五十七条中「協会」を「基金協会」に改める。

第六十二条中「第六条第二項」の下に「又は第六十三条第二項」を加え、同条を第九十四条とする。

第六十一条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加え、同条第二号中「第七条第一項」の下に「（第七十七条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第九条」の下に「若しくは第九条の二第一項」を加え、同条第五号中「第十八条第一項」の下に「（第七十七条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第十九条第二項後段」の下に「（第七十七条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第二十条第三項」の下に「（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第三十五条」の下に「（第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八号中「第三十九条」の下に「（これらの規定を第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第四十二条」の下に「（これらの規定を第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十号中「第五十三条」の下に、「（これらの規定を第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え同条第十一号中「第五十二条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号中「第五十四条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の二号を加え、同条を第九十三条とする。

十五　第六十六条第一項から第三項まで又は第六十八条の規定に違反する経理をしたとき。

十六　第六十七条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかったとき。

第六十条第一項中「第五十五条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「協会の役員」を「協会（基金協会及び保険協会をいう。以下同じ。）の役員」に、「受託者の代表者」を「受託者（協会から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の代表者」に改め、同条を第九十二条とし、第八章を第五章とする。

第五十九条第一項ただし書中「第五十六条」の下に「（これらの規定を第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え同条第十一号中「第五十二条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号中「第五十四条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の二号を加え、同条を第九十三条とする。

十五　第六十六条第一項から第三項まで又は第六十八条の規定に違反する経理をしたとき。

十六　第六十七条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかったとき。

第六十条第一項中「第五十五条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「協会の役員」を「協会（基金協会及び保険協会をいう。以下同じ。）の役員」に、「受託者の代表者」を「受託者（協会から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の代表者」に改め、同条を第九十二条とし、第八章を第五章とする。

第五十九条第一項ただし書中「第五十六条」の下に「（これらの規定を第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十一号中「第五十二条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号中「第五十四条」の下に「（第七十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の二号を加え、同条を第九十三条とする。

十五　第六十六条第一項から第三項まで又は第六十八条の規定に違反する経理をしたとき。

十六　第六十七条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかったとき。

第六十条第一項中「第五十五条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条」の下に「（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「協会の役員」を「協会（基金協会及び保険協会をいう。以下同じ。）の役員」に、「受託者の代表者」を「受託者（協会から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の代表者」に改め、同条を第九十二条とし、第八章を第五章とする。

第五十九条　農業信用保険協会は、基金協会が行なう農業近代化資金に係る債務の保証等につき保険を行なうとともに、基金協会に対して当該業務に必要な資金を融通することにより、農業近代化資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（法人格）

第六十条　農業信用保険協会（以下「保険協会」という。）は、法人とする。

（区域）

第六十一条　保険協会の区域は、全国の区域による。

（住所）

第六十二条　保険協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第三章　農業信用保険

第一節　農業信用保険協会

（目的）

（名称）

第六十三条　保険協会は、その名称中に農業信用保険協会という文字を用いなければならない。

2　保険協会でない者は、その名称中に農業信用保険協会という文字を用いてはならない。

（業務の範囲）

第六十四条　保険協会は、第五十九条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　次節及び第三節の規定による保険

二　会員たる基金協会の農業近代化資金に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付け

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

（交付金）

第六十五条　政府は、予算の範囲内において、保険協会に対し、前条第一号の保険の事業における保険金の支払又は同条第二号の貸付けの事業における貸付けの財源に充てるため、交付金を交付する。この場合には、政府は、保険金の支払の財源に充てるべきもの又は貸付けの財源に充てるべきものの額を示すものとする。

（資金）

第六十六条　保険協会は、第六十四条第一号の保険の事業に関して、保険準備資金を設け、第七十七条第三項において準用する第十五条の規定による出資金の額及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額の合計額をもつてこれに充てなければならない。

2　保険協会は、第六十四条第二号の貸付けの事業に関して、融資資金を設け、前条の規定により政府が貸付けの財源に充てるべきものとして交付した交付金の額をもつてこれに充てなければならない。

3　前二項に規定する資金（以下この条及び第六十八条において「資金」という。）は、第六十八条第二項の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてはならない。

4　資金の経理に関しては、この法律に定めるもののほか、政令の定めるところによる。

（責任準備金）

第六十七条　保険協会は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（利益及び損失の処理）

第六十八条　保険協会は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その全部を準備金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による資金の取りくずしがなされているときは、その利益を当該取りくずしがなされた資金の額に相当する額に達するまで資金に組み入れ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2　保険協会は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の準備金を取りくずして整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、資金を取りくずして整理しなければならない。

3　第一項の準備金は、前項の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてはならない。

（財務についての主務省令への委任）

第六十九条　前三条に規定するもののほか、保険協会がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、主務省令で定める。

（会員の資格）

第七十条　保険協会の会員たる資格を有する者は、基金協会及び農林中央金庫とする。

（議決権）

第七十一条　会員は、各一個の議決権を有する。ただし、出資金の額が政令で定める額以上である会員に対しては、その出資金の額に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

（脱退）

第七十二条　会員は、事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　保険協会と当該会員との間に保険関係が成立している場合

二　保険協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

（業務方法書に記載すべき事項）

第七十三条　保険協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一　保険関係が成立する保証及び貸付けの範囲

二　保険事故

三　保険金額の保険価額に対する割合

四　保険料に関する事項

五　保険金に関する事項

六　回収金の納付その他被保険者の守るべき条件に関する事項

七　貸付金の使途、利率、償還期限、金額の限度、償還方法その他貸付金に関する事項

八　業務の委託に関する事項

（役員の選任）

第七十四条　保険協会の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2　前項の規定による役員の選任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　設立当初の役員は、創立総会において選任する。この場合には、前項の規定を準用する。

（事業計画等の承認）

第七十五条　保険協会は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度、事業計画及び収支予算を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（監督命令）

第七十六条　主務大臣は、次条第七項において準用する第五十七条第一項の規定によるほか、保険協会の業務を適正且つ適に行なわせるため特に必要があるときは、保険協会に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

（準用規定）

第七十七条　保険協会の登記に関する事項については、第七条の規定を準用する。

2　保険協会の業務に関する事項については、第六十四条から第六十九条までに規定するもののほか、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「依

務の保証の決定」とあるのは「保証保険に係る保険契約の締結及び融資保険の業務」と、「融資機関」とあるのは「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

3　保険協会の会員に関する事項については、第七十条から第七十二条までに規定するもののほか、第十五条、第十六条第一項から第四項まで、第十七条第二項から第四項まで、第十八条、第十九条（同条第一項第一号及び第三号を除く。）、第二十条第二項及び第四項、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第十五条第二項中「一万円」とあるのは「十万円」と、第十九条第一項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十条第二項中「前項」とあるのは「第七十二条」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「第七十二条第二号」と、第二十一条第三項中「脱退の時（前項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになつた時）」とあるのは「脱退の時」と、第二十条第二項中「前二条」とあるのは「第七十二条並びに第七十七条第三項において準用する第二十条第二項及び第四項並びに第二十一条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

4　保険協会の設立に関する事項については、前章第四節の規定を準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第七十条」と、第二十四条第五項中「半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上になるもの」とあるのは「半数以上」と、同条第六項中「第十七条及び」とあるのは「第十七条第二項から第四項まで及び第七十一条本文並びに」と読み替えるものとする。

5　保険協会の管理に関する事項については、第七十三条及び第七十四条に規定するもののほか、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項第三号中「第五十七条第二項」とあるのは「第七十七条第七項において準用する第五十七条第二項」と読み替えるものとする。

6　保険協会の解散及び清算に関する事項については、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条から第五十四条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項第三号中「第五十七条第二項」とあるのは「第七十七条第七項において準用する第五十七条第二項」と、第二十九条第八号中「剰余金の処分」とあるのは「利益」と、同条第十号中「並びに選任及び委嘱」とあるのは「及び選任」と、第三十八条中「その出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員」と、第四十一条第二項第一号中「氏名又は名称」とあるのは「名称」と、同条第三項中「債権者（基金協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。）」とあるのは「債権者」と、第四十二条第一項中「及び剰余金処分案又は損失処理案」とあり、第四十五条第一項第五号中「剰余金処分案及び損失処理案」とあるのは「及び利益又は損失の処理案」と、第四十七条中「その出資の合計額が出資総額」とあるのは「その議決権の合計数が議決権の総数」と読み替えるものとする。

7　保険協会の監督に関する事項については、前二条に規定するもののほか、前章第七節の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第五十八条第一項中「その出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員」と、第五十七条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第七十六条」と読み替えるものとする。

第三節　保証保険

（保険契約）

第七十八条　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金（この借入れに係る借入金の額が政令で定める額以上のものに限る。）に係る債務の保証をすることにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、保険協会とその基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金

（一の借入れに係る借入金の額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）に係る債務の保証をしたことを保険協会に通知することにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、保険協会とその基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3　前二項の保険関係においては、基金協会が借入金につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会が被保証者に代わつてする借入金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険料）

第七十九条　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保険金）

第八十条　保険協会が第七十八条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、基金協会が被保証者に代わつて弁済をした借入金の額から基金協会がその支払の請求をする時までにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

2　前項の求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、その弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

第八十一条　基金協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2　基金協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（求償）

第八十二条　基金協会は、第七十八条第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（回収金の納付）

第八十三条　保険金の支払を受けた基金協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後被保証者に対する求償権（基金協会がその被保証者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第八十条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を保険協会に納付しなければならない。

2　前項の求償権を行使して取得した額については、第八十条第二項の規定を準用する。

（契約の解除等）

第八十四条　保険協会は、基金協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第七十八条第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

第三節　融資保険

（保険契約）

第八十五条　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が農業近代化資金の貸付け（一の貸付けに係る金額が政令で定める額以上のものに限る。）をすることにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、保険協会と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　保険協会は、事業年度ごとに、会員たる農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が農業近代化資金の貸付け（一の貸付けに係る金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）をしたことを保険協会に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、保険協会と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3　前二項の規定は、農業近代化資金の貸付けにつき基金協会による債務の保証が行なわれる場合における当該貸付けについては、適用しない。

4　第一項又は第二項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険料）

第八十六条　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保険金）

第八十七条　保険協会が第八十五条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第四項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

（回収）

第八十八条　農林中央金庫は、第八十五条第一項又は第二項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第八十九条　農林中央金庫は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第八十七条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を保険協会に納付しなければならない。

（準用規定）

第九十条　第八十五条第一項又は第二項の保険関係については、第八十一条及び第八十四条の規定を準用する。この場合において、第八十四条中「第七十八条」とあるのは、「第八十五条」と読み替えるものとする。

附則第二条第一項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改め、同条第二項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「協会」を「基金協会」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条　農業信用基金協会がこの法律の施行の日の前日までに行なつた保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金銭の管理については、改正後の農業信用保証保険法第九条後段の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定

により従前の例によることとされる金銭の管理に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の際現にその名称中に農業信用保険協会という文字を用いている者については、改正後の農業信用保証保険法第六十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（農業近代化資金助成法の一部改正）

第五条　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「保証」を「保証等」に改め、同条第一項中「農業信用基金協会の制度」の下に「及びその保証等につき農業信用保険協会が行なう農業信用保険の制度」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する農業信用基金協会及び農業信用保険の制度に関しては、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の定めるところによる。

第六条第一号中「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改め、同条第二号中「当該業務に係る弁済」の下に「（当該基金をもつて行なつたものに限る。）」を、「取得した金額」の下に「（その金額のうちに農業信用保証保険法第八十三条第一項の規定により農業信用保険協会へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した金額）」を加える。

（その他の法律の一部改正）

第六条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁船保険組合」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ウ　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

第八条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「農業信用基金協会」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第九条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「農林中央金庫」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第十条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の二を次のように改める。

七の二　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二章

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業信用基金協会」の下に「、農業信用保険協会」を加え、「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ八中「農業信用基金協会」の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業信用基金協会の下に「、農業信用保険協会」を加える。

第十四条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

農業信用基金協会	農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）

を

農業信用基金協会 農業信用保険協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

に改める。

別表第二第一号の表中

農業信用基金協会	農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）

を

農業信用基金協会 農業信用保険協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・自治大臣署名）。

法律第七十二号（昭四一・五・一六）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「及び助産婦」を「、助産婦及び衛生検査技師」に改める。

第三十六条の九（見出しを含む。）中「社会保険研修所」を「社会保険大学校」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭四一・五・一八）

◎地震保険に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「保険会社等」とは、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項若しくは外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三条第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた者又は他の法律に基づき火災に係る共済事業を行なう法人で大蔵大臣の指定するものをいう。

2　この法律において「地震保険契約」とは、次に掲げる要件を備える損害保険契約（火災に係る共済契約を含む。以下同じ）をいう。

一　居住の用に供する建物又は生活用動産のみを保険の目的とすること。

二　地震若しくは噴火又はこれらによる津波（以下「地震等」という。）を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による全損（経済的に全損と認められるものを含む。）のみをてん補すること。

三　特定の損害保険契約に附帯して締結されること。

四　保険金額は、附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十に相当する額（その額が政令で定める金額をこえるときは、当該金額）とすること。ただし、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これに代わるべき金額とすることができること。

3　この法律において「保険」、「保険金」又は「保険責任」とあるのは、共済契約については、それぞれ「共済」、「共済金」又は「共済責任」と読み替えるものとする。

（政府の再保険）

第三条　政府は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。

2　前項の再保険契約は、契約の相手方ごとに、一回の地震等によりその相手方に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の総額が政令で定める金額をこえる場合に、そのこえる金額につき政令で定める区分ごとの割合により支払うべきことを約するものとする。

3　一回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額をこえない範囲内のものでなければならない。

4　七十二時間以内に生じた二以上の地震等は、一括して一回の地震等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この限りでない。

（保険金の削減）

第四条　前条第一項の規定による政府の再保険契約に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の総額が、一回の地震等につき、当該再保険契約により保険会社等のすべてが負担することとなる金額と同条第三項の規定による政府の負担限度額との合計額をこえることとなる場合には、保険会社等は、政令で定めるところにより、その支払うべき保険金を削減することができる。

（保険料率及び再保険料率）

第五条　政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。

2　政府の再保険事業に係る再保険料率は、長期的に再保険料収入が再保険金を償うように合理的に定めなければならない。

（審査の申立て）

第六条　保険会社等は、政府の再保険に関する事項につき不服があるときは、大蔵大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2　前項の規定による審査の申立てがあつたときは、大蔵大臣は、地震保険審査会の審査を経て裁決する。

3　第一項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（地震保険審査会）

第七条　大蔵省に、附属機関として、政令で定めるところにより、地震保険審査会を置くことができる。

2　地震保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、再保険金を支払うべき事態が生じた場合において、大蔵大臣の諮問に応じ、当該再保険金の額及び第四条の保険金の削減に係る事項に関し調査審議する。

3　前二項に定めるもののほか、地震保険審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の措置）

第八条　政府は、地震保険契約による保険金の支払のため特に必要があるときは、保険会社等に対し、資金のあつせん又は融通に努めるものとする。

（報告及び検査）

第九条　大蔵大臣は、この法律に規定する政府の再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、地震保険契約に係る事業を行なう保険会社等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に当該保険会社等の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（実施規定）

第十条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

（罰則）

第十一条　第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　保険会社等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその保険会社等の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その保険会社等に対しても同項の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　保険業法の一部を次のように改正する。

第十二条ノ三第一号中「又ハ自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業」を「、自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業又ハ地震保険ニ関スル法律ニ規定スル地震保険契約ニ関スル事業」に改め、同条第二号中「及自動車損害賠償責任保険事業」を「、自動車損害賠償責任保険事業及地震保険契約ニ関スル事業」に改める。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　地震再保険事業を行なうこと。

第十二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　地震再保険事業に関すること。

第十二条第二項中「並びに同項第八号」を「、同項第八号」に改め、「（検査部の所掌に属するものを除く。）」の下に「並びに同項第八号の二の事務」を加え、同条第三項中「第九号まで」を「第八号まで及び第九号」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十四号（昭四一・五・一八）

◎地震再保険特別会計法

（設置）

第一条　地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、地震再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、再保険料、次条第一項又は第二項の規定による一般会計からの繰入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、第十四条第二項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、次条第三項の規定による一般会計への繰入金、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

（一般会計からの繰入れ）

第四条　政府は、この会計の事務取扱費の財源に充てるため必要な金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2　政府は、再保険金、この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、第十四条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金又は一時借入金の利子の財源に充てるため、必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

3　前項の規定による繰入金については、後日、この会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

（歳入歳出予定計算書の作成）

第五条　大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第六条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書

二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（責任準備金の積立て等）

第八条　この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならない。

2　この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足するときは、責任準備金をもつて補足するものとする。

3　前項の規定により責任準備金をもつて補足することができない損失の額は、損失の繰越しとして整理するものとする。

（剰余金の積立て等）

第九条　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、当該剰余金のうち、歳出予算の翌年度繰越額その他政令で定める額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2　前項の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

3　この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第十条　大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十二条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十三条　この会計において、再保険金（次条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金でその年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入（次項において「再保険料等」という。）をもつて当該年度における再保険金を支弁するのに不足するためその借換えが行なわれたものの償還金を含む。）を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2　前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもつて当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

（一時借入金）

第十四条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、その不足する額を限度として、この会計

法律第七十五号（昭四一・五・二〇）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条―第五十五条の三」を「第三十九条―第五十五条の四」に、「航空交通管制本部（第五十五条の三）」を「航空交通管制部（第五十五条の三・第五十五条の四）」に改める。

第二十三条第一項中第十号から第十四号の二までを削り、第十五号を第十号とし、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とする。

第二十五条第一項第十一号の三中「水先人の試験」を「水先」に改め、同号を同項第十二号とする。

第三十条第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第一号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改め、同項第五号中「関すること」の下に「（港湾技術研究所の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「関

の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

（国庫整理基金特別会計への繰入れ）

第十五条　この会計の負担に属する借入金及び一時借入金の償還金（前条第一項の規定による一時借入金の償還金を除く。）及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越し）

第十六条　この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　大蔵大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十七条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、地震保険に関する法律の施行の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

2　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」の下に「、地震再保険特別会計」を加える。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

二　航空交通管制のうち、飛行場管制、着陸誘導管制及びターミナル・レーダー管制に関すること。

第五十五条の二第一項第三号及び第四項中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

第二節第四節第五款を次のように改める。

第五款　航空交通管制部

（所掌事務）

第五十五条の三　航空交通管制部は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一　航空交通管制のうち、航空路管制及び進入管制に関すること。

二　飛行計画の承認に関すること。

2　運輸大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させることができる。

（名称、位置等）

第五十五条の四　航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌航空交通管制部	札幌市
東京航空交通管制部	東京都北多摩郡久留米町
福岡航空交通管制部	福岡市

第三十条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号から第五号まで」を「同項第三号から第六号まで」に改める。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

三　飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関すること。

第三十八条に次の一項を加える。

3　第一項の表に掲げる附属機関のうち、港湾審議会は、同表に規定する事項のほか、昭和四十三年三月三十一日までの間に限り、運輸大臣の諮問に応じて港湾運送事業の合理化に関する重要事項を調査審議することができる。

第三十九条中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

第四十条第一項中第四号の四を削り、第四号の五を第四号の四とし、第四号の六から第四号の八までを一号ずつ繰り上げる。

第五十五条の二第一項第二号を次のように改める。

すること」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　人工衛星による航法の開発に関すること。

第三十条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号から第五号まで」を「同項第三号から第六号まで」に改める。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

三　飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関すること。

第三十八条に次の一項を加える。

3　第一項の表に掲げる附属機関のうち、港湾審議会は、同表に規定する事項のほか、昭和四十三年三月三十一日までの間に限り、運輸大臣の諮問に応じて港湾運送事業の合理化に関する重要事項を調査審議することができる。

第三十九条中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

第四十条第一項中第四号の四を削り、第四号の五を第四号の四とし、第四号の六から第四号の八までを一号ずつ繰り上げる。

第五十五条の二第一項第二号を次のように改める。

二　人工衛星による航法の開発に関すること。

第三十条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号から第五号まで」を「同項第三号から第六号まで」に改める。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

三　飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関すること。

第三十八条に次の一項を加える。

2　運輸省本省の定員は、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日までの間は、一万五千五十七人とする。

（海上保安庁法の一部改正）

3　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の表を次のように改める。

区分	定員
本省	一、〇五六人
船員労働委員会	五四人
海上保安庁	一、三六八人
海難審判庁	四〇人
気象庁	六、二三八人
合計	七、〇八六人

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

（経過規定）

2　運輸省本省の定員は、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日までの間は、一万五千五十七人とする。

（海上保安庁法の一部改正）

3　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号の次に次の二号を加える。

二の二　遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関する事項

二の三　海難の調査（海難審判庁の行なうものを除く。）に関する事項

第七条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　港則に関する事項

（航空法の一部改正）

4　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条第一項中「航空交通管制本部長」を「航空交通管制部長」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

5　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第七十六号（昭四一・五・二八）

◎失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の八中「第一級三百三十円、第二級二百四十円」を「第一級五百円、第二級三百三十円」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一級十六円、第二級十二円」を「第一級二十四円、第二級十六円、「四百八十円」を「六百六十円」に改め、同条第二項中「第一級については八円、第二級については六円」を「第一級については十二円、第二級については八円」に改める。

附　則

1　この法律中第三十八条の十一の改正規定及び附則第五項の規定は昭和四十一年六月一日から、第三十八条の八の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は同年七月一日から施行する。

2　昭和四十一年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年六月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

3　第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに対してそれぞれ当該月の翌月以後四月の期間内において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

昭和四十一年六月	昭和四十一年六月一日から同月三十日まで	十四日分
昭和四十一年七月	昭和四十一年六月一日から同年七月三十一日まで	二十八日分
昭和四十一年八月	昭和四十一年六月一日から同年八月三十一日まで	四十二日分
昭和四十一年九月	昭和四十一年六月一日から同年九月三十日まで	五十六日分
昭和四十一年十月	昭和四十一年六月一日から同年十月三十一日まで	七十日分

4　第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が昭和四十一年三月から同年五月までのいずれかの月であるものに対して同年七月一日から同年九月三十日までの間において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、第二級の失業保険金の日額によるものとする。

5　改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十一年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭四一・六・一）

◎公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条（選挙人名簿の種類）
第二十条（基本選挙人名簿の調製）
第二十一条（船員の基本選挙人名簿の調製）
第二十二条（基本選挙人名簿の縦覧）
第二十三条（異議の申出）
第二十四条（訴訟）
第二十五条（基本選挙人名簿の確定）
第二十六条（補充選挙人名簿の調製）
第二十七条（補充選挙人名簿の縦覧等）
第二十八条（補充選挙人名簿の効力）
第二十九条（補充選挙人名簿に対する異議の申出、訴訟等）」を

「第十九条（永久選挙人名簿）
第二十条（選挙人名簿の様式）
第二十一条（登録の申出）
第二十二条（登録すべき者の縦覧）
第二十三条（異議の申出）
第二十四条（訴訟）
第二十五条（登録）
第二十六条（抹消及び訂正）
第二十七条
第二十七条の二（登録及び通報及び閲覧）
第二十八条（船員の選挙人名簿）
第二十九条」

同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第十九条から第二十二条までを次のように改める。

（永久選挙人名簿）

第十九条　選挙人名簿は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、永久に据えおくものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月三十日及び九月三十日に、選挙人名簿の登録を行なうものとする。

3　選挙を行なう場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本を用いることができる。

（選挙人名簿の様式等）

第二十条　選挙人名簿は、カード式名簿とする。

2　選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

3　選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

（登録の申出）

第二十一条　選挙人名簿に登録されていない日本国民で、当該市町村の区域内に住所を有し、年齢満二十年に達した者又は年齢満二十年以上で当該市町村の区域内に住所を有するに至つた者は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の登録の申出をすることができる。この場合において、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を移したことにより登録の申出をしようとする者は、選挙人名簿の登録の異動に関する文書で政令で定めるものを提出しなければならない。

（登録すべき者の決定）

第二十二条　市町村の選挙管理委員会は、前条の登録の申出をした者がその年の三月一日又は九月一日までに選挙権を有し、かつ、引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者である場合には、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、それぞれこれらの者を当該市町村の選挙人名簿に登録すべき者として決定しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項の場合において、選挙人名簿に登録すべき者として決定された者が、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同

等）

決定）

に、「第百二十二条（同時選挙の場合第百二十二条の二（投票及び開等）抹消等の延期等）名簿の調製）」

の補充選挙人名簿）の票の順序）」を「第百二十二条（投票及び開票の順序）」に改める。

第九条第二項中「三箇月以来」を「引き続き三箇月以上」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項又は」及び「、前項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を取得することとなる者を除き」を削り、「第二項に」を「同項に」に改め、同項を

日、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同日までの間に、死亡し若しくは選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことをこれらの者に係る同項の決定の期限までに知つたときは、直ちに当該決定を取り消さなければならない。

3　市町村の選挙管理委員会は、毎年九月一日現在により前条の規定による登録の申出をしていない者で選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有するものがあることを知つたときは、これらの者を同月十日までに選挙人名簿に登録すべき者として決定することができる。

4　第一項又は前項の住所に関する期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

第二十五条を削り、第二十四条第四項中「一の基本選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」を「一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める」を「選挙人名簿に登録すべき者の決定に関し不服がある」に改め、同条第二項中「二十日」を「七日」に、「基本選挙人名簿」を「選挙人名簿」に、すべき者の決定」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（縦覧）

第二十三条　市町村の選挙管理委員会は、毎年三月十日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

（登録）

第二十六条　市町村の選挙管理委員会は、毎年三月十日及び九月三十日に、第二十二条から第二十四条まで（登録すべき者の決定、縦覧、異議の申出）の規定により選挙人名簿に登録すべきこととなつた者を選挙人名簿に登録しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、確定判決により選挙人名簿に登録すべき者があるときは、直ちにその者を登録し、その旨を告示しなければならない。

3　市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の選挙人名簿に登録されている者を当該市町村の選挙人名簿に登録したときは、直ちに、その旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（抹消及び訂正等）

第二十七条　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、第四項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことにより前項の表示をされた者がその表示後毎年三月一日又は九月一日までに一箇年を経過するに至つたときはその者をそれぞれ三月十日又は九月十日に、選挙人名簿に登録されている者がその他の事由により前項の表示をされた者（第十一条第一項及び第二項の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされた者を除く。）であるときはその者を直ちに、選挙人名簿から抹消すべき者として決定しなければならない。

3　第二十三条から前条第二項まで（縦覧、異議の申

出、訴訟、登録》の規定は、前項の規定により選挙人名簿から抹消すべき者の抹消について準用する。

4　市町村の選挙管理委員会は、その市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一　死亡したことを知つたとき。

二　当該市町村の船員の選挙人名簿に登録したとき又は他の市町村の選挙人名簿に登録された旨の通知を受けたとき。

三　確定判決により抹消すべきこととなつたとき。

5　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容が誤つていることを知つたときは、直ちに訂正しなければならない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（登録及び抹消等の延期）

第二十七条の二　市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日から同月十日まで又は九月一日から同月十日までの間に、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間（以下この条において「選挙の期間」という。）がかかる場合には、第二十二条第一項《登録すべき者の決定》又は前条第二項の規定にかかわらず、これらの規定による登録又は抹消をすべき者の決定は、当該選挙の期日後十五日に当たる日までに行なうものとし、これに伴い、第二十三条《縦覧》第一項（前条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の縦覧期間の期日後十六日に当たる日から十日間とし、第二十六条《登録》第一項（前条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。その延期した期間が他の選挙の期間にかかるときも、同様とする。

2　市町村の選挙管理委員会は、第二十三条第一項又は前項の縦覧期間中に選挙の期日の公示又は告示があつたときは、直ちに縦覧を中止し、当該選挙の期日後五日に当たる日から十日間、更に縦覧を行なうものとし、これに伴い、第二十六条第一項の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。第二十八条及び第二十九条の次のように改める。

（通報及び閲覧等）

第二十八条　市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に関し、その有している資料について相互に通報しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日まで並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月十五日まで（前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日に当たる日まで）の間を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3　選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。

（船員の選挙人名簿の調製）

第二十九条　船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定するものをいう。以下この条において同じ。）第二十二条第一項《登録すべき者の決定》に規定する住所に関する要件を具備しないものについては、毎年九月一日現在により、同日まで引き続き三

箇月以上その船舶所有者に雇用されている場合に限り、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所（いずれも登記されたものをいう。）の所在地の市町村の選挙管理委員会において、これらの者の選挙資格を調査し、十月十五日までに船員の選挙人名簿を調製しなければならない。この場合において、船員の年齢は、第七項に規定する選挙人名簿確定の期日により算定する。

2　船舶所有者は、前項の規定により船員の選挙人名簿に登録されるべき船員について、政令で定めるところにより、その申出により船員名簿を作製し、毎年九月二十五日までに当該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3　船員の選挙人名簿には、船員の氏名、性別、生年月日及びその船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の事務所の所在地等を記載しなければならない。

4　前三項に規定する船舶所有者に関しては、船員法第五条《船舶管理人、船舶借入人等》の規定を準用する。

5　第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有する。

6　第十九条第三項《名簿の抄本の使用》、第二十条第三項《名簿の編製》、第二十三条から第二十五条まで《縦覧、異議の申出、訴訟》、第二十六条第三項《登録》及び次条の規定は、第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「三月十一日から同月二十五日まで及び九月十一日から同月二十日まで」とあるのは「十月二十日から十一月三日まで」と、「前条の規定により船員の選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十四条第一項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定に関し不服がある」とあるのは「船員の選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める」と、「二十日」とあるのは「二十日」と、「選挙人名簿に登録すべき者の決定」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十五条第四項中「一の縦覧に係る同条第二項中「七日」とあるのは「一の船員の選挙人名簿に登録すべき者の決定に関し」とあるのは「一の船員の選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し」と、「第二十七条第一項中「第四項」とあるのは「第二十九条第八項ただし書《修正》」と読み替えるものとする。

7　船員の選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。

8　船員の選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、船員の選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは、直ちに修正するものとし、船員の選挙人名簿に登録されている者が船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決により修正すべきものとなつたときは、直ちに修正するとともに、その旨を告示しなければならない。

9　前各項に規定するもののほか、船員の選挙人名簿の調製に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条第二項中「の期日並びに縦覧確定に関する期日及び期間等」を「、縦覧及び確定に関する期日及び期間その他その調整について必要な事項」に改める。

第百十条に次の一項を加える。

5　第三項第二号の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により同時に行なわれるべき地方公共団体の議会の議員の再選挙に対する第三十四条

《その他の選挙》第二項本文の規定の適用については、同項本文中「これを行うべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と「生じた」とあるのは「満了することとなる」とする。

第百十三条に次の一項を加える。

5　第百十条《再選挙》第五項の規定は、第三項第四号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。

第百二十二条を削り、第百二十二条の二を第百二十二条とする。

第百七十条中「記載」を「登録」に改める。

第二百三十六条第三項中「第二十一条《船員の基本選挙人名簿の調整》」を「第二十九条第二項《船員名簿の提出》」に改める。

第二百六十六条第一項ただし書を削る。

第二百六十九条ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二条《登録すべき者の決定》の規定の適用については、同条第一項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内」と、「決定しなければならない。」とあるのは「決定しなければならない。ただし、その区内に住所を有しなくなった者については、この限りでない。」と、同条第三項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその区内」とする。

第二百七十条の見出し中「海外引揚者及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二百七十条の二ただし書中「第二十六条第二項《補充選挙人名簿の登録》」を「第二十一条《登録の申出及び第二十八条第三項《選挙人名簿の修正に関する調査の請求》の規定による選挙人名簿の閲覧》」に改める。

12　市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、政令で定める日現在により、その日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者（特別区の区域又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する者にあつては、その日まで引き続き三箇月以上特別区の存する区域又は区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその特別区又はその区内に住所を有する者）の選挙資格を調査し、第九条第二項に規定する選挙権を有する者を決定しなければならない。

13　前項の住所に関する期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

14　市町村の選挙管理委員会は、附則第十二項の政令で定める日現在において、同項の規定により第九条第二項に規定する選挙権を有する者として決定された者（以下この項において「登録資格者」という。）が現に効力を有する基本選挙人名簿若しくは補充選挙人名簿に登録されていないとき、又はこれらの名簿に登録されている者が登録資格者でないときは、これらの名簿を修正し、その旨を直ちに表示しなければならない。

15　市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前項の基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

16　前項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟については、第四章の規定による基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟の例による。

17　附則第十五項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿は、第十九条第一項に規定する選挙人名簿として、政令で定める日をもつて確定する。

18　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿を、すみやかに、第二十条に定める様式に改めるように努めるものとし、同条に定める様式に改めたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

19　附則第十二項から第十五項までに規定するもののほか、選挙人名簿の調製に関し必要な措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、公職選挙法附則に係る改正規定（同法附則第十七項及び第十八項に係る部分を除く。）及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

（選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置）

第二条　前条の政令で定める日（以下「施行日」という。）現在において、すでにその期日を公示し又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

（選挙権等を有していた者の経過措置）

第三条　施行日の前日に特別区の区域内に住所を有していた者で、その属する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙権又は被選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き当該特別区の区域内に住所を有していた期間が三箇月未満のものは、改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第九条第二項の規定にかかわらず、当該特別区の区域内に住所を有する間、同項の選挙権又は新法第十条第一項第三号及び第五号の被選挙権を有するものとみなす。改正前の公職選挙法（以下「旧法」という。）第九条第三項又は第二百七十条第一項の規定により施行日の前日において選挙権を有していた者についても、同様とする。

（補充選挙人名簿に登録された者の経過措置）

第四条　新法附則第十二項の政令で定める日以後新法附則第十七項の政令で定める日の前日までに確定した補充選挙人名簿又は附則第二条の選挙において調製され、確定した補充選挙人名簿に登録されている者は、新法附則第十七項の選挙人名簿に登録されていない場合においても、新法第十九条第一項に規定する選挙人名簿に登録された者とみなす。

（登録の申出に関する経過措置）

第五条　旧法第九条第三項又は第二十六条第二項の規定による申出は、新法第二十一条の規定による登録の申出とみなす。

（最初の年における登録すべき者の決定等の特例）

第六条　施行日の属する年に限り、新法第二十二条第一項から第三項までに規定する登録すべき者の決定に係る処分、新法第二十三条第一項（新法第二十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧、新法第二十六条第一項（新法第二十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する登録又は抹消及び新法第二十七条第二項又は第二十七条の二第一項に規定する期日又は期間並びに附則第八条、第十条又は第十三条に規定する期日又は期間については、政令で定めるところによるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例により行なわれる選挙に関し

てした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「三箇月以来」を「引き続き三箇月以上」に改める。

第七十四条第四項中「選挙人名簿確定の日」を「三月三十日又は九月三十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）現在において」に、「これに記載された」を「選挙人名簿に登録されている」に、「選挙人名簿確定後」を「登録が行なわれた日後」に改める。

第七十四条の二第一項中「記載」を「登録」に改める。

第八十四条ただし書中「（昭和二十五年法律第百号）」を削る。

附則第二十条第二項中「登載」を「登録」に改める。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の際前条の規定による改正前の地方自治法第七十四条の規定によつてされている請求については、なお従前の例による。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第十条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条本文中「の規定により調製した」を「に規定する」に改め、「第二条の」を削り、同条ただし書を削る。

第二十五条第三項、第二十七条第四項及び第三十条第四項中「第八条本文の選挙人名簿に記載」を「第八条の選挙人名簿に登録」に改める。

第三十二条中「第八条本文の選挙人名簿確定の日においてこれに記載された」を「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日（公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）現在において第八条の選挙人名簿に登録されている」に改める。

第四十三条第四項後段を削る。

（検察審査会法の一部改正）

第十一条　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「登載」を「登録」に改める。

（漁業法の一部改正）

第十二条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「九月十五日」を「九月一日」に改め、同条第五項を削る。

第九十四条第一項中「（開票区）」の下に「、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第三項、第二十七条第一項、第二十九条第七項及び第八項、第三十条（選挙人名簿）」を加え、同項の表の第十条第二項の項の次に次のように加える。

第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで	十月二十日から十一月三日まで
	前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面	選挙人名簿
第二十四条第一項	登録すべき者の決定に関し不服がある	脱漏又は誤載があると認める

第二十四条第二項	七日	二十日
	選挙人名簿に登録すべき者の決定	選挙人名簿
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
第二十六条第三項	他の市町村	当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村
第二十七条第一項	第四項	漁業法第九十四条第一項において準用する第二十九条第八項ただし書
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿	選挙人名簿
	船員の選挙人名簿	選挙人名簿
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	確定判決

第九十四条第一項の表の第十条第二項の項中「（昭和二十四年法律第二百六十七号）」を削る。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第十三条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「前年の十二月二十日をもつて確定した基本選挙人名簿」を「三月三十日又は九月三十日（公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）現在において選挙人名簿」に、「登載された」を「登録されている」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十四条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十二月一日」を「一月一日」に改める。

第十一条中「第十九条第二項（名簿の抄本の使用）、第二十二条から第二十五条まで（選挙人名簿の縦覧、確定等）」を「第十九条第三項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第二十七条第一項（表示）、第二十九条第七項及び第八項（選挙人名簿の確定等）」に改め、「第二百七十条の二」の下に「本文」を加え、同条の表中

「

第十九条第二項	前項	農業委員会等に関する法律第十条第一項
第二十二条第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五条第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日

」を

「

第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間	二月二十三日から十五日間
	前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面	選挙人名簿
第二十四条第一項	登録すべき者の決定に関し不服がある	脱漏又は誤載があると認める

」

七日	二十日	
第二十四条第二項	選挙人名簿に登録すべき者の決定	選挙人名簿
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
第二十七条第一項	第四項	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二十九条第八項ただし書
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿は、十二月五日	選挙人名簿は、三月三十一日
	船員の選挙人名簿	選挙人名簿
	十二月四日	三月三十日
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	確定判決

に改める。

（公布の日以後最初に調製される船員の選挙人名簿等の調製に関する特例）

第十五条　この法律の公布の日以後最初に調製される船員の選挙人名簿、海区漁業調整委員会選挙人名簿及び農業委員会委員選挙人名簿については、政令でこれらの選挙人名簿の調製に関し必要な事項を定めることができるものとする。

（従前の選挙人名簿の効力）

第十六条　昭和四十年九月十五日現在で調製した船員の基本選挙人名簿若しくは海区漁業調整委員会選挙人名簿又は昭和四十年十二月一日現在で調製した農業委員会委員選挙人名簿は、この法律による改正後の船員の選挙人名簿、海区漁業調整委員会選挙人名簿又は農業委員会委員選挙人名簿とみなし、政令で定める日までの間、その効力を有するものとする。

（争訟に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行の際、選挙人名簿に関し、現に選挙管理委員会に係属している異議の申出若しくは審査の申立て又は裁判所に係属している訴訟については、なお従前の例による。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭四一・六・三）

◎特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（衆法）

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・農林・運輸大臣臨時代理・建設・自治大臣署名）

法律第七十九号（昭四一・六・六）

◎国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「二分の一」を「十分の三」に改め、同項ただし書を削る。

第五十二条第一項中「二分の一」を「十分の三」に改め、同項ただし書を削る。

第七十条中「費用について、次の各号に掲げる額」を「費用の百分の四十」に改め、同条各号を削る。

第七十二条第二項中「百分の十」を「百分の五」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

（滞納処分）

第七十九条の二　市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第八十条の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第七十九条」に改め、同条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を「地方自治法」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条第一項及び第五十二条第一項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（経過規定）

2　昭和四十三年一月一日前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

3　この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主（世帯主が被保険者でない世帯については、当該世帯に属する被保険者でこの法律による改正前の第四十二条第一項ただし書の規定に基づく厚生省令で定めるものとする。以下同じ。）に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給

付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国の負担については、なお従前の例による。

4　この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、次の各号に掲げる市町村ごとに、それぞれ当該各号に定める日（以下「基準日」という。）以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日前に行なわれた療養の給付及び基準日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国の負担については、なお従前の例による。

一　昭和四十一年四月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で当該一部負担金の割合を十分の三以下としたことにより昭和四十年度において国民健康保険法第七十四条の規定による補助を受けたもの　昭和四十一年四月一日

二　昭和四十二年一月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で厚生大臣の承認を受けたもの　昭和四十二年一月一日

三　前各号に掲げる市町村以外の市町村　昭和四十三年一月一日

5　厚生大臣は、あらかじめ、前項第二号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数と同項第三号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数とがおおむね同数となるように計画を定め、これに基づいて同項第二号の承認を行なうものとする。

6　前項の計画を定めるに当たつては、市町村における医療の水準、被保険者の所得の状況等を勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下とする必要度が高いと認められる市町村が優先されるように配慮するものとする。

7　第四項第一号及び第二号に掲げる市町村は、それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下とすることができるものとすることができない。

8　この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適用する。

9　地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定は、この法律の公布の日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されていないもの（同条第二項の規定による当該保険料その他の徴収金に係る手数料及び延滞金を含む。）についても、適用する。

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十号（昭四一・六・七）

◎銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「研究のため」の下に「、第五条の三第一項若しくは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条ノ二第一項の講習会の教材の用に供するため」を加え、同項第三号の二中「第十条の二」を「第十条の四」に、「銃砲」を「けん銃」に改め、同項第六号中「所持する者」の下に「又は国若しくは地方公共団体」を加え、同項第八号中「又は運動競技用信号銃」を「、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲」に改め、同項第九号中「所持する者」の下に「又は国若しくは地方公共団体」を加え、同条第二項中「第一号」を「第二号」に改める。

第三条の二第三号中「第二号又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者

第四条第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「必要な銃砲」を「、運動競技用信号銃又はけん銃」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、漁業又は建設業の用途に供するため必要な刀剣類を所持しようとする者

第四条第一項第三号中「必要な銃砲」を「、けん銃」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　人命救助又はと殺若しくは漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃又はと殺銃若しくは捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

第四条第三項中「第三号に規定する」を「第四号の」に改め、同条第四項中「第三号に掲げる銃砲」を「第四号のけん銃」に改める。

第五条第二項中「変装銃砲刀剣類」の下に「又はその構造若しくは機能が政令で定める基準に適合しない銃砲」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二　都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一　次条第一項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者

二　猟銃及び空気銃の取扱いに関し、前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者

2　都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が二十歳（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳）に満たない場合には、許可をしてはならない。

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）

第五条の三　都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

一　猟銃及び空気銃の所持に関する法令

二　猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

2　都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、証明書を交付しなければならない。

3　都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行なわせることができる。

第七条の次に次の一条を加える。

（猟銃及び空気銃の許可の更新）

第七条の二　第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前項の更新を受けるための手続その他更新に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第八条第一項第六号中「管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。」を、「第四条第一項第一号若しくは第五号」に改め、「満たないもの」の下に「若しくは猟銃の所持の許可を受けた者で二十歳に満たないもの」を、「第五条第一項第一号」の下に「若しくは第五条の二第二項」を加える。

第十条第一項中「第四条又は第六条に掲げる用途に供するか」を「当該許可に係る用途に供する場合」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の上に「第四条第一項第二号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため、」を加え、「（大正七年法律第三十二号）」を削り、同項第三号中「指定射撃場において」の上に「第四条第一項第一号の規定により標的射撃の用途に供するため猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、」を加え、同項に次の一号を加える。

三　第四条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者（前二号に規定する者を除く。）が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合

第十条第三項中「安全装置をする等直ちに発射できないようにして」を「当該銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしないで」に、「容器」を「当該銃砲を容器」に改める。

第十条の二の見出しを削り、同条第一項中「第三号」を「第四号」に、「銃砲」を「けん銃」に改め、同条第二項及び第三項中「銃砲」を「けん銃」に改め、同条を第十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（消音器等の所持の制限）

第十条の五　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃砲に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身を所持してはならない。ただし、第四条第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る用途に供するため所持する場合は、この限りでない。

第十条の次に次の二条を加える。

（銃砲の構造及び機能の維持）

第十条の二　第四条の規定による許可を受けた者

は、許可に係る銃砲を当該銃砲に係る第五条第二項の政令で定める基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第四条第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る銃砲を許可に係る用途に供する場合は、この限りでない。

（銃砲の保管）

第十条の三　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲を自ら保管するものとし、その保管に当たつては、当該銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしておいてはならない。

第十一条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第四条又は第六条の規定によるけん銃等又は猟銃の所持の許可を受けた者が、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十条の二第一項の規定又は同法に基づく処分に違反した場合には、都道府県公安委員会は、その許可を取り消すことができる。

第十二条中「第三項」を「第四項」に改める。

第二十一条中「第十条の規定」を「第十条（第二項各号を除く。）の規定」に、「第四条又は第六条に掲げる用途に供するか」を「当該許可に係る用途に供するため使用する」を「次の各号の一に該当する」に改め、「正当な理由に基いて使用する」の下に「と、同条第三項中「前項各号の一に該当する」とあるのは「使用する」」を加える。

第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十九条中「第七条」を「第五条の三第一項の講習会の開催若しくは同条第二項の証明書の再交付、第七条」に、「再交付又は」を「再交付若しくは第七条の二の許可の更新又は」に改め、「五百円」の下に「（証明書の再交付にあつては百円とし、許可の更新にあつては四百円とする。）」を加える。

第三十五条第四号中「第四項」を「第五項」に改める。

（火薬類取締法の一部改正）

第二条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「その他による運搬」の下に「又は第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類の消費」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

（猟銃用火薬類等の特則）

第五十条の二　実包又は　政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃にもつぱら使用されるものに関しては、第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条中「通商産業省令」とあるのは、「総理府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は　政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

2　前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行ない、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十二年一月一日から施行する。

（経過規定）

2　改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可とみなす。

旧法第四条第一項第一号の規定による銃猟又は空気銃の所持の許可	新法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可
旧法第四条第一項第一号の規定による猟銃及び空気銃以外の銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第二号の規定による救命索発射銃、救命用信号銃、殺銃、捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃又は政令で定める銃砲の所持の許可
旧法第四条第一項第一号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第六号の規定による刀剣類の所持の許可
旧法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可
旧法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第四号の規定による銃砲の所持の許可
旧法第四条第一項第四号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第五号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持の許可
旧法第四条第一項第五号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可

3　この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

4　この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をしている者に対する許可の基準については、新法第五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者は、総理府令で定めるところにより次の表の上欄に掲げる許可証の交付を受けた日の属する年の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日に更新を受けなければ、許可は、その日限りその効力を失う。

許可証の交付を受けた日の属する年	許可の失効の日
昭和二十一年から昭和二十九年まで	昭和四十二年四月三十日
昭和三十年から昭和三十一年まで	昭和四十二年十月三十一日
昭和三十二年から昭和三十三年まで	昭和四十三年四月三十日
昭和三十四年から昭和三十五年まで	昭和四十三年十月三十一日
昭和三十六年	昭和四十四年四月三十日
昭和三十七年	昭和四十四年十月三十一日
昭和三十八年	昭和四十五年四月三十日
昭和三十九年	昭和四十五年十月三十一日
昭和四十年	昭和四十六年四月三十日
昭和四十一年	昭和四十六年十二月三十一日

6　この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（当該許可に係る前項の表の下欄に掲げる許可の失効の日が異なるものに限る。）を二以上受けている者は、最初に受けることとなる許可の更新を申請するに当たり、あわせて他の許可についても、同時の更新を申請することができる。

7　この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する新法第十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該許可に係る用途は、新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。

8　この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めるところにより、その銃砲を当該基準に適合するように措置しなければならない。この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十条の二の規定を適用する。

9　この法律の施行の際現に都道府県知事に対してされている火薬類取締法第十七条第一項、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による許可の申請については、改正後の火薬類取締法第五十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　この法律の施行前にされた火薬類取締法第十七条第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による許可又はこの法律の施行後に前項の規定に基づいてされる許可に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てについては、なお従前の例による。

11　この法律の施行前にされた火薬類取締法第十七条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による許可又はこの法律の施行後に附則第九項の規定に基づいてされる許可に係る同法第十七条第三項、第七項若しくは第八項又は第二十五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事の属する都道府県に置かれる公安委員会」とする。

12　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・通商産業・自治大臣署名）

法律第八十一号（昭四一・六・八）

◎郵便法の一部を改正する法律

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第一種乃至第五種」を「第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物」に改める。

第十七条第一項第一号中「四十五センチメートル」を「四十センチメートル」に、「三十センチメートル」を「二十七センチメートル」に、「十五センチメートル」を「十センチメートル」に、「六キログラム」を「四キログラム」に、「第三種乃至第五種」を「第三種及び第四種」に改め、同項第二号中「百十センチメートル」を「一メートル」に、「二メートル」を「百五十センチメートル」に改め、同条第二項ただし書中「十センチメートル」を「十二センチメートル」に、「四センチメートル」を「六センチメートル」に改め、同項第一号中「十二センチメートル」を「十四センチメートル」に改め、同項第二号中「十二センチメートル」を「十四センチメートル」に、「七センチメートル」を「九センチメートル」に改める。

第十九条中「書留」の下に「（第五十八条第五項の規定によるものを除く。）」を加える。

第十九条の二第一項中「郵便切手つきの通信用紙」を「郵便書簡」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の三　（小包郵便物の料金の免除）　郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行なう地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除することができる。

第十九条の四　（郵便葉書等の交換）　郵政大臣は、省令の定めるところにより、料額印面のついた郵便葉書又は郵便書簡で、料額印面以外の箇所につき、これを汚染し、その一部をき損し、印刷を誤り、又は書損じをしたものについて、これをその料額印面にあらわされた料額に相当する額により郵便葉書、郵便書簡又は郵便切手と交換する。

前項の規定による交換を申し出る者は、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二十一条第一項第二号を次のように改める。

二　郵便書簡

第二十一条第一項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物に該当しないもの

第二十一条第二項を次のように改める。

第一種郵便物（郵便書簡を除く。次項において同じ。）で左の条件を具備するものの料金は、重量二十五グラムまでのものにあつては十五円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのものにあつては二十円とする。

一　その表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでの郵便物であつて、その厚さ及びその他の形状が省令で定める基準に適合するものであること。

二　重量が五十グラムをこえないものであること。

三　省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないものであること。

四　受取人の氏名及び住所又は居所の全部又は大部分をかなの活字で記載するものにあつては、省令で定める記載上の要件を備えるものであること。

第二十一条に次の四項を加える。

第一種郵便物で前項に規定するもの以外のものの料金は、重量五十グラムまでのものにあつては二十五円、重量五十グラムをこえ五百グラムまでのものにあつては五十グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに十円の割合で算出した額を二十五円に加えた額、重量五百グラムをこえ一キログラムまでのものにあつては二百円、重量一キログラムをこえるものにあつては一キログラムをこえる一キログラム又はその端数ごとに五百円の割合で算出した額を二百円に加えた額とする。

郵便書簡は、郵政大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、発行し、その料金は、十五円とする。

郵便書簡は、省令で定める場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添附し、又は原形を変えて差し出すことができない。

前項の規定に違反して差し出された郵便書簡は、省令の定めるところにより、第二項又は第三項に規定する第一種郵便物として取り扱う。

第二十二条第二項中「五円」を「七円」に、「十円」を「十四円」に、「六円」を「八円」に改め、ただし書を削り、同条第五項中「これを」を「省令の定めるところにより、」に改める。

第二十三条第四項ただし書中「重量百グラム又はその端数ごとに二円」を「重量百グラムまでのものにあつては三円、重量百グラムをこえるものにあつては百グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに二円の割合で算出した額を三円に加えた額」に改め、同条第五項第二号中「二箇月」を「三箇月」に改め、同項中同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　毎月三回以上発行するもの　二箇月

（前号に掲げるものを除く。）

第二十六条第一項第四号中「、根、樹皮及びきのこで栽植又は培養の用に供するもの」を「若しくは根で栽植の用に供するもの」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（郵政大臣の指定するものに限る。）を内容とする第一種郵便物（郵便書簡及び市内特別郵便物を除く。）で、発行人又は売りさばき人から省令の定めるところにより差し出されるもの

第二十六条第二項第二号中「前項第四号から第六号まで」を「前項第四号及び第五号」に、「二円」を「六円」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前項第六号に掲げるもの

重量百グラム又はその端数ごとに　十円

第二十七条を削り、第二十七条の二中「第五種郵便物」を「第一種郵便物（郵便書簡を除く。）」に、「前条第二項」を「第二十一条第二項及び第三項」に、「重量五十グラム又はその端数ごとに八円」を「同条第二項に規定するものにあつては重量二十五グラムまでのもの十二円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのもの十六円とし、同条第三項に規定するものにあつては重量五十グラムをこえ百グラムまでのもの二十円、重量五十グラムをこえ百グラムまでのもの二十八円」に改め、同条第一号中「以下同じ。」を削り、「若しくは名古屋市」を「、名古屋市若しくは北九州市」に改め、同条第四号中「内容、」を削り、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　（第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例）　郵政大臣は、左の条件を具備する第一種郵便物（郵便書簡及び市内特別郵便物を除く。）又は第二種郵便物（料額印面のついた郵便葉書及び

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定による選挙運動用の通常葉書を除く。）の料金については、その合計額（第二十一条第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二条第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額に同時に差し出された当該郵便物の総数を乗じて得た額をいう。）につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の十（往復葉書にあつては、百分の五）に相当する額をこえない範囲内において、これを減額することができる。

一　郵便物の取扱量が大量であり、かつ、その取扱量が時期により変動する郵便局で、郵政大臣が指定するものに差し出されたものであること。

二　同一差出人から形状、重量及び取扱いが同一のものを同時に三千通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

第二十八条の見出し中「第三種乃至第五種郵便物」を「第三種郵便物及び第四種郵便物」に改め、同条第一項中「、第四種郵便物及び第五種郵便物」を「及び第四種郵便物」に改める。

第二十九条ただし書中「但し、」の下に「第二十一条第二項に規定する第一種郵便物、郵便書簡又は」を加え、「これを」を「省令の定めるところにより、」に改める。

第三十二条第三項中「郵便葉書」の下に「及び郵便書簡」を加え、「その印面」を「料額印面」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により郵便物の料金及び特殊取扱の料金を後納する場合においては、省令の定めるところにより、これらの料金以外の郵便に関する料金についても、後納することができる。

第三十二条の二第二項中「配達」を「交付」に、「二円」を「省令で定める額」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第三十五条中「郵便葉書」の下に「若しくは郵便書簡」を加える。

第三十八条第三号中「当該郵便物の料金」の下に「（当該郵便物が第二十七条の二の規定により料金の合計額を減額された郵便物である場合には、これに係る既納の料金の合計額を限度として、当該減額がなかつたものとした場合における当該郵便物の料金）」を加える。

第四十四条第三項中「第五十八条第五項第二号」を「第五十八条第六項第一号イに掲げる書留料の二倍に相当する額」に改め、同項第一号に、「同項第一号」を「同号イ」に改める。

第五十条に次のただし書を加える。

ただし、郵政大臣は、郵便私書箱を使用する者で、その使用につき省令で定める特別の条件をみたすものについては、当該使用料を免除することができる。

第五十二条第二項中「郵便物は」の下に「、第二十一条第六項」を加える。

第五十三条第一項第一号中「第五種郵便物」を「第一種郵便物」に改め、同条第二項中「第五十八条第五項第二号」を「第五十八条第六項第一号ロ」に、「千円」を「三千円」に、「同項第一号」を「同号イ」に改め、同条第三項中「料金が未納又は不足であるもの」を「左の各号に掲げる郵便物」に、「その不納金額の二倍に相当する額」を「当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の二号を加える。

一　料金が未納又は不足である郵便物
　その不納金額の二倍に相当する額

二　第十九条の規定に違反して差し出された郵便物
　第五十八条第六項第一号イに掲げる書留料の二倍に相当する額

第五十八条第二項中「五万円」を「十万円」に改め、

同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「千円」を「三千円」に改め、同条第五項を次のように改める。

郵政省は、第一項の規定によるもののほか、左に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、当該郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、二千円を限度とする実損額を賠償する書留の取扱いをする。

一　現金又は第十九条に規定する貴重品を内容とする郵便物

二　引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換又は特別送達の取扱いをする郵便物

第五十八条に次の一項を加える。

書留料は、左のとおりとする。

一　第一項の規定による書留とするもの

イ　損害要償額が三千円以下であるもの

通常郵便物にあつては六十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

ロ　損害要償額が三千円をこえるもの

通常郵便物にあつては三千円をこえる二千円又はその端数ごとに現金を内容とするものにあつては五円、現金以外の物を内容とするものにあつては一円の割合で算出した額を六十円に加えた額、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

二　前項の規定による書留とするもの

通常郵便物にあつては五十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

第六十条第一項中「他の郵便物」を「これと同一の種類に属する他の郵便物で速達としないもの」に改め、同条第二項中「重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに」を削り、同条第三項を次のように改める。

速達料は、通常郵便物にあつては重量二百グラムまでのもの五十円、重量二百グラムをこえ五百グラムまでのもの七十円、重量五百グラムをこえ一キログラムまでのもの百円、重量一キログラムをこえるもの二百円とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める。

第六十条第四項中「前項」を「当該郵便物」に改める。

第六十一条第二項中「書留」の下に「（第五十八条第五項の規定によるものを除く。以下この章において同じ。）」を加え、同条第三項中「六十円」を「七十円」に改める。

（経過規定）

第六十二条第四項中「六十円」を「七十円」に、「九十円」を「百二十円」に改める。

第六十三条第三項中「六十円」を「百円」に、「三十円」を「五十円」に改める。

第六十四条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「六十円」を「八十円」に改める。

第六十六条第三項中「八十円」を「百円」に改める。

第六十八条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項第一号中「書留」の下に「（第五十八条第五項の規定によるものを除く。次号において同じ。）」を加え、「千円」を「三千円」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十八条第五項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき
　二千円を限度とする実損額

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第十七条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

3　昭和四十四年一月一日前に差し出された郵便物に係る大きさの最小限の制限については、なお従前の例による。

4　昭和四十三年十二月三十一日までの間に差し出される第一種郵便物についての改正後の第二十一条第二項第一号の規定の適用については、同号中「十四センチメートル」とあるのは「十二センチメートル」と、「九センチメートル」とあるのは「七センチメートル」とする。

5　この法律の施行前にされた第三種郵便物の認可の申請に係る認可をし、又は認可をしない旨を通知すべき期間については、なお従前の例による。

（郵便法の一部を改正する法律の一部改正）

6　郵便法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第九十三号）附則第二項中「当分の間」を「昭和四十二年十二月三十一日までの間は」に改める。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭四一・六・一三）

◎農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第一条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条・第五十三条の二」に改める。

第十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満
第二級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第三級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第四級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第五級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第六級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第七級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第八級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第九級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第十級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第十一級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十三級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第十四級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第十五級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第十六級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第十七級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第十八級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第十九級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第二十級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第二十一級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第二十二級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第二十三級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二十四級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第二十五級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第二十六級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第二十七級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十八級	八五、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上 八七、〇〇〇円未満
第二十九級	九〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上 九二、〇〇〇円未満
第三十級	九五、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上 九七、五〇〇円未満
第三十一級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上 一〇二、五〇〇円未満
第三十二級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上 一〇七、五〇〇円未満
第三十三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上

第二十三条の二第一項及び第三項中「退職年金」の下に「又は減額退職年金」を加える。

第三十七条第一項中「退職年金を受けている者」を「退職年金を受ける権利を有する者」に改める。

第三十七条の二第六項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条の三とし、

第三十七条の次に次の一条を加える。

（減額退職年金）

第三十七条の二　退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者の死亡に至るまで、減額退職年金を支給する。

この場合においては、退職年金は、支給しない。

2　減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

3　前条第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金に準用する。

4　前項において準用する前条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき百分の一・五を加え、これを再び退職した当時の平均標準給与の年額に乗じて得た額とする。この場合においては、同条第二項後段及び第三項の規定を準用する。

5　再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項及び同項において準用する前条第二項後段中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳

とその再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

第三十八条の二第四項中「第三十七条の二第五項」を「第三十七条の三第五項」に改める。

第四十四条第四項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第四十六条第一項第二号中「退職年金を受ける権利を有していなかつた者及び再び組合員となつていた者については、」を「減額退職年金の支給を受けていた者についてはその減額退職年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金、退職年金を受ける権利を有していなかつたその他の者及び再び組合員となつていた者については」に、「障害年金」を「減額退職年金及び障害年金」に改める。

第四章中第五十三条の次に次の一条を加える。

（事業の委託）

第五十三条の二 組合は、前条に規定する事業の一部を農業協同組合連合会その他の農林大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項の農林大臣の指定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該事業を行なうことができる。

第六十二条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、毎年度、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

第七十条に次の一項を加える。

2 第五十三条の二の規定は、前項第五号の方法による業務上の余裕金の運用の業務に準用する。

第七十二条第二項中「第七十条第三号」を「第七十条第一項第三号」に改める。

第七十四条第一項中「組合に対し」を「組合若しくは第五十三条の二第一項（第七十条第二項においてが新法第二十一条の規定により算定した平均標準給与の年額より少ないときは、その年額とする。）をいう。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（従前の退職年金等の額の特例）

第五条の二 施行日前に給付事由が生じ、旧法の規準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対しに、「組合の事務所」を「組合若しくは受託者の事務所若しくは事業場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第八十条第二項中「組合の役員」を「組合又は受託者の役員」に、「業務又は財産」を「業務若しくは財産又は受託者の当該受託に係る業務若しくは財産」に、「組合に対して」を「組合又は受託者に対して」に改める。

第八十一条第四号中「第七十条」を「第七十条第一項」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号を次のように改める。

四 旧法の平均標準給与の年額 旧法第二十一条及び第二十二条の規定の例により算定した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額（その額

定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、旧法附則第五条を除く旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定による改定額が次の各号に掲げる年金の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。ただし、遺族年金については、旧法組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 六万円

二 遺族年金 三万円

附則第七条に次の一項を加える。

5 第二項及び前項の従前の退職年金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、旧法附則第五条を除く旧法の規定を適用して算定した額とする。

附則第八条中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の三第二項」に改める。

附則第九条中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の三第三項」に改める。

附則第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、それぞれ、旧法第三十九条又は第四十五条の規定を適用して算定した額とする。ただし、障害年金については、その算定された額が六万円より少ないときは、六万円とする。

附則第十四条に次の一項を加える。

2 附則第十二条第三項の規定は、前項の旧法第三十九条の規定による障害年金の額に準用する。

附則第十五条に次の一項を加える。

5 附則第七条第五項の規定は、第二項及び前項の従前の障害年金の額に準用する。

附則第十七条の二第三項において準用する新法第三十七条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額であつて、更新組合員（改正前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「旧改正法」という。）附則第四条第三項の更新組合員をいい、旧改正法附則第二十条各号に掲げる

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第二条 組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十条第一項の規定の例による。

2 施行日前に旧法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員になつたものとみなし、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

（更新組合員で再退職するものに係る減額退職年金の額の改定に関する経過措置）

第三条 新法第三十七条の二第三項において準用する新法第三十七条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額であつて、更新組合員（改正前の農

者を含む。以下同じ。）に係るものは、新法第三十七条の二第四項及び第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより計算した割合をもつて同条第四項に規定する割合とし、同項及び同条第五項の規定の例により算定した額とする。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

第四条　施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、次条及び附則第六条に規定するもの並びに附則第七条の政令で規定するもののほか、なお従前の例による。

（従前の退職年金等の額の特例）

第五条　施行日前に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、更新組合員に係るものについては、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、その額の算定について改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「新改正法」という。）附則第四条、第七条第五項（新改正法附則第十五条第五項（新改正法附則第二十条において準用する場合を含む。）及び第二十条において準用する場合を含む。）又は第十二条第三項本文（障害年金に係る部分に限るものとし、新改正法附則第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつたとしたならば支給されることとなる退職年金、障害年金又は遺族年金の額に相当する額に改定する。

2　前項の規定による改定額が次の各号に掲げる年金の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。ただし、遺族年金については、組合員期間（新改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間と同条第二号の新法組合員期間とを合算した期間をいう。）が二十年に満たないときは、この限りでない。

一　退職年金又は障害年金　六万円

二　遺族年金　三万円

第六条　旧改正法施行の日から昭和四十年四月三十日までの間に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される障害年金であつて、更新組合員以外の組合員に係るものについては、その額が六万円より少ないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を六万円とする。

（政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条並びに第四十二条第一項及び第三項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

（法務・大蔵・厚生・農林・内閣総理大臣署名）

法律第八十三号（昭四一・六・一四）

◎商法の一部を改正する法律

商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十五条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第百八十条第三項中「第二百三十九条第三項第五項」の下に「第六項、第二百三十九条ノ二」を加える。

第百八十七条に次の二項を加える。

第三百四十八条第一項ノ規定ハ創立総会ニ於テ定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ之ヲ準用ス

創立総会ニ於テ前項ノ定ノ設定ニ反対シタル株式引受人ハ決議後二週間内ニ限リ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ変更シテ設立ニ関スル手続ヲ続行スルコトヲ妨ゲズ

第百八十八条第一項中「第百八十五条」の下に「若ハ前条第四項」を加える。

第百八十八条第二項第五号中「、額面無額面ノ別、」を「並ニ」に改める。

第二百四条第一項を次のように改める。

株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第二百四条の次に次の四条を加える。

第二百四条ノ二　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ譲渡サントスル株主ハ会社ニ対シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル株式ノ種類及数ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週間内ニ第二項ノ供託所ニ株券ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ為サレザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四条ノ三　前条第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日内ニ同条第一項ノ株主ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ為スニハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ニ前条第一項ノ株式ノ数ヲ乗ジタル額ヲ会社ノ本店ノ所在地ノ供託所ニ供託シ且之ヲ証スル書面ヲ前項ノ書面ニ添附スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ第一項ノ請求ガ同項ノ期間内ニ為サレザル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週間内ニ第二項ノ供託所ニ株券ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四条ノ四　前条第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ売買価格ニ付協議調ハザルトキハ当事者ハ同項ノ請求ノ日ヨリ二十日内ニ裁判所ニ対シ売買価格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ決定ヲ為スニ付テハ裁判所ハ前条第一項ノ請求ノ時ニ於ケル会社ノ資産状態其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ前条第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ以テ売買価格トス株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

株式ノ売買価格ガ前条第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ超エザルトキハ売買価格ガ確定シタル時ニ代金ノ支払アリタルモノト看做ス売買価格ガ供託シタル額ヲ超ユル場合ニ於テ代金中供託シタル額ニ相当スル部分ニ付亦同ジ

第二百四条ノ二第三項ノ規定ハ売買価格ト供託シタル額トノ差額ニ相当スル金額ノ支払ナキ為株主ガ売買ノ解除ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四条ノ五　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ競売又ハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ対シ其ノ株式ノ種類及数ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ二第二項第三項及前二条ノ規定ヲ準用ス

第二百五条ヲ次のように改める。

第二百五条　株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス

第二百十条第四号中「第二百四十五条ノ二」の下に「、第三百四十九条第一項」を加え、同条から第二百二十一条までを次のように改める。

第二百十三条　会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ発行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依ル記載ヲ為シタルトキハ株券ノ発行ハ之ヲ為スコトヲ得ズ且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ対シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依ル株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社

三　各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ番号

第二百二十五条に次の一号を加える。

八　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

第二百二十六条ノ二　株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ記名株式ニ付株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

第二百十四条乃至第二百二十一条　削除

第二百二十二条ノ四中「株式申込証」の下に「又ハ新株引受権証書」を加える。

第二百二十三条第一項中「記名式ノ株券」を「記名株式」に改め、同項第二号中「並ニ株券ノ番号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　前条ノ規定ハ次条第一項但書ノ端数ノ合計数ニ相当スル株式及新株ノ引受権ヲ有スル者ガ第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ失ヒタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百八十条ノ四第二項中「有スベキ旨」の下に「及新株ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキトキハ其ノ旨」を加える。

第二百八十条ノ五第一項中「新株ノ引受権ヲ有スル者アルトキハ」を「株主ガ新株ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ」に、「並ニ一定ノ期日ヲ」を「一定ノ期日」に、「ヲ其ノ者ニ」を「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ」に改める。

第二百八十条ノ六の次に次の三条を加える。

第二百八十条ノ六ノ二　第二百八十条ノ二第一項第六号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ同項第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ、其ノ定ナキトキハ第二百八十条ノ五第一項ノ期日ノ二週間前ニ新株引受権証書ヲ発行スルコトヲ要ス

新株引受権証書ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ対シ前項ノ規定ニ依ル株券発行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相当スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十九条中「ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記外式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百五条第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキ」を削る。

第二百三十九条に次の一項を加える。

会社ハ株主ガ二人以上ノ代理人ヲ総会ニ出席セシムルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百三十九条の次に次の一条を加える。

第二百三十九条ノ二　株主ハ二個以上ノ議決権ヲ有スルトキハ之ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ会日ヨリ三日前ニ会社ニ対シ書面ヲ以テ其ノ旨及理由ヲ通知スルコトヲ要ス

株主ガ株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ会社ハ株主ガ議決権ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百六十六条ノ三第一項中「株式申込証」の下に「、新株引受権証書」を加える。

第二百八十条ノ二第一項第五号中「新株ノ引受権ヲ与フベキ者」を「株主ニ新株ノ引受権ヲ与フル旨」に改め、同項に次の三号を加える。

六　前号ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキコト

七　株主ノ請求アルトキニ限リ新株引受権証書ヲ発行スベキコトヲ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

八　株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ並ニ之ニ対シ発行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

第二百八十条ノ三第一項中「新株ノ引受権ヲ与フル」を「対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受権ノ目的タル」を「其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ」に改める。

第二百八十条ノ三ただし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二百八十条ノ三ノ二　会社ハ払込期日ノ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別、種類、数、発行価額、払込期日及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三ノ三　前二条ノ規定ハ第二百八十条ノ二第一項第五号ノ新株ノ引受権ノ目的タル株式及同条第二項ノ決議アリタル株式ニ付テハ之ヲ適用セ

一　新株引受権証書ナル旨ノ表示
二　前条ニ掲グル事項
三　新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数
四　一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨

第二百八十条ノ六ノ三　新株ノ引受権ヲ譲渡スニハ新株引受権証書ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百五条第二項及小切手法第二十一条ノ規定ハ新株引受権証書ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ六ノ四　新株引受権証書ヲ発行シタル場合ニ於テハ株式ノ申込ハ新株引受権証書ニ依リテ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ第百七十五条第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

新株引受権証書ヲ喪失シタル者ハ株式申込証ニ依リ株式ノ申込ヲ為スコトヲ得但シ其ノ申込ハ新株引受権証書ニ依ル申込アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第二百八十条ノ十中「若ハ価額」を削る

第二百八十条ノ十二中「株式申込証」の下に「若ハ新株引受権証書」を加える。

第二百八十条ノ十四に次の一項を加える。

第百七十五条第四項及第百七十七条第二項ノ規定ハ新株引受権証書ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十四条ノ二に次の一項を加える。

会社ノ資本ハ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトニ因リテ変更セズ

第三百四十一条ノ三に次の一号を加える。

五　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三百四十一条ノ四第二項第四号中「前条」を「前条第一号乃至第四号」に改める。

第三百四十一条ノ六中「、第二百二十二条ノ五第三項」を削り、同条を第三百四十一条ノ七とし、第三百四十一条ノ五の次に次の一条を加える。

第三百四十一条ノ六　第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

会社ガ総会ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ総会ニ於テ議決権ヲ有セズ

第三百四十一条ノ七として、第三百四十一条ノ五の次に次の一条を加える。

第三百四十一条ノ六　第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

会社ガ総会ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ総会ニ於テ議決権ヲ有セズ

第三百四十八条から第三百七十四条までを次のように改める。

第三百四十八条　定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ総株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

前項ノ決議ニ付テハ第二百四十二条第一項ノ株主モ亦議決権ヲ有ス

転換社債ヲ発行シタル会社ハ転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間経過前ニ於テハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十九条　前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ定ノ設定ニ反対ノ意思ヲ通知シ且総会ニ於テ之ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十条　第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載

ア質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第三百四十八条第一項ノ定ノ設定ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十八条ノ規定ハ第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十一条乃至第三百七十四条　削除

第四百八条に次の二項を加える。

合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ

前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主総会ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス

第四百十条第一号中「其ノ種類及数」の下に「、株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加える。

第四百十二条第一項及び第四百十三条第一項中「第三百七十九条ノ処分ヲ為シタル後」の下に「、第三百十条第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加える。

第四百十六条に次の一項を加える。

第三百五十条第一項及第三項ノ規定ハ第四百九条第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十八条第一項第九号中「第二百八十条ノ六ノ二」を、「株式申込証」の下に「、新株引受権証書」を加え、同項第十六号を次のように改める。

十六　第二百二十六条ノ二第二項ノ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザルトキ

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、商法第百八十八条第二項第五号、第二百五条、第二百十三条から第二百二十一条まで、第二百二十三条第一項、第二百二十九条、第二百八十四条ノ二及び第四百九十八条第一項第十六号の改正規定、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日から、同法第三百四十一条ノ六の改正規定、同条を同法第三百四十一条ノ七とし、同法第三百四十一条ノ五の次に一条を加える改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の商法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法（以下「旧法」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

3　昭和四十二年四月一日前における株式の移転又は株券の取得については、同日以後も、なお旧法第二百五条及び第二百二十九条の規定を適用する。ただし、同日以後の株券の占有につき新法第二百五条第二項の規定を適用することを妨げない。

4　昭和四十二年四月一日前に発行された株券を同日以後に取得した者が、裏書の連続又は株式の譲渡を証する書面の整否につき調査をしなかつた場合においても、新法第二百二十九条の規定の適用については、その調査をしなかつたもとをもつて、悪意又は重大な過失があつたものとすることはできない。

5　新法第二百三十九条第六項及び第二百三十九条ノ

二の規定（新法第百八十条第三項及び第四百十三条第三項において準用する場合を含む。）は、この法律の施行の日から起算して二週間内の日を会日とする株主総会又は創立総会における議決権の行使については、適用しない。

6　この法律の施行前に新株の発行の決議があつたときは、その新株の発行に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた旧法第二百八十条ノ二第二項の決議において定めた株式の発行に関しても、同様とする。

7　新法第三百四十一条ノ六第二項の規定は、同項の一定の日がこの法律の公布の日前であるときは、適用しない。

（非訟事件手続法の一部改正）

8　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「第百七十八条」の下に「、第二百四条ノ四第一項」を加える。

第百三十二条ノ二第一項中「第二百八十条ノ十四」を「第二百八十条ノ十四第一項」に改める。

第百三十二条ノ六第一項中「同法」の下に「第三百四十九条第二項及ビ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百三十二条ノ七　商法第二百四条ノ四第一項（同法第二百四条ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル申請ニ対スル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ株主又ハ競売若クハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役会ガ譲渡ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者トシテ指定シタル者ノ陳述ヲ聴クベシ

第百二十九条第一項、第百三十二条ノ五第三項ノ規定ハ前項ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五条ノ九第一項中「第百三十二条ノ六」を「第百三十二条ノ七」に改める。

（有限会社法の一部改正）

9　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項から第五項までに次のように改め、同条第六項、第七項及び第八項後段を削る。

社員ガ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザル者ニ譲渡サントスル場合ニ於テハ社員総会ノ承認ヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社員ハ会社ニ対シ譲渡ノ相手方及譲渡サントスル出資口数ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ社員総会ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四条ノ二第二項後段第三項、第二百四条ノ三第一項乃至第三項及第二百四条ノ四ノ規定ヲ準用ス

社員ニ非ザル者ガ競売又ハ公売ニ因リ持分ヲ取得シタルトキハ其ノ者ハ会社ニ対シ取得シタル出資口数ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ持分ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二十三条第二項中「第十九条及」を削る。

第六十三条中「第四百八条」を「第四百八条第一項乃至第三項、第四百八条ノ二」に改める。

（有限会社法の一部改正に伴う経過措置）

10　この法律の施行前にこの法律による改正前の有限会社法第十九条第二項（同法第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があつたときは、その通知に係る持分の譲渡又は質入れについては、なお従前の例による。

（外資に関する法律の一部改正）

11　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「新株の引受権に基き新株が割り当てられたときは、その割り当てられた」を「与えられた」に改め、同条第二項中「前項の」を「新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の」に改める。

（株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

12　株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「並びに一定の期日」を「、一定の期日」に改め、「失うべき旨」の下に「並びに株主の請求により新株引受権証書を発行すべき旨を定めたときは、その旨」を加え、同条第二項中「株式申込証」の下に「又は新株引受権証書」を、「第二百八十条ノ六」の下に「又は第二百八十条ノ六ノ二第二項」を加える。

第九条第二項中「前項の」を「新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新株引受権証書）

第九条ノ二　前条第一項の新株の引受権については、第三条第一項の決議において、株主の請求により、又はその請求によらないで新株引受権証書を発行すべき旨を定めることができる。

第十条中「前条の規定により」を削る。

（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正）

13　日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四条の規定にかかわらず」を「定款をもつて」に改め、「であつて取締役会が承認をしたもの」を削り、同項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

この場合には、株主が株式会社の事業に関係のない者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に関係のある者に譲渡しなければならない旨をあわせて定めることができる。

第二条第一項中「前条第二項」を「前条」に改め、同条第二項中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加え、「前条第二項」を「前条」に改める。

第三条中「第一条第一項」を「第一条」に、「同項」及び「同条第二項」を「同条」に、「株式の譲渡の制限に関する規定」を「定め」に改める。

第四条中「第一条第一項」を「第一条」に、「同条第二項」を「同条」に改める。

（会社更生法の一部改正）

14　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第三項中「第二百八十条ノ十四」を「第二百八十条ノ十四第一項」に改め、同条第四項後段中「この場合において」の下に「、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又は株主」と」を加える。

（商業登記法の一部改正）

15　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（株式の譲渡制限の登記）

第八十六条の二　株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第九十条に次の一号を加える。

五　商法第四百八条第四項の場合には、同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十四号（昭四一・六・一五）

◎港湾運送事業法の一部を改正する法律

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「貨物の取卸」の下に「（第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、同項第三号中「（総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く。）」を削り、同項第四号中「はしけからの取卸若しくははしけへの積込」を「船舶（運輸省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「水域は」の下に「、政令で定めるものを除くほか」を加え、「いい、これに接続する湖川の政令で定める区域を含む」を「いう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。

一　港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃

二　港湾においてする船積貨物の警備

「第二章　港湾運送事業」を「第二章　港湾運送事業等」に改める。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二　第三条第一号から第五号までに掲げる港湾運送事業にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに運輸省令で定める施設及び労働者を有するものであること。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

第十六条を次のように改める。

（下請の制限）

第十六条　一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に運輸省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。

2　前項の規定の適用については、一般港湾運送事業者がその引き受けた港湾運送を他の港湾運送事業者（当該一般港湾運送事業者が発行済株式の総数の二分の一をこえる株式を保有することによりその事業活動を支配するものその他当該一般港湾運送事業者とこれに準ずる運輸省令で定める密接な関係を有するものに限る。）に下請をさせる場合における当該下請に係る行為は、自ら行なつた行為とみなす。ただし、当該一般港湾運送事業者が、当該月中に引き受けた港湾運送に係る第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種別の行為を前項の規定に従つて自ら行なつた場合に限る。

3　第三条第二号から第五号までに掲げる港湾運送事業（以下「船内荷役事業等」という。）の免許を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く。）については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に第一項の運輸省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行なわなければならない。

4　船内荷役事業等の免許を受けた港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら行なわなければならない。

5　第一項及び第三項に規定する貨物量の算出の方法は、運輸省令で定める。

6　運輸大臣は、港湾運送事業者が第一項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その是正のために必要な事業施設の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（会計）

第十七条の三　港湾運送事業者は、その事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について運輸省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

第十八条第二項中「及び解散」を削り、同条に次の一項を加える。

6　第六条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

第二十条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「休止」を「事業の休止若しくは廃止又は法人の解散」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　港湾運送事業を経営する法人の解散の決議又は総社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　運輸大臣は、当該事業の休止若しくは廃止又は当該法人の解散によつて利用者の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除くほか、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

第二章中第二十二条の次に次の四条を加える。

（港湾運送関連事業の届出）

第二十二条の二　港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、港湾ごとに、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。当該届出をした者（以下「港湾運送関連事業者」という。）が当

該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（料金）

第二十二条の三　港湾運送関連事業者は、運輸省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（料金の変更命令及び聴聞）

第二十二条の四　運輸大臣は、港湾運送関連事業者が前条の規定により届け出た料金が次の各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港湾運送関連事業者に対し、期限を定めて当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

一　能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二　特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2　運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、当該港湾運送関連事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行なわなければならない。

3　聴聞に際しては、当該港湾運送関連事業者及び利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（料金の割りもどしの禁止及び料金の掲示）

第二十二条の五　第十条の規定は港湾運送関連事業者が収受した料金について、第十二条の規定は港湾運送関連事業者が第二十二条の三の規定により届け出た料金について準用する。

第二十九条を次のように改める。

（免許等の条件又は期限）

第二十九条　免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港湾運送事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第三十三条第一項及び第二項中「港湾運送事業者」の下に「又は港湾運送関連事業者」を加える。

第三十三条の三第三項中「第十六条まで」を「第十五条の二まで、第十六条第四項及び第六項」に、「及び第三十三条」を「並びに第三十三条」に、「第十九条第一項を除く」を「第十六条第四項及び第十九条第一項を除く」に、「第十九条第一項中」を「第十六条第四項中「船内荷役事業等の免許を受けた者」とあるのは「第三十三条の三第一項の規定の適用を受ける内航海運業者」と、第十九条第一項中」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第三十三条の四　第二条第四項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十五条第三項中「第三十三条の二第二項」を「第二十二条の五、第三十三条の二第二項」に改め、「第十六条（第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第五号中「第十七条の二第二項又は第二十一条」を「第十六条第六項（第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十七条の二第二項、第二十一条又は第二十二条の四第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第二十二条の三の規定による届出をしないで料金を収受した者

第三十七条第一号中「第三十三条の二第二項」を「第二十二条の五、第三十三条の二第二項」に改め、同条第二号中「第十七条第三項」の下に「第二十二条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二十二条の三から第二十二条の五までの改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前にした改正前の港湾運送事業法の規定による港湾運送事業の免許及びその申請は、改正後の港湾運送事業法（以下「新法」という。）の規定に基づいてしたものとみなす。

3　次の各号の一に該当する者は、この法律の施行の日から一年間は、新法第四条の免許を受けないでも、当該各号の事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の免許の申請をした場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一　この法律の施行の際現に、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項の規定による登録を受けて内航運送業を営んでいる者であつて、第二条第一項第三号の規定の改正により新たにはしけ運送事業となる事業に相当する事業を営んでいるもの

二　この法律の施行の際現に、船内荷役事業の免許を受けている者であつて、第二条第一項第四号の規定の改正により新たに沿岸荷役事業となる事業に相当する事業を営んでいるもの

4　この法律の施行の際現に新法第三条第一号から第五号までに掲げる港湾運送事業の免許を受けている者に係る港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けるものを除く。）の下請の制限については、新法第十六条第一項から第三項までの規定にかかわらず、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現に港湾運送関連事業を営んでいる者については、新法第二十二条の二第一項前段中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」と読み替えて、同項前段の規定を適用する。

6　第二十二条の三の改正規定の施行の際現に港湾運送関連事業者である者については、新法第二十二条の三中「その実施前に」とあるのは、「第二十二条の三の改正規定の施行の日から三十日以内に」と読み替えて、同条の規定を適用する。

7　前項に規定する者は、同項及び新法第二十二条の三の規定により料金を届け出るまでの間は、第二十二条の三の改正規定の施行の際実施している料金を引き続き実施することができる。この場合において、当該料金については、新法第二十二条の五の規定（新法第十条の規定を準用する部分に限る。）は、適用しない。

8　この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる港湾運送の下請の制限に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（海上運送法の一部改正）

9　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

法律第八十五号（昭四一・六・二三）

◎公認会計士法の一部を改正する法律

第一条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　公認会計士審査会」を「第六章　公認会計士審査会」に改める。

「第五章の二　監査法人
第六章　公認会計士審査会
第六章の二　日本公認会計士協会」

第一条に次の一項を加える。

3　この法律で「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行なうことを目的として、この法律の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人をいう。

第二条第一項及び第二項中「求」を「求め」に改め、同条第三項中「他の公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

第三条第一項中「ついて、公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第二項中「求」を「求め」に改める。

第十条第二項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加える。

第十一条第一号中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

第十三条第一項中「第一次試験」を「公認会計士試験の各試験」に、「五百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は、千円を、受験手数料として」を「当該試験の種類ごとに実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を」に改める。

第三十条に次の一項を加える。

3　監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

第三十三条第一項中「前条第二項」の下に「（第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　事件に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に関係のある帳簿書類その他の物件

第二条第二項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

10　内航海運業法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号及び「第四項中第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

11　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（運輸・内閣総理大臣署名）

を検査すること。

第三十四条の次に次の一章を加える。

第五章の二　監査法人

（設立）

第三十四条の二　公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章及び第六章の二において同じ。）は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

（名称）

第三十四条の三　監査法人は、その名称中に監査法人という文字を使用しなければならない。

（要件）

第三十四条の四　監査法人は、次に掲げる要件を備えなければならない。

一　社員は、公認会計士のみであること。

二　社員の数は、五人以上であること。

三　社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこと。

四　社員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ　第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

ロ　第三十四条の二十一の規定により監査法人が設立の認可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

五　業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び施設を有すること。

（業務の範囲）

第三十四条の五　監査法人は、第二条第一項の業務を行なうほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行なうことができる。

一　第二条第二項の業務

二　会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する実務補習

（登記）

第三十四条の六　監査法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立の手続）

第三十四条の七　監査法人を設立するには、その社員になろうとする公認会計士が、共同して定款を定め、大蔵省令で定める手続に従い、その設立につき大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2　定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　社員の氏名及び住所

五　社員の出資に関する事項

六　業務の執行に関する事項

（認可）

第三十四条の八　大蔵大臣は、前条第一項に規定する認可の申請があつたときは、その申請に係る監査法人が第三十四条の四各号に掲げる要件を備えているかどうか並びに設立の手続及び定款の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査したうえで、その認可をしなければならない。

（成立の時期）

第三十四条の九　監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（定款の変更）

第三十四条の十　定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第三十四条の八の規定は、定款の変更の認可について準用する。

（特定の事項についての業務の制限）

第三十四条の十一　監査法人は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一　監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類

二　前号に定めるもののほか、監査法人又はその社員が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した会社その他の者の財務書類

2　前項第二号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、大蔵大臣が監査法人の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため必要かつ適当と認めて大蔵省令で定めるものをいう。

3　監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行なう第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには関与してはならない。

（監査又は証明の業務の執行方法）

第三十四条の十二　監査法人は、その社員以外の者に監査又は証明の業務を行なわせてはならない。

2　監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

3　第二十五条の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合に準用する。

（広告事項の制限）

第三十四条の十三　監査法人は、その名称、事務所の所在地、社員の氏名その他大蔵省令で定める事項以外の事項を広告してはならない。

（社員の競業の禁止）

第三十四条の十四　監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行ない、又は他の監査法人の社員となつてはならない。

（会計年度）

第三十四条の十五　監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（財務諸表等の作成及び提出）

第三十四条の十六　監査法人は、毎会計年度経過後二月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに業務の概況その他大蔵省令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

（法定脱退）

第三十四条の十七　監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一　公認会計士の登録の抹消

二　定款に定める理由の発生

三　総社員の同意

四　除名

（解散）

第三十四条の十八　監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一　定款に定める理由の発生

二　総社員の同意

三　他の監査法人との合併

四　破産

五　設立の認可の取消し

2　前項第二号に掲げる理由による解散は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　清算人は、第一項第一号に掲げる理由により監査法人が解散した場合には、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（合併）

第三十四条の十九　監査法人は、総社員の同意があるときは、他の監査法人と合併することができる。

2　合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　合併は、合併後存続する監査法人又は合併によつて設立した監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

（要件を欠いたことによる認可の認可の取消し）

第三十四条の二十　大蔵大臣は、監査法人が第三十四条の四各号の一に掲げる要件を欠くこととなつたときは、その設立の認可を取り消すことができる。

（虚偽又は不当の証明等についての処分）

第三十四条の二十一　大蔵大臣は、監査法人が次の各号の一に該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

一　社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

二　社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

2　第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。

3　第一項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分をあわせて行なうことを妨げるものと解してはならない。

（民法の準用等）

第三十四条の二十二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第百三十六条から第百三十七条まで、第百三十八条及び第百三十八条ノ三の規定は、監査法人について準用する。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、監査法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

3　商法第七十六条から第八十三条までの規定は、監査法人の外部の関係について準用する。

4　商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項

よつて解散する。

一　定款に定める理由の発生

二　総社員の同意

三　他の監査法人との合併

四　破産

五　設立の認可の取消し

2　前項第二号に掲げる理由による解散は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　清算人は、第一項第一号に掲げる理由により監査法人が解散した場合には、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（合併）

第三十四条の十九　監査法人は、総社員の同意があるときは、他の監査法人と合併することができる。

2　合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　合併は、合併後存続する監査法人又は合併によつて設立した監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

（要件を欠いたことによる認可の認可の取消し）

第三十四条の二十　大蔵大臣は、監査法人が第三十四条の四各号の一に掲げる要件を欠くこととなつたときは、その設立の認可を取り消すことができる。

（虚偽又は不当の証明等についての処分）

第三十四条の二十一　大蔵大臣は、監査法人が次の各号の一に該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

一　社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

二　社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

2　第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。

3　第一項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分をあわせて行なうことを妨げるものと解してはならない。

（民法の準用等）

第三十四条の二十二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第百三十六条から第百三十七条まで、第百三十八条及び第百三十八条ノ三の規定は、監査法人について準用する。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、監査法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

3　商法第七十六条から第八十三条までの規定は、監査法人の外部の関係について準用する。

4　商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項

（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

5　商法第百条及び第百三条の規定は、監査法人の合併について準用する。この場合において、同法第百条第一項中「合併ノ決議ノ日」とあるのは、「合併ノ認可アリタルトキハソノ認可ノ通知アリタル日」と読み替えるものとする。

6　商法第百十六条から第百十九条まで、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条から第百三十三条まで、第百三十四条ノ二、第百三十五条並びに第百四十三条から第百四十五条までの規定は、監査法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七条第二項及び第百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号」と読み替えるものとする。

7　破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

（第三十五条中「重要事項並びに」を「重要事項、」に改め、「懲戒処分」の下に「並びに監査法人に対する処分」を加える。

第四十一条中「理財局」を「証券局」に改める。

第四十三条から第四十六条までを削り、第四十二条の次に次の一章を加える。

第六章の二　日本公認会計士協会

（設立、目的及び法人格）

第四十三条　公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）を設立しなければならない。

2　協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうことを目的とする。

3　協会は、法人とする。

（会則）

第四十四条　協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び事務所の所在地
二　入会及び退会に関する規定
三　会員の種別及びその権利義務に関する規定
四　役員に関する規定
五　会議に関する規定
六　支部に関する規定
七　会員の品位保持に関する規定
八　会員の受ける報酬に関する標準を示す規定
九　会員の研修に関する規定
十　会計士補又は会計士補となる資格を有する者の実務補習に関する規定
十一　会員の業務に関する紛議の調停に関する規定
十二　会費に関する規定
十三　会計及び資産に関する規定
十四　事務局に関する規定

2　会則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（支部）

第四十五条　協会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

（登記）

第四十六条　協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（入会及び退会）

第四十六条の二　公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士がその登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。

2　会計士補は、会則の定めるところにより、協会の会員となることができる。

（会則を守る義務）

第四十六条の三　会員は、協会の会則を守らなければならない。

（役員）

第四十六条の四　協会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2　会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

（総会）

第四十六条の五　協会は、毎年、定期総会を開かなければならない。

2　協会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

（総会の決議を必要とする事項）

第四十六条の六　協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

（総会の決議等の報告）

第四十六条の七　協会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

（紛議の調停）

第四十六条の八　協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

（建議及び答申）

第四十六条の九　協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

（懲戒事由に該当する事実の報告）

第四十六条の十　協会は、その会員に第三十条、第三十一条又は第三十四条の二十一の規定に該当する事実があると認めたときは、大蔵大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2　第三十二条第二項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。

（報告及び検査）

第四十六条の十一　大蔵大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（総会の決議の取消し及び役員の解任）

第四十六条の十二　大蔵大臣は、協会の総会の決議又は役員の行為が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し

又は役員の解任を命ずることができる。

（民法の準用）

第四十六条の十三　民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、協会について準用する。

第四十七条中「又は外国公認会計士」を「、外国公認会計士又は監査法人」に改める。

第四十七条の二中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、「求」を「求め」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

2　協会でない者は、協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない。

第四十九条中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、第七章中同条の次に次の二条を加える。

（公認会計士の使用人等の秘密を守る義務）

第四十九条の二　公認会計士、会計士補、外国公認会計士若しくは監査法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（報告等の徴取）

第四十九条の三　大蔵大臣は、第二条第一項又は第二項の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　偽りその他不正の手段により公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十二条第一項中「場合を含む。）」の下に「又は第四十九条の二」を加える。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十六条の十一第一項又は第四十九条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二　第四十六条の十一第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十三条の二　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十三条第一項第二号又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を課する。

第五十四条第二号中「第四十八条」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第五十五条中「第十六条の二第四項」の下に「及び第三十四条の二十一第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

四　第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

本則中第五十五条のに次の一条を加える。

第五十五条の二　次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二　第三十四条の十六の規定に違反して書類の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三　第三十四条の二十二第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

四　第三十四条の二十二第五項において準用する商法第百条第一項又は第三項（同法第百十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五　第三十四条の二十二第六項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第六十三条第三項中「並びに第四十九条」を「、第四十九条並びに第四十九条の三」に改め、同条第十項に次の一号を加える。

四　第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二条　公認会計士法の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「大蔵省に備える」を「日本公認会計士協会に備える」に、「に登録」を「への登録」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第四項中「第十九条」の下に「及び会計士補名簿は、大蔵省」を「、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会」に改める。

第十九条第一項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第三項中「大蔵大臣は、前二項の規定により書類」を「日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書」に、「場合には」を「場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であると認めたときは」に、「登録をしなければならない」を「登録を行ない、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができない者であると認めたときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

4　日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（登録を拒否された場合の審査請求）

第十九条の二　前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、大蔵大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2　前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、大蔵大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3　前二項の規定による審査請求が理由があるときは、大蔵大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

第二十一条中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（登録及び登録の抹消の公告）

第二十一条の二　日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第四十三条第二項中「事務」の下に「を行ない、並びに公認会計士及び会計士補の登録に関する事務」を加える。

第四十四条第一項中第十四号を第十六号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　公認会計士及び会計士補の登録に関する規定

八　資格審査会に関する規定

第四十六条の十三を第四十六条の十四とし、第四十六条の十二を第四十六条の十三とし、第四十六条の十一を第四十六条の十二とし、第四十六条の十の次に次の一条を加える。

（資格審査会）

第四十六条の十一　協会に、資格審査会を置く。

2　資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否につき必要な審査を行なうものとする。

3　資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4　会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。

5　委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する大蔵省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6　委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条の二中「第四十六条の十一」を「第四十六条の十二」に改める。

第六十三条第三項中「第十九条」の下に「、第二十条、第二十一条、第二十二条」を、「とあるのは、「計理士」と」の下に「「日本公認会計士協会」とあるのは、大蔵大臣」と」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律中第一条及び次項から附則第二十一項までの規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条及び附則第二十二項から第二十五項までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（協会の設立に関する経過措置）

2　日本公認会計士協会（以下「協会」という。）を設立しようとするときは、三十人以上の公認会計士及び外国公認会計士が設立委員となり、設立に関する事務を行なわなければならない。

3　設立委員は、第一条の規定の施行の日から五月以内に、協会の会則を定め、設立総会の議を経て、当該会則について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4　設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日の二週間前までに、公認会計士及び外国公認会計士に書面で通知するとともに、大蔵大臣に報告しなければならない。

5　設立総会は、公認会計士法第四十六条の四の規定による会長及び副会長となるべき者を選任しなけれ

ばならない。

6　設立総会の議決は、公認会計士及び外国公認会計士の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。

7　設立委員は、附則第三項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を附則第五項の規定により選任された会長となるべき者に引き継がなければならない。

8　附則第五項の規定により選任された会長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

9　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

10　この法律に規定するもののほか、協会の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

11　昭和二十八年四月一日に設立された社団法人日本公認会計士協会は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

12　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

13　前項の認可があつたときは、社団法人日本公認会計士協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、社団法人日本公認公計士協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

14　社団法人日本公認会計士協会の解散の登記した関し必要な事項は、政令で定める。

（登録税法の一部改正）

15　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「税理士会」を「日本公認会計士協会、税理士会」に、「税理士法」を「公認会計士法、税理士法」に改める。

（地方税法の一部改正）

16　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下に「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人」を加え、同条第二項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加え、「（昭和二十三年法律第百三号）」を削り、「第二十四条」の下に「若しくは第三十四条の十一第一項」を加え、同条第三項中「公認会計士の」を削り、同条第四項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第五項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を、「第三十条」の下に「又は第三十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号」を、「当該公認会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

（大蔵省設置法の一部改正）

17　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十三号及び第十条の二第九号中「監督」の下に「並びに監査法人及び日本公認会計士協会の監督」を加える。

（地方税法の一部改正）

18　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「弁理士会」の下に「、日本公認会計士協会」を加える。

（税理士法の一部改正）

19　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「又は計理士」を「、計理士又は監査法人」に改める。

第九条第一項中「五百円を受験手数料として」を「実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を」に改める。

（所得税法の一部改正）

20　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。

日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（法人税法の一部改正）

21　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。

日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（協会への登録事務の委譲に関する経過措置）

22　第二条の規定による改正前の公認会計士法（以下「旧法」という。）の規定により大蔵大臣に提出された登録申請書その他の書類でまだその登録がされていないものは、その提出の日において同条の規定による改正後の公認会計士法（以下「新法」という。）の規定により協会に提出されたものとみなす。

23　旧法の規定により公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿にされた登録は、その登録の日において、それぞれ新法の規定によりこれらの名簿にされた登録とみなす。

24　大蔵大臣は、第二条の規定の施行の日において、大蔵省に備えた公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿その他公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に関する書類を協会に引き継がなければならない。

（大蔵省設置法の一部改正）

25　大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第五十三号中「の登録及び監督並びに監査法人」を、「監査法人」に改める。

第十条の二第九号を次のように改める。

九　公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督並びに計理士の登録及び監督を行なうこと。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十六号（昭四一・六・二五）

◎国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条成人の日の項の次に次のように加える。

建国記念の日	政令で定める日

建国をしのび、国を愛する心を養う。

第二条こどもの日の項の次に次のように加える。

敬老の日	九月十五日

多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

第二条秋分の日の項の次に次のように加える。

体育の日	十月十日

スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。

附則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（建国記念の日となる日を定める政令の制定）

2　改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令は、この法律の公布の日から起算して六月以内に制定するものとする。

3　内閣総理大臣は、改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令の制定の立案をしようとするときは、建国記念日審議会に諮問し、その答申を尊重してしなければならない。

（総理府設置法の一部改正）

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中同和対策協議会の項の次に次のように加える。

建国記念日審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて建国記念の日となるべき日について調査審議すること。

附則第四項中「附属機関のうち」の下に「、建国記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで」を加える。

（スポーツ振興法の一部改正）

5　スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（体育の日の行事）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「スポーツの日の趣旨にふさわしい事業」を「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする意欲を高揚するような行事」に改め、同項を同条とする。

（老人福祉法の一部改正）

6　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（敬老の日の行事）

第五条　国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する敬老の日において、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるような行事が実施されるように努めなければならない。

（内閣総理・文部・厚生大臣署名）

法律第八十七号（昭四一・六・二七）

◎労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中

「	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。
中央労働基準審議会	
家内労働審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。
」	」

を

に改める。

附則に次の一項を加える。

3　第十三条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家内労働審議会は、昭和四十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第八十八号（昭四一・六・二七）

◎国立劇場法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十六条）
第三章　評議員会（第十七条・第十八条）
第四章　業務（第十九条―第二十一条）
第五章　財務及び会計（第二十二条―第三十二条）
第六章　監督（第三十三条・第三十四条）
第七章　雑則（第三十五条―第三十七条）
第八章　罰則（第三十八条・第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　国立劇場は、主としてわが国古来の伝統的な芸能（第十九条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興を図り、もつて文化の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　国立劇場は、法人とする。

（事務所）

第三条　国立劇場は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条　政府は、別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産を出資するものとする。

2　前項の規定による政府の出資があつたときは、同項の財産の価格の合計額に相当する金額をもつて国立劇場の資本金とする。

3　政府は、必要があると認めるときは、国立劇場に追加して出資することができる。

4　国立劇場は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　政府は、第三項の規定により国立劇場に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

6　政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

7　評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（登記）

第五条　国立劇場は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、国立劇場について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　国立劇場に、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条　会長は、国立劇場を代表し、その業務を総理する。

2　理事長は、国立劇場を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して国立劇場の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して国立劇場の業務を掌理し、会長及び理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、国立劇場の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第九条　役員は、文部大臣が任命する。

（役員の任期）

第十条　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十二条　文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

き、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十四条　国立劇場と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が国立劇場を代表する。

（職員の任命）

第十五条　国立劇場の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十六条　国立劇場の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十七条　国立劇場に、評議員会を置く。

2　評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3　評議員会は、会長の諮問に応じ、国立劇場の業務の運営に関する重要事項を審議する。

（評議員）

第十八条　評議員は、国立劇場の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十条及び第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第十九条　国立劇場は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　劇場施設（伝統芸能の公開のための施設をいう。）を設置し、伝統芸能の公開を行なうこと。

二　その設置する施設において伝統芸能の伝承者を養成すること。

三　伝統芸能に関して調査研究を行ない、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。

四　第一号の劇場施設を伝統芸能の保存又は振興を目的とする事業の利用に供すること。

五　前各号の業務に附帯する業務

2　国立劇場は、前項の業務を行なうほか、前項第一号の劇場施設を一般の利用に供することができる。

（業務方法書）

第二十条　国立劇場は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

（専門委員）

第二十一条　国立劇場に、第十九条第一項の業務に関する専門の事項について調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十二条　国立劇場の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十三条　国立劇場は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十四条　国立劇場は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十五条　国立劇場は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　国立劇場は、前項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十六条　国立劇場は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　国立劇場は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による文部大臣の承認を受けた積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第二十七条　国立劇場は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（償還計画）

第二十八条　国立劇場は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十九条　国立劇場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第三十条　国立劇場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十一条　国立劇場は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（文部省令への委任）

第三十二条　この法律に規定するもののほか、国立劇場の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第三十三条　国立劇場は、文部大臣が監督する。

2　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国立劇場に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3　文部大臣は、国立劇場の健全な運営が図られるよう配意しなければならない。

（報告及び検査）

第三十四条　文部大臣は、この法律を施行するため必

要があると認めるときは、国立劇場に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に国立劇場の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（解散）

第三十五条　国立劇場の解散については、別に法律で定める。

（文化財保護委員会の権限）

第三十六条　この法律に規定する文部大臣の権限のうち政令で定めるものは、文化財保護委員会に行なわせるものとする。

（大蔵大臣との協議）

第三十七条　文部大臣及び文化財保護委員会は、この法律に基づき次の権限を行なう場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。この場合において、文化財保護委員会がその権限を行なうときは、文部大臣を通じてその協議をするものとする。

一　第二十条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条又は第三十条の規定による認可

二　第二十五条第一項又は第三十一条の規定による承認

三　第二十条第二項、第三十条又は第三十二条の文部省令の制定

四　第二十九条第一号の規定による指定

第八章　罰則

（罰則）

第三十八条　第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立劇場の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした国立劇場の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十三条第二項に規定する命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（国立劇場の設立）

第二条　文部大臣は、国立劇場の会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、国立劇場の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条　文部大臣は、設立委員を命じて、国立劇場の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、国立劇場の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　国立劇場は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　国立劇場の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七条　国立劇場の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるものは、「国立劇場の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第八条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「国立劇場」を、「オリンピック記念青少年総合センター法」の下に、「国立劇場法」を加え、同条第二十八号ノ二の次に次の一号を加える。

二十八ノ三　国立劇場ガ国立劇場法第十九条第一項第一号乃至第四号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第九条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ二中「又は青少年総合センター」を、「オリンピック記念青少年総合センター又ハ国立劇場」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「国立劇場」を加える。

第七十三条の四第一項第十一号中「及び国立教育会館」を、「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

第三百四十八条第二項第十八号中「及び国立教育会館」を、「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

（入場税法の一部改正）

第十一条　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「文化財のみを公開する場所」の下に、「国立劇場が国立劇場法（昭和四十一年法律第八十八号）第一条に規定する伝統芸能のみを公開する場所」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場	国立劇場法（昭和四十一年法律第八十八号）

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場	国立劇場法（昭和四十一年法律第八十八号）

別表

一　土地

東京都千代田区隼町十三番の一　所在

宅地　三万四十七・八三平方メートル

二　建物

東京都千代田区隼町十三番の一　所在

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下二階付き三階建　一むね

総床面積　二万六千九百八十八・七七平方メートル

（法務・大蔵・文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭四一・六・二八）

◎内閣法の一部を改正する法律

内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十七人」を「十八人」に改める。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「国務大臣をもつて充てる」を「国務大臣をもつて充てることができる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第十五条第一項中「及び内閣官房長官（国務大臣をもつて充てられる場合の内閣官房長官を除く。）」を削り、同条第二項中「、内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号の二を第六号とし、同項第八号中「、内閣官房長官」を削る。

（国家公務員宿舎法の一部改正）

3　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

4　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第四号の二を第四号とする。

別表第一中「内閣官房長官」を削る。

（国会法等の一部改正）

5　次に掲げる法律の規定中「、内閣官房長官」を削る。

一　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条及び第四十二条第二項

二　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条第一項

三　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項第一号

（内閣総理・法務・大蔵・自治大臣署名）

法律第九十号（昭四一・六・二九）

◎自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　自動車損害賠償自家保障（第五十五条―第七十条）」を「第三章の二　自動車損害賠償責任共済（第五十四条の二―第五十四条の十）」に改める。

第二条第一項中「第二条第二項に規定する自動車」の下に「（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）及び同条第三項に規定する原動機付自転車」を加える。

第九条の二第一項中「軽自動車」の下に「、原動機付自転車」を加える。

第九条の三第一項中「軽自動車」の下に「、原動機付自転車」を加え、同条第二項中「当該軽自動車」の下に「、当該原動機付自転車」を、「軽自動車」の下に「、原動機付自転車」を加え、同条第三項中「軽自動車」の下に「、原動機付自転車」を加える。

第十条の二第一項及び第三項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

第十三条に次の一項を加える。

2　前項の規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該政令の施行の際現に責任保険の契約が締結されている自動車についての責任保険の保険金額を当該制定又は改正による変更後の保険金額とするために必要な措置その他当該制定又は改正に伴い所要の経過措置を定めることができる。

第二十条第一号中「車両番号」の下に「、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十六条第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号」を加える。

第三十四条中「十一人」を「十三人」に改める。

第三十五条第一項中「四人」を「五人」に改め、同条第二項第一号中「三人」を「四人」に改める。

第四十条中「責任保険」の下に「（原動機付自転車に係るものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　自動車損害賠償責任共済

（責任共済の契約が締結されている自動車）

第五十四条の二　政令で定める自動車であつてこの法

を告げた場合

三　その他運輸省令で定める場合

2　第二十条の二第二項の規定は、責任共済の契約について準用する。

3　第二十条の二第一項後段の規定は、第一項第一号又は第三号の規定による解除について準用する。

4　商法第六百四十四条第一項ただし書及び第二項の規定並びに第二十一条の規定は、第一項第二号の規定による解除について準用する。この場合において、これらの商法の規定中「保険者」とあるのは「組合」と、第二十一条中「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、同条第二項中「保険会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

（自動車損害賠償責任共済証明書及び共済標章）

第五十四条の七　第七条及び第九条の二の規定は、責任共済について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「自動車損害賠償責任保険証明書」とあるのは「自動車損害賠償責任共済証明書」と、「保険標章」とあるのは「共済標章」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、第七条第三項中「第二十三条第三項又は第四項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十三条第三項又は第四項」と、第九条の二第一項中「第七条第一項」とあるのは「第五十四条の七において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

（責任共済の共済責任を負う者）

第五十四条の三　責任共済の共済責任を負う者は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に基づき責任共済の事業を行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）とする。

（責任共済の契約）

第五十四条の四　責任共済の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者その被害者に対して損害賠償の責任を負うべきときのこれによる運転者の損害を組合がてん補することを約し、共済契約者が組合に共済掛金を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

（責任保険の契約に関する規定の準用）

第五十四条の五　第十二条から第十九条まで、第二十二条及び第二十四条の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、これらの規定中「責任保険の契約」とあるのは「責任共済の契約」と、「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「被保険者」とあるのは「被共済者」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、第十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第十六条第一項」と、第十八条中「第十六条第一項及び前条第一項」とあり、第十九条中「第十六条第一項及び第十七条第一項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第十六条第一項及び第十七条第一項」と読み替えるものとする。

（責任共済の契約の解除）

第五十四条の六　責任共済の契約の当事者は、次の各号に掲げる場合に限り、責任共済の契約を解除することができる。

一　当該自動車が第十条に規定する自動車又は第五十五条の許可に係る自動車となつた場合

二　責任共済の契約の当時共済契約者が組合に対し悪意又は重大な過失により第二十条各号に掲げる事項につき、その事項を告げず、又は不実のことを告げた場合

三　その他運輸省令で定める場合

2　第二十条の二第二項の規定は、責任共済の契約について準用する。

3　第二十条の二第一項後段の規定は、第一項第一号又は第三号の規定による解除について準用する。

4　商法第六百四十四条第一項ただし書及び第二項の規定並びに第二十一条の規定は、第一項第二号の規定による解除について準用する。この場合において、これらの商法の規定中「保険者」とあるのは「組合」と、第二十一条中「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、同条第二項中「保険会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

（自動車損害賠償責任共済証明書及び共済標章）

第五十四条の七　第七条及び第九条の二の規定は、責任共済について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「自動車損害賠償責任保険証明書」とあるのは「自動車損害賠償責任共済証明書」と、「保険標章」とあるのは「共済標章」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、第七条第三項中「第二十三条第三項又は第四項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十三条第三項又は第四項」と、第九条の二第一項中「第七条第一項」とあるのは「第五十四条の七において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

（責任共済の共済責任を負う者）

第五十四条の八　責任共済の契約が締結されている自動車に係る第八条及び第九条の規定の適用については、自動車損害賠償責任共済証明書を自動車損害賠償責任保険証明書と、共済期間を保険期間とみなす。この場合において、第八条中「前条第一項」とあるのは「第五十四条の七において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

2　責任共済の契約が締結されている軽自動車、原動機付自転車及び締約国登録自動車に係る第九条の三第一項の規定の適用については、共済標章を保険標章とみなす。

3　第九条の三第二項及び第三項の規定は、共済標章について準用する。

（同意及び協議）

第五十四条の九　行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された都道府県知事を含むものとする。以下同じ。）は、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「再共済」という。）又は再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済（以下「再再共済」という。）についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣の同意を得るものとする。

一　農業協同組合法第十条の二第一項又は第三項の規定による承認

二　農業協同組合法第九十四条の二第一項又は第九十五条の規定による処分

2　大蔵大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、審議会にはからなければならない。

3　審議会は、第三十二条に規定するもののほか、前項の規定による諮問に応じて、第一項の規定による大蔵大臣の同意に関し調査審議する。

4　行政庁は、責任共済、再共済又は再再共済についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し農業協同組合法第十条の二第二項の省令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣に協議するものとする。

（報告の徴収、帳簿書類の閲覧等）

第五十四条の十　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、組合又は農業協同組合法に基づき再共済若しくは再再共済の事業を行なう農業協同組合連合会に対して、当該責任共済、再共済又は再再共済に係る業務に関し、報告させ、又は帳簿書類の閲覧を求めることができる。

2　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政庁に対して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第六十五条の二第一項及び第二項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

第七十二条第一項中「政令で定める者」の下に「責任共済の被共済者」を加え、同条第二項中「第十六条第四項」の下に「（第五十四条の五において準用する場合を含む。）」を加え、「第六十一条第二項」を「第五十四条の五及び第六十一条第二項」に改める。

第七十五条中「第十六条第四項」の下に「（第五十四条の五において準用する場合を含む。）」を加え、「第六十一条第二項」を「第五十四条の五及び第六十一条第二項」に改める。

第七十六条第二項中「又は被保険者」を「若しくは被保険者又は共済契約者若しくは被共済者」に改め、「保険会社」の下に「又は組合」を、「第十六条第一項」の下に「(第五十四条の五において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「保険会社」の下に「、組合」を、「第十七条第一項」の下に「(第五十四条の五において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十七条第一項及び第三項中「保険会社」の下に「又は組合」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、第一項の規定により委託された業務を行なうことができる。

第七十八条第一項中「保険会社」の下に「、組合」を加える。

第八十四条中「第四章、前章」を「第三章の二から前章まで」に改める。

第八十四条の二第一項及び第二項中「保険除外標章」の下に「、共済標章」を加え、同条第三項中「保険標章」の下に「又は共済標章」を加え、同条第四項中「保険標章」の下に「又は共済標章」を、「保険会社」の下に「又は組合」を加える。

第八十五条第一項中「自動車損害賠償責任保険証明書」の下に「、自動車損害賠償責任共済証明書」を加える。

第八十七条第二号中「自動車損害賠償責任保険証明書」の下に「、自動車損害賠償責任共済証明書」を、「保険除外標章」の下に「、共済標章」を加える。

第八十八条中「第十条の二第四項」の下に「、第五十四条の八第三項」を加える。

第八十九条第一号中「第六十五条の二第三項」を「第五十四条の八第三項及び第六十五条の二第三項」に改め、同条第二号中「第六十九条第一項」を「第五十四条の十第一項又は第六十九条第一項」に改め、同条同号の次に次の一号を加える。

二の二　第五十四条の十第一項の規定による閲覧を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十一条に次の一項を加える。

3　組合が第五十四条の五において準用する第二十四条の規定に違反したときは、組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

(原動機付自転車に対する適用)

第二条　原動機付自転車については、改正後の自動車損害賠償保障法(以下「新法」という。)第二章、第三章第二節(同節中第十二条から第十九条まで及び第二十二条の規定を第五十四条の五において準用する場合を含む。)、第二十四条(第五十四条の五において準用する場合を含む。)、第五十四条の四、第五十四条の六及び第七十八条第一項の規定は昭和四十一年七月三十一日まで、新法第五条、第八条、第九条の三(新法第十条の二第四項及び第五十四条の八第三項において準用する場合を含む。)、第十条の二第三項、第五十四条の八第一項及び第二項、第四章、第七十二条第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項並びに第八十五条の規定は同年九月三十日までは、適用しない。

(経過規定)

第三条　農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車(以下「農耕作業用小型特殊自動車という。)を自己のために運行の用に供する者がこの法律の施行前に当該農耕作業用小型特殊自動車を運行し、これによって他人の生命又は身体を害した場合における損害賠償の責任については、なお従

前の例による。

2　農耕作業用小型特殊自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約(以下「責任保険契約」という。)であつてこの法律の施行の際現に締結されているものは、当該責任保険契約の保険期間の残存期間中、保有者(改正前の自動車損害賠償保障法(以下「旧法」という。)第二条第三項に規定する保有者という。)又は運転者(旧法第二条第四項に規定する運転者をいう。)が当該農耕作業用小型特殊自動車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的として、当該責任保険契約の当事者間において締結された保険契約として存続するものとする。ただし、保険金額については、新法第十三条第二項の規定による定めがなされた場合においては、当該変更後の保険金額と同じ額とする。

3　前項に規定するものを除き、同項の保険契約に係る保険関係については、責任保険に関する新法(第二十条の二第二項の規定を除く。)その他の法令の規定を準用する。

4　自動車損害賠償責任再保険に関する新法の規定の適用については、第二項の保険契約は責任保険契約とみなす。

第四条　原動機付自転車に係る自動車保険の契約(被保険者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的とする保険契約をいう。)であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの(以下「旧保険契約」という。)の当事者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧保険契約を解除することができる。

2　前項の規定により旧保険契約が解除されたときは、旧保険契約の保険者は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。

3　旧保険契約の保険金額は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとする。

4　旧保険契約の保険契約者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧保険契約の保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、第一項の規定により旧保険契約が解除されたときは、この限りでない。

5　旧保険契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧保険契約の保険金額は、第三項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

6　旧保険契約に係る原動機付自転車につき責任保険契約が締結された場合において、旧保険契約及び責任保険契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険契約による損害のてん補を行ない、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧保険契約によりてん補するものとする。

第五条　原動機付自転車に係る自動車共済の契約(被共済者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的とする共済契約であつて、農業協同組合法に基づき同法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合又は農業協同組合連合会との間に締結されたものをいう。)であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの(以下「旧共済契約」という。)の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任共済の契約が締結されたときは、旧共済契約を解除する

ことができる。

2　前条第二項から第六項までの規定は、原動機付自転車に係る旧共済契約について準用する。この場合において、これらの規定中「旧保険契約」とあるのは「旧共済契約」と、「旧保険契約の保険者」とあるのは「農業協同組合又は農業協同組合連合会」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「責任保険契約」とあるのは「自動車損害賠償責任共済の契約」と読み替えるものとする。

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第七条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十二号の六の次に次の二号を加える。

四十二の七　自動車損害賠償責任共済等の共済規程に関する処分について同意すること。

四十二の八　自動車損害賠償責任共済等に係る業務に関し、報告をさせ、帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な措置をとるべきことを求めること。

四十二の九　自動車損害賠償責任共済に関すること。

第十二条第二項中「同項第八号の二」の下に「及び第八号の三」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第八条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ九中「保険契約証書」の下に「並びに同法第三十九条第一項から第三項までの規定又は同法第四十条第一項から第三項までの規定により保険契約証書に代えて交付する書面」を加える。

第二十八条第一項に次の一号を加える。

二十五　自動車損害賠償責任共済に関すること。

第五十一条第一項第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五　自動車損害賠償責任共済に関すること。

（大蔵省設置法の一部改正）

第九条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十号の二の次に次の一号を加える。

四十の三　自動車損害賠償責任共済等の共済規程に関する処分について同意すること。

第十二条第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　自動車損害賠償責任共済に関すること。

第十二条第二項中「同項第八号の二」の下に「及び第八号の三」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ九中「保険契約証書」の下に「並びに同法第三十九条第一項から第三項までの規定又は同法第四十条第一項から第三項までの規定により保険契約証書に代えて交付する書面」を加える。

（法務・大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

◎風俗営業等取締法の一部を改正する法律（衆法）

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の二条を加える。

（個室付浴場業の規制）

第四条の四　浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。以下同じ。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（以下「個室付浴場業」という。）は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要のあるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営むことができない。

2　前項の定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、個室付浴場業を営むことを禁止することができる。

3　第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る営業については、適用しない。

4　公安委員会は、個室付浴場業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次の各号の一に該当する場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業について、六月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

一　この法律に規定する罪（第一条第七号に掲げる営業に関するものを除く。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十四条、第百七十五条若しくは第百八十二条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条の罪を犯したとき。

二　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十六条若しくは第六十二条又は児童福祉法第三十四条第一項第六号若しくは第九号の規定に違反したとき。

（風俗営業の停止）

第四条の五　公安委員会は、風俗営業（風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、刑法第百七十四条又は第百七十五条の罪を犯した場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む風俗営業について、六月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第五条中「第四条の二第二項」の下に「、第四条の四第四項若しくは前条」を加える。

第五条の二の見出し中「飲食店営業」の下に「等」を加

法律第九十二号（昭四一・六・三〇）

◎国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「変動後の諸事情に応ずるための調整が加えられるべきものとする」を「変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」に改める。

第五条第二項第五号中「（遺族給与金を含む。）」を削る。

第十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、死亡した者が母子年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた夫の子は、同項に規定する子とみなす。

第二十七条第一項第一号及び第二号を次のように改め、同条第二項及び第三項を削る。

一　二百円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

二　二百円に保険料免除期間の月数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

第二十九条の四中「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十七条」に改める。

第三十条第一項ただし書を削り、同項第一号中「初診日の前日」を「廃疾認定日の前日」に改め、同号イ中「初診日」を「廃疾認定日」に改め、同号ロ中「初診日」を「廃疾認定日」に、「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「初診日」を「廃疾認定日」に、「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改め、同号ニ中「初診日」を「廃疾認定日」に改め、同項第二号中「、初診日」を「、廃疾認定日」に改め、同条第二項ただし書中「程

度以上のものであり、かつ、その者が初診日において第二十八条の規定により老齢年金の支給を受けていなかつた場合」を「程度以上のものである場合」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二　疾病にかかり、又は負傷し、かつ、前条第一項各号の要件に該当する者であつて、廃疾認定日において別表に定める程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病によりはじめて同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者に同項の障害年金を支給する。

2　初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、前条第一項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、前項と同様とする。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3　前二項の障害年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該障害年金の請求があつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

第三十三条第一項中「初診日」を「廃疾認定日」に、「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十七条」に、「二万四千円」を「六万円」に改め、同条第二項中「六千円」を「一万二千円」に改める。

第三十七条第一項ただし書を削り、同項第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第四十二条第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第四十三条中「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十七条」に、「一万二千円」を「三万円」に改める。

第四十五条第六号ただし書中「父又は母の死亡の時から引き続き」を削る。

第四十七条第二項中「第六十六条第三項」を「第六十六条第二項」に改める。

第五十条中「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十七条」に改める。

第五十六条第一項中「初診日の前日において次の各号のいずれにも該当しなかつたもの」を「廃疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当したもの」に、「廃疾認定日において」を「廃疾認定日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同項第一号中「初診日」を「廃疾認定日」に、「一五年以上である場合においては」を「五年以上であり、かつ」に、「三分の二に満たないこと」を「三分の二以上を占めること」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　死亡日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

第五十六条第二項中「その初診日の前日において前項各号のいずれにも該当せず、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日」を「その傷病に係る廃疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者であり、かつ、廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当しない者であつて、廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者に同項の障害福祉年金を支給する。

2　初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたもの（新たに発した傷病に係る初診日において被保険者であつた者に限る。）が、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、前項と同様とする。この場合においては、第三十条第一項ただし書の規定を準用する。

3　第三十条の二第三項の規定は、前二項の障害福祉年金について準用する。

第六十条第一項中「前条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときは廃疾認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、同様とする。

第五十七条第二項を次のように改める。

2　前項の場合においては、第五十六条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、前項前段に規定する者であつて廃疾認定日後二十歳に達したものについては「二十歳に達した日」と、同項後段に該当する者については「その傷病によりはじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つた日」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五十七条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十条の二第三項の規定は第一項後段の規定により支給する障害福祉年金について、第三十一条第二項」に、「第一項第一号及び第二号中「四十二万円」を「四十九万円」に改め、同項第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八条第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十七条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第二項各号」を「前条第一項各号」に、「当該被災者を」を「当該被災者の配偶者又は当該被災者を」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「前項第二号」に、「前条第一項から第三項まで」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

（老齢年金の額についての特例）

第七十七条　前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられた第二十六条に規定する要件

第五十条中「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十七条」に改める。

第五十六条第一項中「初診日の前日において次の各号のいずれにも該当しなかつたもの」を「廃疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当したもの」に、「廃疾認定日において」を「廃疾認定日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同項第一号中「初診日」を「廃疾認定日」に、「一五年以上である場合においては」を「五年以上であり、かつ」に、「三分の二に満たないこと」を「三分の二以上を占めること」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　死亡日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

第五十六条第二項中「その初診日の前日において前項各号のいずれにも該当せず、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日」を「その傷病に係る廃疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者であり、かつ、廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当しない者であつて、廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者に同項の障害福祉年金を支給する。

2　初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたもの（新たに発した傷病に係る初診日において被保険者であつた者に限る。）が、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、前項と同様とする。この場合においては、第三十条第一項ただし書の規定を準用する。

3　第三十条の二第三項の規定は、前二項の障害福祉年金について準用する。

第六十条第一項中「前条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときは廃疾認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、同様とする。

第五十七条第二項を次のように改める。

2　前項の場合においては、第五十六条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、前項前段に規定する者であつて廃疾認定日後二十歳に達したものについては「二十歳に達した日」と、同項後段に該当する者については「その傷病によりはじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つた日」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五十七条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十条の二第三項の規定は第一項後段の規定により支給する障害福祉年金について、第三十一条第二項」に、「第一項第一号及び第二号中「四十二万円」を「四十九万円」に改め、同項第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八条第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十七条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第二項各号」を「前条第一項各号」に、「当該被災者を」を「当該被災者の配偶者又は当該被災者を」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「前項第二号」に、「前条第一項から第三項まで」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

（老齢年金の額についての特例）

第七十七条　前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられた第二十六条に規定する要件

に該当した者に支給する老齢年金の額は、その額が一万八千円に満たないときは、第二十七条の規定にかかわらず、一万八千円とする。ただし、七十歳に達するまでの間に支給する当該老齢年金の額については、この限りでない。

第七十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第七十九条中「第三十条第二項及び第五十六条第二項」を「第三十条第二項、第三十条の二第二項、第五十六条第二項及び第五十六条の二第二項」に改める。

第七十九条の二第一項ただし書中「、七十歳に達した日において」を「七十歳に達した日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同条第三項中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改め、同条第四項中、又は日本国内に住所を有しなくなつたとき」を削り、同条第五項後段を削り、同条第六項中「第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第六十六条第一項、第三項及び第四項」に改める。

第七十九条の三第一項中、初診日」を、廃疾認定日」に改め、同条第二項中「傷病に係る初診日」を「傷病に係る廃疾認定日」に、「初診日の前日」を「廃疾認定日の前日」に、「その初診日において」を「新たに発した傷病に係る初診日において」に、「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」を「その廃疾認定日」に改め、同項後段を削り、同条に次の三項を加える。

3　疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者でなかつた者であつて、廃疾認定日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたもの（新たに発した傷病に係る初診日において被保険者でなかつた者に限る。）が、同日後七十歳に達する日の前日までの間において、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

4　初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、同日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、その廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、はじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。ただし、当該廃疾について第三十条の二第一項又は第五十六条の二第一項の規定により障害年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

第八十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病がなおらないで、昭和三十九年八月一日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつた者が、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者を除く。

第八十七条第三項中「保険料の額は」の下に「、当分の間」を加え、「百円」を「二百円」に、「百五十円」を「二百五十円」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の保険料の額は、その額が第四条第二項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

第九十条第一項第三号及び第四号中「十五万円」を「二十四万円」に改める。

附則第九条中「並びに第八十一条第二項及び第三項」を「及び第八十一条第二項から第五項まで」に改める。

附則第九条の二第一項中「第三十条第二項、第三十条の二第二項、第五十六条第二項及び第五十六条の二第二項」を「第三十条第二項、第三十条の二第二項、第五十六条の二第二項及び第七十九条の三第二項及び第四項」に改める。

附則第九条の三を次のように改める。

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた者についての特例）

第九条の三　旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧軍陸共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間は、第二十六条の規定の適用については、保険料免除期間とみなす。ただし、保険料納付済期間、保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間合が一年以上であり、かつ、老齢福祉年金を除く。）又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に限る。

2　前項の規定に該当することにより支給する老齢年金については、第七十七条の規定を適用しない。

3　第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の支払期月は、第十八条第三項の規定にかかわらず、通算年金通則法第十条の規定の例による。

4　第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金は、附則第七条の二第三項及び通算年金通則法第五条の規定の適用については、第七十八条第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

5　第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権者は、第七十九条の二の規定の適用については、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しないものとみなす。

6　第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権者が、老齢福祉年金の受給権を取得したときは、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

7　第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が通算老齢年金の受給権を取得したとき、又は前項の規定により老齢福祉年金が支給されることとなつたときは、消滅する。

別表一級の項第九号中「結核性疾患による」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、「（呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを

（母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置）

第四条　夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の死亡日において被保険者であり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時その者によって生計を維持していた妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であるときは、改正後の第三十七条の規定にかかわらず、母子年金を支給する。

一　この法律による改正前の第三十七条第一項第一号に該当する妻であるとき。

二　初診日において被保険者期間の三分の二以上を占める保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

三　初診日の属する月の前月までの被保険者期間が五年以上であること。

四　廃疾認定日の属する月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間に保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ただし、「昭和三十六年四月一日」を「二十歳に達した日」と読み替えるものとする。

4　前項中「二十歳に達するまでの間」とあるのは、「昭和三十六年四月一日において二十歳に達するまでの間」と読み替えるものとする。

5　前項の規定により読み替えられた第一項第一号の規定は、この法律の施行の日から起算して十年を経過したときは、その効力を失う。

（母子年金の支給停止）

第五条　母子年金の受給権者が、婚姻をしたときは、その婚姻の日の翌月から、母子年金の支給を停止する。

2　母子年金の受給権者が、直系血族又は直系姻族以外の者と養子縁組をしたときは、その養子縁組の日の翌月から、母子年金の支給を停止する。

3　母子年金の受給権者が、離縁によって、その年金の基礎となった子と養親及び養親の直系血族以外の者との親族関係が終了したときは、その終了した日の翌月から、母子年金の支給を停止する。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、母子年金の支給を停止する。

（母子年金の失権）

第六条　母子年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一　死亡したとき。

二　婚姻をしたとき。

三　直系血族又は直系姻族以外の者と養子縁組をしたとき。

四　離縁によって、その養子縁組の基礎となった子と養親及び養親の直系血族以外の者との親族関係が終了したとき。

五　子が、その母子年金の基礎となった子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたとき。

六　子が、その母子年金の基礎となった子でなくなつたとき。

七　子が、その母子年金の基礎となった子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたとき。

（母子年金の支給停止）

第七条　母子年金の受給権者が、その母子年金の基礎となった子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その子については、その間、その母子年金の支給を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第八条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第九条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第十条　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その子については、その間、その母子年金の支給を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第十一条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第十二条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第十三条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第十四条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第十五条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第十六条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第十七条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第十八条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第十九条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第二十条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第二十一条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第二十二条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第二十三条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第二十四条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第二十五条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第二十六条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第二十七条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第二十八条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第二十九条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第三十条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第三十一条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第三十二条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第三十三条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第三十四条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第三十五条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第三十六条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第三十七条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第三十八条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第三十九条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第四十条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第四十一条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第四十二条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第四十三条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第四十四条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第四十五条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第四十六条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第四十七条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第四十八条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第四十九条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第五十条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第五十一条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第五十二条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第五十三条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第五十四条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第五十五条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第五十六条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第五十七条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第五十八条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第五十九条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第六十条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第六十一条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第六十二条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第六十三条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第六十四条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第六十五条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第六十六条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第六十七条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第六十八条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第六十九条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第七十条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第七十一条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第七十二条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第七十三条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第七十四条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第七十五条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第七十六条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第七十七条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第七十八条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第七十九条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第八十条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第八十一条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第八十二条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第八十三条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第八十四条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第八十五条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第八十六条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第八十七条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

（母子年金の額の改定）

第八十八条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の支給の調整）

第八十九条　母子年金の受給権者が、この法律による他の年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者であるときは、その者に対する母子年金の支給は、政令で定めるところにより、その全額又は一部を停止する。

（母子年金の額）

第九十条　母子年金の額は、子一人につき、年額十二万円とする。

2　母子年金の受給権者が二人以上の子を有するときは、母子年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、第一子については年額十二万円、第二子については年額六万円、第三子以降の子については年額三万円を加えた額とする。

3　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に親族関係が生じたときは、その親族関係が生じた日の翌月から、その子については、前二項の規定にかかわらず、母子年金の額は、第一項の規定による額とする。

4　母子年金の受給権者が、その子と養親及び養親の直系血族以外の者との間に

と生計を同じくする場合に限る。

一　死亡日の前日においてこの法律による改正前の第三十七条第一項第一号イからハまでのいずれかに該当したこと。

二　死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされていること。

2　前項の規定は、妻が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以上同じ。）をしているとき。

二　妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつている場合に限る。）。

三　妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

3　夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日において被保険者であり、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第二条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるものに限る。）にあるときは、この法律による改正後の第四十一条の二第一項の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金の支給する。ただし、準母子年金の受給権者であつたことがある女子については、同日において、孫又は弟妹であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に限る。

4　前項の規定は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　女子が、現に婚姻をしているとき。

二　女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

（遺児年金の支給要件に関する経過措置）

第五条　死亡日において被保険者であり、かつ、前条第一項各号のいずれかに該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子（当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、

この法律による改正後の第四十一条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者であつたことがある者については、同日においてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に限る。

2　前項の規定は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　現に婚姻をしているか、又は養子となつているとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二　現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつているとき。

三　現に母又は父と生計を同じくしているとき。

3　第一項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十一年十二月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、昭和四十二年一月から、その子の遺児年金の額を第四十四条第一項に規定する額に改定する。

4　第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十一年十二月一日前に第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

5　前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

（福祉年金の額の改定）

第六条　昭和四十二年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2　昭和四十一年十二月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつている者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に関する経過措置）

第七条　昭和四十一年十二月以前の月分の通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

（国外居住者等に係る福祉年金に関する経過措置）

第八条　日本国内に住所を有していたとしたならば、福祉年金の受給権を取得すべきであつた者又は引き続きその受給権を有すべきであつた者が、この法律の公布の日に日本国内に住所を有するときは、この法律の公布の日において、この法律の公布の日以後

に日本国内に住所を有するに至つたときは、日本国内に住所を有するに至つた日において、その者に当該福祉年金を支給する。ただし、この法律の公布の日前において、又は日本国内に住所を有するに至つた日前において、この法律による改正後の第五十九条、第六十四条第一項（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第四項に規定する受給権の消滅事由に該当する事実がなかつた場合に限る。

（障害福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第九条 明治二十九年十二月二日から昭和二十一年十二月一日までの間に生まれた者（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者）が、廃疾認定日が昭和四十一年十二月一日前である傷病（初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日。この条において以下同じ。）以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）を除く。）であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病により同項に規定する廃疾の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日前である傷病による廃疾と初診日が同日以後である傷病による廃疾と併合して同項に規定する廃疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

一 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る初診日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、この法律による改正前の第五十六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

ロ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

二 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る廃疾認定日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、廃疾認定日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ 初診日において被保険者であつた者については、廃疾認定日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

ハ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

3 附則第三条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、附則第三条第一項ただし書中「同表に定める程度の廃疾」とあるのは、「同表に定める一級に該当する程度の廃疾」と読み替えるものとする。

4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、初診日の前日においてこの法律による改正前の第五十六条第一項各号のいずれにも該当しなかつた者（初診日において被保険者であつた者に限る。）は、この法律による改正後の第五十六条の規定の適用については、当該傷病に係る廃疾認定日の前日において同条第一項各号のいずれの要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第十条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維死した妻（附則第六条第二項に規定する妻を除く。）であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。次項において同じ。）にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第六条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十一年十二月一日において第六十四条の三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、この法律による改正後の同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日の前日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四

十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

一　死亡者の死亡日において被保険者であつた者については、次のいずれかに該当したこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ　死亡日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

二　死亡者の死亡日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

（福祉年金等の支給停止に関する経過措置）

第十一条　第六十五条第六項及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の別表の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第二項及び第三項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、この法律による改正後の第六十六条第三項ロ（同条第二項の規定を適用する場合、第六十七条第二項において例による場合及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

4　この法律による改正後の第七十九条の二第五項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢福祉年金についての受給権者の配偶者が障害年金については、なお従前の例による。

5　昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及び準母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、国民年金法附則第九条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険料等に関する経過措置）

第十二条　昭和四十一年十二月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

第十三条　昭和四十四年一月以後の月分の保険料の額は、この法律による改正後の第八十七条第三項の規定にかかわらず、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき二百五十円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円とする。

第十四条　昭和四十二年一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき百円（昭和四十四年一月以後の各月については、百五十円）とする。

2　前項の期間を有する者について、第二十七条の規定により年金額の計算を行なう場合（同条の例により年金額の計算を行なう場合を含む。）において、同項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、同条第一号に規定する額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月について、それぞれ当該各号に定める額を十二で除して得た額とする。

一　第八十九条又は第九十条の規定により前項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月　千五百円

二　前号に掲げる月以外の月　千五十円

第十五条　昭和四十六年四月以後であつて政令で定める月以後の月分の保険料の額は、附則第十三条及び前条第一項に規定する額にそれぞれ五十円を加えた額とする。

2　前項の規定は、同項の規定による保険料の額に、第四条第二項の規定により昭和四十六年三月三十一日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項、附則第十三条第二項、附則第十九条第二項及び附則第二十五条第三項中「第七十九条の二第八項」の「第七十九条の二第六項」に改める。

（大蔵・厚生・労働・内閣　総理大臣署名）

法律第九十三号（昭四一・六・三〇）

◎借地法等の一部を改正する法律

（借地法の一部改正）

第一条　借地法（大正十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条ノ二　防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利用状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ現ニ借地権ヲ設定スルニ於テハ堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルコトヲ相当トスルニ至リタリ場合ニ於テ堅固ノ建物以外ノ建物ヲ所有スル旨ノ借地条件ノ変更ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ其ノ借地条件ヲ変更スルコトヲ得

増改築ヲ制限スル旨ノ借地条件ガ存スル場合ニ於テ土地ノ通常ノ利用上相当トスベキ増改築ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ裁判所ハ借地権者ノ申立ニ因リ其ノ増改築ニ付テノ土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

裁判所ハ前二項ノ裁判ヲ為ス場合ニ於テ当事者間

ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ他ノ借地条件ヲ変更シ、財産上ノ給付ヲ命ジ其ノ他相当ノ処分ヲ為スコトヲ得

裁判所ハ前三項ノ裁判ヲ為スニハ借地権ノ残存期間、土地ノ状況、借地ニ関スル従前ノ経過其ノ他一切ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス

借地権者ガ更ニ借地権ヲ設定シタル場合ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ後ノ借地権者ノ申立ニ因リ其ノ者ノ借地権及前ノ借地権者ノ借地権ニ付第一項乃至第三項ノ裁判ヲ為スコトヲ得

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ外第一項乃至第三項又ハ前項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九条中「前七条」を「第二条乃至前条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第九条ノ二　借地権者ガ賃借権ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ第三者ニ譲渡セントスル場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借権ヲ取得シ又ハ転借スルモ賃貸人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ賃貸人ガ其ノ賃借権ノ譲渡又ハ転貸ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ借地権者ノ申立ニ因リ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ賃借権ノ譲渡若ハ転貸ヲ条件トスル借地条件ノ変更ヲ命ジ又ハ其ノ許可ヲ財産上ノ給付ニ係ラシムルコトヲ得

裁判所ハ前項ノ裁判ヲ為スニハ賃借権ノ残存期間、借地ニ関スル従前ノ経過、賃借権ノ譲渡又ハ転貸ヲ必要トスル事情其ノ他一切ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス

第一項ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所ガ定ムル期間内ニ賃貸人ガ自ラ建物ノ譲渡及賃借権ノ譲渡又ハ転貸ヲ受クベキ旨ノ申立ヲ為シタルトキハ裁判所ハ同項ノ規定ニ拘ラズ相当ノ対価及転貸ノ条件ヲ定メテ之ヲ命ズルコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ当事者双方ニ対シ其ノ義務ヲ同時ニ履行スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ申立ハ第一項ノ申立ノ取下アリタルトキ又ハ不適法トシテ同項ノ申立ノ却下アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第三項ノ裁判アリタル後ハ第一項又ハ第三項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九条ノ三　第三者ガ賃借権ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ競売又ハ公売ニ因リ取得シタル場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借権ヲ取得スルモ賃貸人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ賃貸人ガ其ノ賃借権ノ譲渡ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ其ノ第三者ノ申立ニ因リ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ借地条件ヲ変更シ又ハ財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前条第二項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ申立アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ申立ハ建物ノ代金ヲ支払ヒタル後二月内ニ限リ之ヲ為スコトヲ得民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条ノ規定ハ同条ニ規定スル期間内ニ第一項ノ申立ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九条ノ四　第九条ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人ト賃貸人トノ間ニ、前条ノ規定ハ土地ノ転借人ヨリ競売又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル第三者ト賃貸人トノ間ニ之ヲ準用ス但シ賃貸人ガ第九条ノ二第一項又ハ第三項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九条ノ三　第三者ガ賃借権ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ競売又ハ公売ニ因リ取得シタル場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借権ヲ取得スルモ賃貸人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ賃貸人ガ其ノ賃借権ノ譲渡ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ其ノ第三者ノ申立ニ因リ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ借地条件ヲ変更シ又ハ財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前条第二項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ申立アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ申立ハ建物ノ代金ヲ支払ヒタル後二月内ニ限リ之ヲ為スコトヲ得民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条ノ規定ハ同条ニ規定スル期間内ニ第一項ノ申立ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九条ノ四　第九条ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人ト賃貸人トノ間ニ、前条ノ規定ハ土地ノ転借人ヨリ競売又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル第三者ト賃貸人トノ間ニ之ヲ準用ス

三項（前条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ申立ヲ為スニハ転貸人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十一条中「第八条」を「第八条ノ二、第九条ノ二、第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

地代又ハ借賃ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル地代又ハ借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ年一割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

地代又ハ借賃ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル地代又ハ借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヲ受ケタル額ガ正当トセラレタル地代又ハ借賃ヲ超ユルトキハ超過額ニ年一割ノ割合ニ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

本則中第十四条の次に次の十五条を加える。

第十四条ノ二　第八条ノ二第一項、第二項若ハ第五項、第九条ノ二第一項（第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第三項（第九条ノ三第二項及第九条ノ三第一項（第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ定メタル事件ハ借地権ノ目的タル土地ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス但シ当事者ノ合意ニ依リ簡易裁判所之ヲ管轄スルコトヲ妨ゲズ

第十四条ノ三　特別ノ定アル場合ヲ除キ前条ノ事件ニ関シテハ非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編ノ規定ヲ準用ス但シ同法第六条、第七条、第十五条及第三十二条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前条ノ事件ニ関シ必要ナル事項ハ最高裁判所之ヲ定ム

第十四条ノ四　裁判所職員ノ除斥、忌避及回避ニ関スル民事訴訟法（昭和二十三年法律第二十九号）ノ規定ハ第十四条ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四条ノ五　鑑定委員会ハ三人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

鑑定委員ハ左ノ者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定スルコトヲ得

一　地方裁判所ガ特別ノ知識経験アル者其ノ他適当ナル者ノ中ヨリ毎年予メ選任シタル者

二　当事者ガ合意ニ依リ選定シタル者

鑑定委員ニハ最高裁判所ノ定ムル旅費、日当及宿泊料ヲ支給ス

第十四条ノ六　裁判所ハ審問期日ヲ開キ当事者ノ陳述ヲ聴クコトヲ要ス

当事者ハ他ノ当事者ノ審問ニ立会フコトヲ得

第十四条ノ七　裁判所ハ職権ヲ以テ事実ノ探知ヲ為シ及職権ヲ以テ又ハ申出ニ因リ必要ト認ムル証拠調ヲ為スベシ

証拠調ハ民事訴訟ノ例ニ依リ之ヲ為ス

第十四条ノ八　裁判所ハ審理ヲ終結スルトキハ審問期日ニ於テ其ノ旨ヲ宣言スベシ

第十四条ノ九　第八条ノ二第一項乃至第三項若ハ第五項、第九条ノ二第一項（第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第三項（第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第九条ノ三第一項（第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ裁判ハ確定スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十四条ノ十 前条第一項ノ裁判ハ当事者又ハ最終ノ審問期日後裁判確定前ノ承継人ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第十四条ノ十一 第八条ノ二第三項若ハ第五項、第九条ノ二第三項（第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第九条ノ三第一項（第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ裁判ニシテ給付ヲ命ズルモノハ強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第十四条ノ十二 第九条ノ二第一項（第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ裁判ハ其ノ効力ヲ生ジタル後六月内ニ借地権者ガ建物ノ譲渡ヲ為サザルトキハ其ノ効力ヲ失フ但シ此ノ期間ハ其ノ裁判ニ於テ之ヲ伸長シ又ハ短縮スルコトヲ得

第十四条ノ十三 民事訴訟法第百三十六条及第二百三条（和解ニ関スル部分ニ限ル）並ニ民事調停法第二十条ノ規定ハ第十四条ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四条ノ十四 当事者及利害関係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四条ノ二ノ事件ノ記録ノ閲覧ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法第百五十一条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

第十四条ノ十五 第十四条ノ二ノ事件ノ申立ヲ為スニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス第十四条ノ九第一項ノ裁判ニ対スル抗告及抗告裁判所ノ裁判ニ対スル抗告ニ付亦同ジ

前項ノ手数料ノ額ハ借地権ノ目的タル土地ノ価額一万円ニ付同項前段ノ手数料ニ依リテハ五十円、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十円ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四条ノ十六 民事訴訟法第百四条（第二項中同法第八十九条乃至第九十四条ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク）ノ規定ハ第九条ノ二第四項（第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ場合ニ之ヲ準用ス

（借家法の一部改正）

第二条 借家法（大正十年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

借賃ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル借賃ヲ支払フヲ以テ足リ但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ年一割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

借賃ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至マデハ相当ト認ムル借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヲ受ケタル額ガ正当トセラレタル借賃ヲ超ユルトキハ超過額ニ年一割ノ割合ニ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二 居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人ガ相続人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ当時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為サザルモ賃借人ト事実上夫婦又ハ養親子ト同様ノ関係ニ在リタル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ権利義務ヲ承継ス但シ相続人ナクシテ死亡シタルコトヲ知リタル後一月内ニ賃貸人ニ対シ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃貸借関係ニ基キ生ジタル債権又ハ債務ハ同項ノ規定ニ依リ賃借人ノ権利義務ヲ承継シタル者ニ帰属ス

（建物保護に関する法律の一部改正）

第三条 建物保護に関する法律（明治四十二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中「前条第一項」を「前条」に改める。

（民法の一部改正）

第四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二編第四章中第二百六十九条の次に次の一条を加える。

第二百六十九条ノ二 地下又ハ空間ハ上下ノ範囲ヲ定メ工作物ヲ所有スル為メ之ヲ地上権ノ目的ト為スコトヲ得此場合ニ於テハ設定行為ヲ以テ地上権ノ行使ノ為メニ土地ノ使用ニ制限ヲ加フルコトヲ得

前項ノ地上権ハ第三者ガ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル場合ニ於テモ其権利又ハ之ヲ目的トスル権利ヲ有スル総テノ者ノ承諾アルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得此場合ニ於テハ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル者ハ其地上権ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第一条（借地法第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第二項、第三項及び第十項の規定は、この法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（防火地域内借地権処理法の廃止）

2 防火地域内借地権処理法（昭和二年法律第四十号）は、廃止する。

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正）

3 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「政令で」を「最高裁判所が」に改める。

（採石法の一部改正）

4 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「地上権に関する規定」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条ノ二（地下又は空間の地上権）の規定を除く。）」を加える。

第八条第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

（不動産登記法の一部改正）

5 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第百十一条に次の一項を加える。

民法第二百六十九条ノ二第一項ノ地上権ニ付キ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同項ニ掲ゲタル事項ノ外地上権ノ目的タル地下又ハ空間ノ上下ノ範囲ヲ記載シ若シ登記原因ニ同条第一項後段ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

（経過措置等）

6 この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

7 この法律による改正後の借地法第十二条第二項及び第三項並びに借家法第七条第二項及び第三項の規定は、当該改正規定の施行前に地代又は借賃の増減の請求があった場合には、適用しない。

8 この法律による改正後の借地法第十二条第二項又

は借家法第七条第二項の規定は、地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の適用がある地代又は家賃については、請求に係る増加額のうち、同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する。

9　この法律による改正後の借家法第七条ノ二の規定は、附則第六項の規定にかかわらず、当該改正規定の施行前に賃借人が死亡し、その施行後に相続人の全員が相続の放棄をした場合にも適用する。

10　旧防火地域内借地権処理法第二条第一項の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭四一・六・三〇）

◎機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「特定機械工業」という。）」を削り、第二号を第三号とし、同項第一号中「（電子機器を除く。以下次号において同じ。）」及び「（部品の半製品を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　機械器具（電子機器を除く。以下この項において同じ。）又はその部品（部品の半製品を含む。以下同じ。）のうち、生産技術に関する試験研究（試作を含む。以下同じ。）を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるものを製造する事業

第二条第二項中「第一号及び第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、第六号を第七号とし、第一号から第五号までの事業にあつては第一号の事項及び必要に応じ第七号の事項、同項第二号及び第三号の事業（以下「特定機械工業」という。）にあつては第二号及び第三号」に、「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　生産技術に関する試験研究の内容及びその完成の目標年度

第二条第三項を次のように改める。

3　前項第一号の事項は、第一項第一号の事業ごとに内外の技術水準及び経済事情を勘案し、前項第二号及び第三号の事項は、特定機械工業ごとに内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

第四条中「特定機械工業における」を「機械工業（電子工業を除く。以下同じ。）における技術の著しい進歩又は」に改める。

第十四条中「（電子工業を除く。以下同じ。）」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2　この法律は、昭和四十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（中小企業信用保険法の一部改正）

2　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改める。

第二条第三項第一号中「第二条第一項に規定する特定機械工業」を「第二条第一項第二号若しくは第三号に規定する事業」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

3　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項第一号及び第六十六条の六第一項第一号中「第二条第一項に規定する特定機械工業」を「第二条第一項第二号又は第三号に規定する事業」に改める。

（通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十五号（昭四一・六・三〇）

◎産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「五年」を「十年」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十一年十一月十二日」を「昭和四十六年十一月十二日」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十六号（昭四一・六・三〇）

◎産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律

産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金」を「事業に必要な設備資金若しくは長期運転資金」に改め、「貸付け」の下に「又は出資」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号に規定する土地の区域において工業用水道による工業用水の供給を行なうこと。

法律第九十七号（昭四一・六・三〇）

◎官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、建設業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの並びに企業組合（以下「組合」という。）

2　この法律において「国等」とは、国及び公共企業体（日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。）並びに公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）をいう。

（受注機会の増大の努力）

第三条　国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）

第四条　国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2　通商産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、公共企業体又は公庫等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3　通商産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

（国等の契約の実績の概要の通知）

第五条　各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知するものとする。

（各省各庁の長等に対する要請）

第六条　通商産業大臣及び中小企業者の行なう事業の主務大臣は、当該事業を行なう者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体の施策）

第七条　地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の施行に関すること。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

第二十条第一項及び第二項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭四一・六・三〇）

◎審議会等の整理に関する法律

目次

第一章　総理府関係（第一条―第三条）
第二章　法務省関係（第四条―第六条）
第三章　外務省関係（第七条―第九条）
第四章　大蔵省関係（第十条―第十五条）
第五章　文部省関係（第十六条―第二十条）
第六章　厚生省関係（第二十一条・第二十二条）
第七章　農林省関係（第二十三条―第三十八条）
第八章　通商産業省関係（第三十九条―第四十七条）
第九章　運輸省関係（第四十八条―第五十一条）
第十章　建設省関係（第五十二条・第五十三条）
第十一章　自治省関係（第五十四条）
附則

第一章　総理府関係

（総理府設置法の一部改正）

第一条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の二」を「第十五条」に改める。

第十四条中「在外公館等借入金整理準備審査会」を削る。

第十六条を削り、第十六条の二を第十六条とする。

（在外公館等借入金整理準備審査会法の一部改正）

第二条　在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

在外公館等借入金の確認に関する法律

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで　削除

第六条中「審査会がした審査の結果の報告に基き」を「前条第一項の規定により借入金の確認の請求があつたときは、これを審査し、」に改める。

（南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法の廃止）

第三条　南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法（昭和三十二年法律第百二十二号）は、廃止する。

第二章　法務省関係

（法務省設置法の一部改正）

第四条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表チリ地震津波対策審議会の項を削る。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第二条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表技術士試験委員の項を削る。

（昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部改正）

第三条　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「きき、かつ、チリ地震津波対策審議会の審議を経て」を「きいて」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第二章　法務省関係

（法務省設置法の一部改正）

第四条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表二矯正審議会の項を次のように改め、同表更生保護事業審議会の項及び土地家屋調査士試験委員の項を削る。

矯正保護審議会	法務大臣の諮問に応じて、矯正及び更生保護の制度の運営に関する重要な事項について調査審議すること。

（更生緊急保護法の一部改正）

第五条　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（矯正保護審議会）」に改め、同条第一項中「更生保護事業審議会」を「矯正保護審議会」に改め、同条第二項を削る。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第六条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　法務省に、前条第一項の試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、土地家屋調査士試験委員を置く。

2　土地家屋調査士試験委員は、前条第一項の試験を行なうについて必要な学識経験のある者のうちから、試験ごとに、法務大臣が任命する。

3　前二項に定めるもののほか、土地家屋調査士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　外務省関係

（外務省設置法の一部改正）

第七条　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条」に改める。

第十四条中「在外公館等借入金整理準備審査会」を削る。

第十六条を削り、第十六条の二を第十六条とする。

（在外公館等借入金整理準備審査会法の一部改正）

第八条　在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

在外公館等借入金の確認に関する法律

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで　削除

第六条中「審査会がした審査の結果の報告に基き」を「前条第一項の規定により借入金の確認の請求があつたときは、これを審査し、」に改める。

（南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法の廃止）

第九条　南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法（昭和三十二年法律第百二十二号）は、廃止する。

第四章　大蔵省関係

（大蔵省設置法の一部改正）

第十条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表資産再評価審議会の項、庁舎等調整審議会の項及び接収貴金属等処理審議会の項を削る。

（資産再評価法の一部改正）

第十一条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　資産再評価審議会（第九十二条―第九十六条）」を「第十章　削除」に改める。

第三十三条第一項を削る。

第三十四条第二項を削る。

第三十五条第二項を削る。

第十章を次のように改める。

第十章　削除

第九十二条から第九十六条まで　削除

（在外公館等借入金の返済の実施に関する法律の一部改正）

第十二条　在外公館等借入金の返済の実施に関する法律（昭和二十七年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号。以下「審査会法」という。）」を「在外公館等借入金の確認に関する法律（昭和二十四年法律第百七十三号。以下「確認法」という。）」に改める。

第四条中「審査会法」を「確認法」に改める。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第十三条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「同条第一項」を「同条」に、「同項」を「同条」に改める。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「庁舎等調整審議会」を「国有財産中央審議会」に改める。

第七条を削る。

（接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正）

第十五条　接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

第二十二条から第二十四条まで　削除

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とする。

第五章　文部省関係

（文部省設置法の一部改正）

第十六条　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中央産業教育審議会の項中「中央産業教育審議会」を「理科教育及び産業教育審議会」に改め、「産業教育振興法（昭和二十八年法律第二百二十八号）に基き」を削り、「産業教育」を「理科教育及び産業教育」に改め、同表学校図書館審議会の項、理科教育審議会の項、学徒厚生審議会の項及び私立大学研究設備審議会の項を削る。

（産業教育振興法の一部改正）

第十七条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　中央産業教育審議会（第四条―第九条）」を「第一節　削除」に改める。

第二章第一節を次のように改める。

第一節　削除

第四条から第九条まで　削除

第十一条第二項中「第五条第二項の例に準じて」を「産業教育に関する学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから」に改める。

第十五条第一項及び第十六条中「中央審議会」を「理科教育及び産業教育審議会」に改める。

（学校図書館法の一部改正）

第十八条　学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　学校図書館審議会（第八条）」を「第二章　削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第八条から第十二条まで　削除

第十三条中「審議会の議を経て」を削る。

（理科教育振興法の一部改正）

第十九条　理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　理科教育審議会（第四条―第八条）」を「第二章　削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第四条から第八条まで　削除

第九条第一項中「審議会」を「理科教育及び産業教育審議会」に改める。

（私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正）

第二十条　私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第六章　厚生省関係

（厚生省設置法の一部改正）

第二十一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表死体解剖資格審査会の項を削る。

（死体解剖保存法の一部改正）

第二十二条　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「死体解剖資格審査会」を「医道審議会」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第七章　農林省関係

（農林省設置法の一部改正）

第二十三条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表を次のように改める。

種類	目的
農業観測審議会	統計的調査資料に基づく農林畜水産業に関する予測事業に関する重要事項を調査審議すること。
中央卸売市場審議会	中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）によりその権限に属させた事項を行なうこと。
農林物資規格調査会	農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農業共済再保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）により政府の行なう再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。
中央作況決定審議会	農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。
農林漁業用固定資産評価審議会	農山漁村の統計的経済調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に関する重要事項を調査審議すること。
特殊地域農業振興対策審議会	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）、急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）、湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）及び畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）によりその権限に属させた事項を行なうこと並びに積雪寒冷単作地帯、急傾斜地帯、湿田単作地域、海岸砂地地帯及び畑地地域における農業の振興に関する重要事項を調査審議すること。
農業機械化審議会	農業機械化促進法によりその権限に属させた事項を行なうこと。
農業資材審議会	農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）によりその権限に属させた事項を行なうこと並びに農産種苗、農薬及び蚕種に関する重要事項を調査審議すること。
かんがい排水審議会	国際かんがい排水委員会に関することその他かんがい排水に関する重要事項を調査審議すること。
開拓営農振興審議会	開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）により開拓営農の振興に関する重要事項を調査審議すること。
畜産振興審議会	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法、酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）、畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）によりその権限に属させた事項を行なうこと並びに酪農、養鶏その他畜産の振興に関する重要事項を調査審議すること。

果樹農業振興審議会	果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）により果樹農業振興に関する重要事項を調査審議すること。
蚕糸業振興審議会	蚕糸業の振興に関する重要事項を調査審議すること。
獣医師免許審議会	獣医師の免許に関する重要事項を調査審議すること。
中央生乳取引調停審議会	酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に関する重要事項を調査審議すること。

附則に次の一項を加える。

6　第三十四条第一項の表に掲げる附属機関のうち、特殊地域農業振興対策審議会は、昭和四十三年三月三十一日までに置かれるものとする。

（裁判所法の一部改正）

第二十四条　裁判所法（昭和十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項第一号ノ裁判所試験ハ主務大臣之ヲ行フ

第一条の次に次の一条を加える。

第一条ノニ　前条第二項第一号ノ裁判所試験ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為主務省ニ裁判所試験委員ヲ置ク

裁判所試験委員ハ裁判所ノ組織スル団体ヲ代表スル者、判事及裁判ニ関シ学識経験ヲ有スル者並ニ関係行政機関ノ職員ノ中ヨリ主務大臣之ヲ任命ス

前二項ニ規定スルモノノ外裁判所試験委員ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（裁判所法の一部改正）

第二十五条　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（家畜改良増殖法の一部改正）

第二十六条　家畜改良増殖法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の三　家畜改良増殖審議会（第三十二条の六―第三十二条の十一）」を削る。

第三条の二第三項中「家畜改良増殖審議会」を「畜産振興審議会」に改める。

第三章の三を削る。

（種雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正）

第二十七条　種雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項並びに第五条第二項中「種雪寒冷単作地帯振興対策審議会」を「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。

第十二条及び第十三条を削る。

（繭糸価格安定法の一部改正）

第二十八条　繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条　削除

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二十九条　急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項中「急傾斜地帯農業振興対策審議会」を「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。

第十四条及び第十五条を削る。

（湿田単作地域農業改良促進法の一部改正）

第三十条　湿田単作地域農業改良促進法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項並びに第五条第一項中「湿田単作地域農業改良促進対策審議会」を「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十一条とする。

（飼料需給安定法の一部改正）

第三十一条　飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「飼料需給安定審議会」を「畜産振興審議会」に改める。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

（海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第三十二条　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条第一条中「海岸砂地地帯農業振興対策審議会」を「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。

第八条及び第九条を削り、第十条を第八条とする。

（農林漁業組合連合会整備促進法の一部改正）

第三十三条　農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て」を削る。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条　削除

（畑地農業改良促進法の一部改正）

第三十四条　畑地農業改良促進法の一部を次のように改正する。

第三条及び第七条中「畑地農業改良促進対策審議会」を「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十一条とする。

（酪農振興法の一部改正）

第三十五条　酪農振興法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条」に改める。

第二条の二第四項及び第十五条中「酪農審議会」を「畜産振興審議会」に改める。

第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

（養鶏振興法の一部改正）

第三十六条　養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）

第三十七条　畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　畜産物価格審議会（第七条―第十一条）」を「第三章　削除」に改める。

第三条第五項中「畜産物価格審議会」を「畜産振興審議会」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第七条から第十一条まで　削除

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）

第三十八条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「畜産物価格審議会」を「畜産振興審議会」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

第八章　通商産業省関係

（通商産業省設置法の一部改正）

第三十九条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中工場立地調査審議会の項及び工業用水審議会の項を削り、商品取引所審議会の項の次に次のように加える。

工場立地及び工業用水審議会	工場立地及び工業用水に関する重要事項を調査審議すること。

第二十五条第一項の表中競輪審議会の項及び車両競技関係交付金運用審議会の項を削り、航空機工業審議会の項の次に次のように加える。

車両競技審議会	競輪及び小型自動車競走による交付金の運用並びに競輪に関する重要事項を調査審議すること。

第二十五条第一項の表石炭対策連絡協議会の項及びガス主任技術者試験委員の項を削る。

第四十七条第一項の表を次のように改める。

種類	目的
工業所有権審議会	工業所有権に関する重要事項を調査審議すること。
弁理士審査会	弁理士試験を行ない、及び弁理士の懲戒に関し議決すること。

附則第四項中「産炭地域振興審議会は」を「産炭地域振興審議会は、」に改め、「、石炭対策連絡協議会は昭和四十三年三月三十一日まで」を削る。

（工業技術院設置法の一部改正）

第四十条　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表を次のように改める。

種類	目的
工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査会	関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。

（弁理士法の一部改正）

第四十一条　弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ二第二項中「弁理士懲戒審議会」を「弁理士審査会」に改める。

第十七条第一項中「弁理士懲戒審議会」を「弁理士審査会」に改め、同条第二項を削る。

第二十条中「弁理士懲戒審議会」を「弁理士審査会」に改める。

（自転車競技法の一部改正）

第四十二条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二十第二項中「車両競技関係交付金運用審議会」を「車両競技審議会」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（小型自動車競走法の一部改正）

第四十三条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二十第二項中「車両競技関係交付金運用審議会」を「車両競技審議会」に改める。

（ガス事業法の一部改正）

第四十四条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（ガス主任技術者試験委員）

第三十五条の二　国家試験に関する事務をつかさどらせるため、通商産業省にガス主任技術者試験委員を置く。

2　ガス主任技術者試験委員は、関係行政機関の職員並びにガスの製造及び供給の作業の保安に関して学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3　前二項に定めるもののほか、ガス主任技術者試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（工業用水法の一部改正）

第四十五条　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　工業用水審議会（第十五条―第二十一条）」を「第三章　削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第十五条から第二十一条まで　削除

（工場立地の調査等に関する法律の一部改正）

第四十六条　工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四条及び第九条第一項中「工場立地調査審議会」を「工場立地及び工業用水審議会」に改める。

第十一条から第十五条までを次のように改める。

第十一条から第十五条まで　削除

（特許法の一部改正）

第四十七条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　特許発明実施審議会（第百十三条―第百二十条）」を「第五章　削除」に改める。

第八十五条の見出し及び同条第一項中「特許発明実施審議会」を「工業所有権審議会」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章　削除

第百十三条から第百二十条まで　削除

第九章　運輸省関係

（運輸省設置法の一部改正）

第四十八条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表造船技術審議会の項中「向上」の下に「及び船舶の検査制度」を加え、同表海技審議会の項中「重要事項」の下に「並びに水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）及び船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項」を加え、同表海上航行安全審議会の項を次のように改める。

改める。

海上安全審議会	運輸大臣の諮問に応じて船舶交通の安全その他海上保安に関する重要事項を調査審議すること。

（海上保安庁法の一部改正）

第四十九条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第二十六条 削除

第三十三条第一項中、「海上保安審議会の組織、委員の資格及び任期」及び「及び海上保安審議会」を削る。

（水先法の一部改正）

第五十条 水先法の一部を次のように改正する。

第二十四条の三（見出しを含む。）中「海上航行安全審議会」を「海技審議会」に改める。

（船舶職員法の一部改正）

第五十一条 船舶職員法の一部を次のように改正する。

第十条第三項、第十一条第一項及び第二項並びに第十五条（見出しを含む。）中「海上航行安全審議会」を「海技審議会」に改める。

第十章 建設省関係

（建設省設置法の一部改正）

第五十二条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表建築審議会の項中「建議すること」の下に「並びに建設大臣の諮問に応じて官公庁施設の建設等に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に建議すること」を加え、同表官公庁施設審議会の項を削る。

（官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正）

第五十三条 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十一章 自治省関係

（自治大学校設置法の一部改正）

第五十四条 自治大学校設置法（昭和二十八年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第四条から第六条まで、第十条（資産再評価審議会及び接収貴金属等処理審議会に係る部分に限る。）、第十一条、第十三条、第十五条、第二十五条、第二十八条及び第四十八条から第五十一条までの規定は、昭和四十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第二十五条及び第二十八条の規定の施行の日の前日までの間は、改正後の農林省設置法第三十四条第一項の表中

「蚕糸業振興審議会	蚕糸業の経営の安定、生糸の需要の増進、繭及び生糸の価格の安定その他蚕糸業の振興に関する重要事項を調査審議すること。」

とあるのは、

「蚕糸業振興審議会	蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）その他の法律によりその権限を属させた事項を行なうこと。
繭糸価格安定審議会	繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）によりその権限に属させた事項を審議すること。」

とする。

3 改正後の農林省設置法第三十四条第一項の規定により置かれる蚕糸業振興審議会は、第二十五条及び第二十八条の規定の施行の日に新たに設置されるものとする。

4 この法律の施行の際現に在任する改正前の理科教育振興法第四条の規定による理科教育審議会の委員及び改正前の産業教育振興法第四条の規定による中央産業教育審議会の委員である者は、当該委員としての任期に相当する期間が満了する日までの間、引き続き改正後の文部省設置法第二十七条第一項に規定する理科教育及び産業教育審議会の委員として在任するものとする。

（内閣総理・法務・外務・大蔵、文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第九十九号（昭四一・六・三〇）

◎行政相談委員法

（目的）

第一条 この法律は、国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もつて行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。

（行政相談委員）

第二条 行政管理庁長官（以下「長官」という。）は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次の各号に規定する業務を委嘱することができる。

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関及び行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）第二条第十二号に規定する法人で政令で定めるもの（以下「行政機関等」と総称する。）の業務に関する苦情の相談に応じて、長官の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び行政管理庁又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二 前号の規定により通知をした苦情に関して、行政機関等の照会に応じ、及び必要があると認める場合に当該行政機関等における処理の結果を申出人に通知すること。

2 前項の規定による委嘱は、その委嘱をしようとする者の担当する市（特別区を含む。附則第二項において同じ。）町村の区域を定め、かつ、二年以内の期間を限つてするものとする。

3 第一項の規定により委嘱を受けた者は、行政相談委員（以下「委員」という。）と称する。

（周知等）

第三条 長官は、前条第一項の規定による委嘱をしたときは、委員の氏名及び住所を関係住民に周知させるため適当な措置をとるものとする。

2 委員は、その業務に関し、啓発及び宣伝をするものとする。

（意見の陳述）

第四条 委員は、長官に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる。

（規律）

第五条　委員は、業務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その者が委員でなくなつた後も、同様とする。

2　委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3　委員は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

（解嘱）

第六条　長官は、委員が次の各号の一に該当すると認める場合には、第二条第一項の規定による委嘱を解くことができる。

一　心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二　業務を怠り、又は前条の規定に違反した場合

三　委員たるにふさわしくない非行があつた場合

（指導）

第七条　委員は、その業務に関して、長官の指導を受けるものとする。

（費用）

第八条　委員は、その業務に関して、国から報酬を受けない。

2　委員は、予算の範囲内において、その業務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（最初の委員についての経過規定）

2　この法律の施行の際現に行政相談委員として長官の委嘱を受けている者は、第二条第一項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その者が担当する市町村の区域は、長官が定めるものとし、その委嘱の期間は、昭和四十二年三月三十一日までとする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

3　行政管理庁設置法の一部を次のように改正する。

第二条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　行政相談委員法（昭和四十一年法律第百九十三号）による公営住宅（以下「公営住宅」という。）

二　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による改良住宅

三　住宅金融公庫が融通する資金によつて建設され、若しくは購入され、又は改良される住宅

（内閣総理大臣署名）

法律第百号（昭四一・六・三〇）

◎住宅建設計画法

（目的）

第一条　この法律は、住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図り、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に応じて、住宅に関する施策を講ずるように努めなければならない。

（定義）

第三条　この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。

一　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による公営住宅（以下「公営住宅」という。）

二　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による改良住宅

三　住宅金融公庫が融通する資金によつて建設され、若しくは購入され、又は改良される住宅

四　日本住宅公団がその業務として賃貸し、又は譲渡する住宅

五　前各号に定めるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設する住宅又は国若しくは地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅

（住宅建設五箇年計画）

第四条　建設大臣は、住宅対策審議会の意見をきいて、国民の住生活が適正な水準に安定するまでの間、昭和四十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の住宅の建設に関する計画（以下「住宅建設五箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　住宅建設五箇年計画には、五箇年間における住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公的資金による住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3　前項の目標を定めるに当たつては、住宅の需要及び入居者の負担能力を考慮し、かつ、適切な規模、構造及び設備を有する居住環境の良好な住宅が建設されるように配慮しなければならない。

4　建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成するに当たつては、都道府県知事が、建設省令で定めるところにより、市町村長の意見をきいて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

5　建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

6　建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画を都道府県に通知しなければならない。

7　前各項の規定は、住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（地方住宅建設五箇年計画等）

第五条　建設大臣は、前条第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画に基づいて、住宅対策審議会の意見をきき、政令で定める地方ごとの住宅建設五箇年計画（以下「地方住宅建設五箇年計画」という。）を作成するものとする。

2　前条第二項及び第三項の規定は、地方住宅建設五箇年計画について準用する。

3　建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

4　建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係都道府県に通知しなければならない。

5　前各項の規定は、地方住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

6　建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、地方住宅建設五箇年計画に基づいて、関係都道府県の意見をきき、都道府県の区域ごとの五箇年間における公営住宅の建設の事業の量（以下「都道府県公営住宅建設事業量」という。）を定め、これを当該都道府県に通知しなければならない。

7　建設大臣は、都道府県公営住宅建設事業量を定めようとするときは、公営住宅法第二条第四号に規定する第二種公営住宅（同法第八条の規定によるものを除く。）に係る部分については、あらかじめ厚生大臣に協議しなければならない。

8　前二項の規定は、都道府県公営住宅建設事業量を変更しようとする場合に準用する。

（都道府県住宅建設五箇年計画）

第六条　都道府県は、前条第四項及び第六項の規定に

よる通知を受けたときは、遅滞なく、市町村と協議の上、地方住宅建設五箇年計画に即して当該都道府県の住宅建設五箇年計画（以下「都道府県住宅建設五箇年計画」という。）を作成するものとする。

2　都道府県住宅建設五箇年計画には、五箇年間における住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公営住宅その他地方公共団体が建設する住宅及び地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3　第四条第三項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画について準用する。

4　都道府県住宅建設五箇年計画のうち、公営住宅に係る部分については、都道府県公営住宅建設事業量によらなければならない。

5　都道府県住宅建設五箇年計画は、当該都道府県が作成した総合的な開発に関する計画との調整について十分配慮されなければならない。

6　都道府県は、都道府県住宅建設五箇年計画を作成したときは、これを建設大臣に報告しなければならない。

7　前各項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（住宅建設五箇年計画等の実施）

第七条　国は、住宅建設五箇年計画に係る公的資金による住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるように努めなければならない。

第八条　関係行政機関は、住宅建設五箇年計画の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に関し、相互に十分な協力をしなければならない。

（住宅の建設基準）

第九条　国は、住宅建設五箇年計画に定められた住宅の建設の目標に即して必要な住宅の建設基準を定め、これに基づいて住宅の建設又は住宅の建設に関する指導を行なうように努めなければならない。

（資料の提出等）

第十条　建設大臣は、住宅建設五箇年計画又は地方住宅建設五箇年計画の作成又は実施のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又はその所管に係る公的資金による住宅の建設基準、助成条件その他当該住宅の供給に関し意見を述べることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（公営住宅法の一部改正）

2　公営住宅法の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（公営住宅の計発的な建設）

第六条　公営住宅の建設は、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画（次条において、単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。）に基づいて行なわなければならない。

第七条第一項、第二項及び第四項中「公営住宅建設三箇年計画」を「都道府県住宅建設五箇年計画」に改める。

第三十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

3　昭和四十一年度における公営住宅の建設については、改正前の公営住宅法第六条第四項に規定する各都道府県の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画は、当該都道府県に係る第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画が作成されるまでの間は、なおその効力を有するものとし、改正後の公営住宅法の適用については、当該都道府県に係る第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画とみなす。

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の六の次に次の一号を加える。

二十二の七　住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第七項中「第二十二号の四」の下に「、第二十二号の七」を加える。

第十条第一項の表住宅対策審議会の項中「建議する」を「建議し、その他住宅建設計画法に基づく権限を行なう」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生・建設・自治大臣署名）

法律第百一号（昭四一・六・三〇）

◎首都圏近郊緑地保全法

（目的）

第一条　この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「近郊緑地」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

2　この法律で「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これら

（近郊緑地保全計画）

第四条 委員会は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画（以下「近郊緑地保全計画」という。）を決定しなければならない。

2 近郊緑地保全計画見には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

3 近郊緑地保全計画は、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に関する事項についての同法第二十一条第三項の整備計画として決定するものとする。

（近郊緑地特別保全地区の指定）

第五条 建設大臣は、保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、前条第二項第三号に規定する基準に従い、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画の施設として、近郊緑地特別保全地区（以下「特別保全地区」という。）を指定することができる。

一 特別保全地区として指定することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。

二 特に良好な自然の環境を有すること。

2 建設大臣は、特別保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見及び工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。

（指定の準備のための土地の立入り等）

第六条 委員会又は建設大臣は、保全区域又は特別保全地区の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行なう必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

7 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

8 前項の規定による損失の補償については、委員会又は建設大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

9 前項の規定による協議が成立しない場合においては、委員会若しくは建設大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（標識の設置等）

第七条 都県は、特別保全地区の指定があつたときは、その地区内に、特別保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 特別保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替えるものとする。

（保全区域における行為の届出）

第八条 保全区域（特別保全地区を除く。以下この条において同じ。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、首都圏整備委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事と二体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

（近郊緑地保全区域の指定）

第三条 首都圏整備委員会（以下「委員会」という。）は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

2 委員会は、保全区域を指定しようとするときは、広域的かつ長期的な見地から行なうようにしなければならない。

3 委員会は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び首都圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 保全区域の指定は、委員会が官報に告示することによつて、その効力を生ずる。

5 前二項の規定は、保全区域の変更について準用する。

にその旨を通知しなければならない。

4　次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一　近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為

二　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

三　保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為

四　非常災害のため必要な応急措置として行なう行為

五　前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

（特別保全地区における行為の制限）

第九条　特別保全地区内においては、次の各号に掲げる行為は、都県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際すでに着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為又は前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為については、この限りでない。

一　前条第一項第一号から第四号までに掲げる行為

二　前号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　都県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3　都県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

4　特別保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三十日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。

5　特別保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。

6　特別保全地区内において前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。

7　都県知事は、第四項若しくは第五項の届出又は前項の通知があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出又は通知をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8　国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事に協議しなければならない。

9　次の各号に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一　近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為

二　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（原状回復命令等）

第十条　都県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該近郊緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難であるときは、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　都県知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

3　第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、都県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4　前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の保障）

第十一条　都県は、第九条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一　第九条第一項の許可の申請に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二　第九条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2　第六条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替えるものとする。

（土地の買入れ）

第十二条　都県は、特別保全地区内の土地で当該近郊緑地の保全上必要があると認められるものについて、その所有者から第九条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都県において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、これを買い入れるものとする。

2　前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（買い入れた土地の管理）

第十三条　都県は、前条第一項の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

（費用の負担及び補助）

第十四条　保全区域又は特別保全地区の指定があつた後における当該保全区域又は特別保全地区内の近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担とする。

2　国は、第十一条第一項の規定による損失の補償及び第十二条第一項の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

（報告及び立入検査等）

第十五条　都県知事は、特別保全地区内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第九条第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　都県知事は、第九条第一項若しくは第三項又は第十条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第九条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（大都市の特例）

第十六条　この法律の規定により、都県が処理することとされている事務又は都県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都県又は都県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（特別保全地区内の近郊緑地の保全のための必要な資金についての配慮）

第十七条　国は、都県が特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行なう事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

（土地調整委員会の裁定）

第十八条　第九条第一項の規定による処分を受けた者であつて、その処分に不服があるものは、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

（罰則）

第十九条　第十条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項の規定に違反した者

二　第九条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第二十一条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六条第五項の規定に違反した者

二　第七条第三項の規定に違反した者

三　第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市計画法の一部改正）

2　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ首都圏近郊緑地保全法ニ依ル近郊緑地特別保全地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

4　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第十八条第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は河川法第九十七条第三項又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項」を「、河川法第九十七条第三項又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「河川法」を「河川法　首都圏近郊緑地保全法」に改める。

第四十五条に次の二項を加える。

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

4　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第十八条第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は河川法第九十七条第三項又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項」を「、河川法第九十七条第三項又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「河川法」を「河川法　首都圏近郊緑地保全法」に改める。

第四十五条に次の二項を加える。

4　第一項の規定により首都圏近郊緑地保全法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

5　前項の規定により近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために定められた事項は、首都圏近郊緑地保全法の規定の適用については、同法第九条第三項の規定により許可に附せられた条件とみなす。

（首都圏整備法の一部改正）

5　首都圏整備法の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「施行に関する事務」の下に「及び首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）の施行に関する事務（建設省の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十七条第二項に次の一号を加える。

七　首都圏近郊緑地保全法の施行に関すること。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

6　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に

関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、あわせて緑地を保全し」を削る。

（内閣総理・大蔵・通商産業・建設・自治大臣署名）

法律第百二号（昭四一・七・一）

◎中部圏開発整備法（衆法）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　中部圏開発整備本部（第三条―第五条）
第三章　中部圏開発整備審議会（第六条・第七条）
第四章　中部圏開発整備地方協議会（第八条）
第五章　中部圏開発整備計画（第九条―第十二条）
第六章　中部圏開発整備計画に基づく事業の実施（第十三条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「中部圏」とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。

2　この法律で「中部圏開発整備計画」とは、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため必要な中部圏の開発及び整備に関する計画をいう。

3　この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。

4　この法律で「都市開発区域」とは、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5　この法律で「保全区域」とは、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

第二章　中部圏開発整備本部

（設置）

第三条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条一項の規定に基づいて、総理府の機関として、中部圏開発整備本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第四条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

一　中部圏開発整備計画の案の作成に関して必要な相互の連絡を図ること。

二　中部圏開発整備計画の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。

三　中部圏開発整備計画の実施に関して必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

四　中部圏開発整備計画の実施を推進すること。

五　その他中部圏開発整備計画に関し、内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。

（組織）

第五条　本部の長は、中部圏開発整備長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2　中部圏開発整備長官は、本部の事務を統轄し、所部の職員の服務を監督する。

3　本部に、次長その他の職員を置く。

4　この法律に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　中部圏開発整備審議会

（設置及び所掌事務）

第六条　総理府に、附属機関として、中部圏開発整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他中部圏開発整備計画の策定及び実施について調査審議する。

3　審議会は、中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

（組織及び運営）

第七条　審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

一　関係行政機関の職員　十一人以内

二　関係県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長　十人

三　関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者　一人

四　関係町村の町村長を代表する者　一人

五　学識経験のある者　十人以内

2　審議会の委員は、非常勤とする。

3　学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前項の審議会の委員は、再任されることができる。

5　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　中部圏開発整備地方協議会

（中部圏開発整備地方協議会）

第八条　中部圏の開発及び整備に関する重要事項を調査審議するため、関係県は、その協議により規約を定め、共同して、中部圏開発整備地方協議会を設置する。

2　前項の規定による関係県の協議については、当該県の議会の議決を経なければならない。

3　中部圏開発整備地方協議会は、委員三十四人以内で組織する。

4　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　関係県の知事及び関係指定都市の市長　十人

二　関係県及び関係指定都市の議会の議長　十人
三　関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者　一人
四　関係市の議会の議長（関係指定都市の議会の議長を除く。）を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者　一人
五　関係町村の町村長を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者　一人
六　関係町村の議会の議長を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者　一人
七　学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して任命する者　十人以内

5　この法律に定めるもののほか、中部圏開発整備地方協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第五章　中部圏開発整備計画

（中部圏開発整備計画の内容）

第九条　中部圏開発整備計画は、基本開発整備計画及び事業計画とする。

2　基本開発整備計画（以下「基本計画」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、第二号及び第三号に掲げる事項については、第一号に規定する方針に基づいて定めるものとする。

一　中部圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の開発及び整備、交通体系の確立、教育の振興その他中部圏の開発及び整備に関する総合的かつ基本的な方針

二　都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項

三　次に掲げる事項で根幹となるべきものとして政令で定めるもの

イ　道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

ロ　住宅用地、工場用地等の土地利用に関する事項

ハ　水資源の開発及び利用に関する事項

ニ　国土保全施設の整備に関する事項

ホ　住宅及び生活環境施設の整備に関する事項

ヘ　公害の発生の防止に関する施設その他公害の防止に関する事項

ト　教育文化施設の整備に関する事項

チ　観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存に関する事項

リ　その他中部圏の開発及び整備に関する事項

3　事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

（基本計画の案の作成及び提出）

第十条　関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを中部圏開発整備長官に提出しなければならない。

（中部圏開発整備計画の作成及び決定）

第十一条　基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。

2　中部圏開発整備長官は、中部圏開発整備計画を作成するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資

料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3　中部圏開発整備計画は、内閣総理大臣が、審議会（事業計画については、審議会及び関係県）の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。

4　内閣総理大臣は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見をきくものとする。

5　内閣総理大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

6　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

7　前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（中部圏開発整備計画の変更）

第十二条　中部圏開発整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認められたときは、変更することができる。

2　関係県は、前項に規定する事由に該当すると認めるときは、その協議により、中部圏開発整備長官に対し、中部圏開発整備計画の変更の申出をすることができる。

3　前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の中部圏開発整備計画の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「審議会（事業計画については、審議会及び関係県）」と読み替えるものとする。

（都市整備区域の指定）

第十三条　内閣総理大臣は、中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じ都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行なう必要がある区域を都市整備区域として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、都市整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　都市整備区域の指定は、内閣総理大臣が総理府令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

第十四条　内閣総理大臣は、中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（都市整備区域等の整備等に関する法律）

第十五条　前二条に定めるもののほか、都市整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（保全区域）

第十六条　内閣総理大臣は、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

2　第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。

3　保全区域の整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（事業の実施）

第十七条　事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力及び勧告）

第十八条　関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によって採られた措置その他基本計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

（基本計画に関する施策の立案及び勧告）

第十九条　内閣総理大臣は、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によって採られた措置について報告を求めることができる。

（国の普通財産の譲渡）

第二十条　国は、事業計画に基づく事業のため必要があると認めるときは、その事業の用に供する要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

（中部圏開発整備計画の実施に要する経費）

第二十一条　政府は、中部圏開発整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第二十二条　地方公共団体が中部圏開発整備計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整）

第二十三条　中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整は、内閣総理大臣が審議会と北陸地方開発促進開発審議会の意見をきいて行なうものとする。

2　前項の場合においては、北陸地方開発促進計画について適切な考慮を払いつつ調整を図るものとする。

（中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整）

第二十四条　中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整は、内閣総理大臣が審議会と近畿圏整備審議会の意見をきいて行なうものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条・第十六条の二」を「第十六条―第十六条の三」に改める。

第十五条第一項の表中近畿圏整備審議会の項の次に次のように加える。

中部圏開発整備審議会	中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第二章第三節中第十六条の二の次に次の一条を加える。

（中部圏開発整備本部）

第十六条の三　総理府の機関として、中部圏開発整備本部を置く。

2　中部圏開発整備本部は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。

3　中部圏開発整備本部の組織及び所掌事務については、中部圏開発整備法の定めるところによる。

第二十三条中「並びに近畿圏整備長官」を「、近畿圏整備長官並びに中部圏開発整備長官」に改める。

附則に次の一項を加える。

6　当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条の規定による定数に二十人を加えたものとする。

（国土総合開発法の一部改正）

3　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は近畿圏整備計画」を「、近畿圏整備計画又は中部圏開発整備計画」に改める。

（水資源開発促進法の一部改正）

4　水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

4　中部圏開発整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が中部圏開発整備審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百三号（昭四一・七・一）

◎野菜生産出荷安定法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　需要の見通し（第三条）
第三章　野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画（第四条―第九条）
第四章　野菜生産出荷安定資金協会
第一節　総則（第十条―第十四条）
第二節　業務（第十五条―第十九条）
第三節　会員（第二十条―第二十四条）
第四節　設立（第二十五条―第二十九条）
第五節　管理（第三十条―第四十八条）
第六節　解散及び清算（第四十九条―第五十一条）
第七節　監督（第五十二条―第五十八条）
第五章　雑則（第五十九条・第六十条）
第六章　罰則（第六十一条―第六十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜につき、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその価格の著しい低落が当該生産地域におけるその生産者の経営に及ぼす影響に対処するための出荷者の自主的な組織である野菜生産出荷安定資金協会の制度を確立することにより、その主要な野菜についての当該生産地域における生産及び当該消費地域に対する出荷の安定を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定消費地域」とは、人口の集中が著しい大都市及びその周辺の地域であつて、政令で定めるものをいう。

2　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

第二章　需要の見通し

（需要の見通し）

第三条　農林大臣は、政令で定めるところにより、関係都道府県知事の意見をきいて指定消費地域における指定野菜の需要の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2　農林大臣は、前項の需要の見通しをたてるため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3　農林大臣は、第一項の需要の見通しをたてようとするときは、学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

第三章　野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画

（野菜指定産地の指定）

第四条　農林大臣は、指定野菜の種別ごとに、その区域から指定消費地域に対する当該指定野菜の出荷が行なわれる一定の生産地域であつて、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものを野菜指定産地として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、その区域が合理的な当該指定野菜の集団産地の形成のために必要な次に掲げる要件のすべてを備える場合において、するものとする。

一　その区域内の当該指定野菜の作付面積が、農林省令で定める面積に達しているか、又はこれに達する見込みが確実であること。

二　その区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に対する出荷数量が、農林省令で定める数量に達しているか、又はこれに達する見込が確実であること。

三　その区域内で生産される当該指定野菜についての共同出荷組織その他その出荷に関する条件が、農林省令で定める基準に適合するものであること。

3　農林大臣は、指定野菜の種別ごと及び指定消費地域ごとに、野菜指定産地からの当該指定消費地域に対する当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要の見通し等から推定される当該指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に即するように、第一項の規定による指定をするものとする。

4　農林大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　第一項の規定による指定は、告示してしなければならない。

（指定の申出）

第五条　都道府県知事は、その管轄に属する前条第一項の一定の生産地域でその区域が同条第二項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつき、同条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

（区域の変更）

第六条　農林大臣は、指定野菜の生産事情、出荷事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、野菜指定産地の区域を変更することができる。

2　前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを備える区域である場合でなければ、することができない。

3　第四条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

（指定の解除）

第七条　農林大臣は、野菜指定産地の区域が第四条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、野菜指定産地の指定を解除しなければならない。

2　第四条第四項及び第五項並びに第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（生産出荷近代化計画の樹立）

第八条　野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたて、これを農林大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

2　生産出荷近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

二　土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項

三　集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項

3　生産出荷近代化計画の内容は、第三条第一項の規定により公表された需要の見通し等から推定される関係指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に照らして適当なものであり、かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的条件に適合するものでなければならない。

4　都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林省令で定める農業団体等の意見をきかなければならない。

（生産出荷近代化計画の変更）

第九条　都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林大臣に届け出るとともに、その概要を公表しなければならない。

2　前条第四項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。

第四章　野菜生産出荷安定資金協会

第一節　総則

（目的）

第十条　野菜生産出荷安定資金協会は、会員から徴収する負担金等をもつて、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があつた場合における会員を通ずる生産者補給金の交付の業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第十一条　野菜生産出荷安定資金協会（以下「協会」

という。）は、法人とする。

（住所）

第十二条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第十三条 協会は、その名称中に野菜生産出荷安定資金協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に野菜生産出荷安定資金協会という文字を用いてはならない。

（登記）

第十四条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 業務

（業務）

第十五条 協会は、次に掲げる業務を行なう。

一 指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落（政令で定める指定野菜の種別ごとに政令で定める指定消費地域における当該種別に属する指定野菜に係るものに限る。）があつた場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜で当該政令で定める種別に属するものをいう。以下同じ。）の出荷に関し会員との間に農林省令で定める委託関係のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、会員に対し生産者補給交付金を交付すること。

二 前号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

2 協会は、前項第一号に掲げる業務については、同号の政令で定める指定野菜の種別又は指定消費地域を限定して、その業務を行なつてはならない。

（負担金）

第十六条 協会は、業務方法書で定めるところにより、前条第一項第一号の生産者補給交付金（以下「生産者補給交付金」という。）の交付に充てるため、会員から負担金を徴することができる。

（資金）

第十七条 協会は、前条の負担金及び会員以外の者から生産者補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を、生産者補給交付金の交付に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。

一 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（準備金の積立て）

第十八条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は前条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

（財務についての農林省令への委任）

第十九条 前二条に規定するもののほか、協会がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

第三節 会員

（会員の資格）

第二十条 協会の会員たる資格を有する者は、対象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするもの

とする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林省令で定めるものに限る。

一 農業協同組合

二 農業協同組合連合会

三 事業協同組合

四 協同組合連合会

五 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となつている法人その他の団体

（議決権）

第二十一条 法人たる会員は、各一個の議決権を有する。

2 法人たる会員は、定款で定めるところにより、第四十一条第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

（加入）

第二十二条 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

（脱退）

第二十三条 会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 解散

三 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

第二十四条 会員は、事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合は、この限りでない。

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならない。

3 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項ただし書の通知をしてはならない。

第四節 設立

（発起人）

第二十五条 協会を設立するには、その会員になろうとする七以上の法人が発起人となることを必要とする。

（創立総会）

第二十六条 発起人は、定款及び業務方法書を作成し、これらを会議の日時、場所及び議題とともにその会日の十五日前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会においては、定款及び業務方法書を修正することができる。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する法人でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分

の二以上で決する。

5　第二十一条、第四十六条第二項及び第三項、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「野菜生産出荷安定法第二十六条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（設立の認可）

第二十七条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、対象野菜の生産及び指定消費地域に対する出荷の安定に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二　定款、業務方法書又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三　他の協会が既に成立しているとき。

（理事への事務の引継ぎ）

第二十八条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き継がなければならない。

（成立の時期）

第二十九条　協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五節　管理

（定款に記載すべき事項）

第三十条　協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　業務

五　会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

六　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

七　準備金に関する規定

八　役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定

九　事業年度

十　公告の方法

（業務方法書に記載すべき事項）

第三十一条　協会の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　資金の管理方法

二　負担金の金額及び徴収方法に関する事項

三　生産者補給交付金を交付すべき事由に関する事項

四　生産者補給交付金の金額に関する事項

五　生産者補給交付金の交付を受ける者の守るべき条件に関する事項

六　その他農林省令で定める事項

（規約）

第三十二条　次に掲げる事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会に関する事項

二　業務の執行及び会計に関する事項

三　役員に関する事項

四　会員に関する事項

五　その他必要な事項

（役員の定数及び選任等）

第三十三条　協会に、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

3　理事の定数の少なくとも二分の一は、法人たる会員の理事でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも二分の一は、会員になろうとする法人の理事でなければならない。

4　第二項の規定による役員の選任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の任期）

第三十四条　役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（役員の忠実義務）

第三十五条　役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、業務方法書、規約及び総会の決議を遵守し、協会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3　役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第四十三条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

（監事の兼職禁止）

第三十六条　監事は、理事又は協会の使用人と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第三十七条　協会が理事と契約するときは、監事が協会を代表する。協会と理事との訴訟についても、同様とする。

（総会の招集）

第三十八条　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十九条　法人たる会員が、総会員（法人でない会員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第四十条　理事の職務を行なう者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は総会を招集しなければならない。

（会員に対する通知又は催告）

第四十一条　協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3　総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、

その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第四十二条　理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び住所

二　加入の年月日及び会員たる資格の別

3　会員及び協会の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第四十三条　理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員及び協会の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3　第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員に関する商法等の準用）

第四十四条　商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十六条第三項（取締役の任期の特例）及び第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）の規定は役員について、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）の規定は理事について、同法第五十九条（監事の職務）の規定は監事について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「農林大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

（総会の議決事項）

第四十五条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の変更

三　規約の設定、変更及び廃止

四　毎事業年度の事業計画の設定及び変更

五　事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2　定款又は業務方法書の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第二十七条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

（総会の議事）

第四十六条　総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（特別の議決）

第四十七条　次に掲げる事項は、総会員（法人でない会員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　協会の解散

三　会員の除名

（総会に関する民法等の準用）

第四十八条　民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）並びに商法第二百

四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「野菜生産出荷安定法第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

第六節　解散及び清算

（解散事由）

第四十九条　協会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　総会の議決

二　破産

三　第五十七条の規定による解散の命令

2　解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（残余財産の処分）

第五十条　協会が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十一条　民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条前段、第百三十七条前段並びに第百三十八条の規定は、協会の解散及び清算について準用する。

第七節　監督

（事業計画等の承認）

第五十二条　協会は、農林省令で定めるところにより、毎事業年度、事業計画及び収支予算を農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（業務又は財産の状況の報告の徴取）

第五十三条　農林大臣は、協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、協会からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

（会計の状況の検査）

第五十四条　会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2　農林大臣は、協会の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、協会の業務又は会計の状況を検査することができる。

（法令等の違反に対する措置）

第五十五条　農林大臣は、第五十三条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、協会に対し、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（監督命令）

第五十六条　農林大臣は、前条の規定によるほか、協会の業務を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、協会に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

（解散命令等）

第五十七条　協会が前二条の規定による命令に従わなかつたときは、農林大臣は、協会の役員を解任し、又は協会の解散を命ずることができる。

2　前項の場合のほか、協会の法人たる会員が七未満になつたときは、農林大臣は、協会の解散を命ずることができる。

（決議の取消し）

第五十八条　法人たる会員が、総会員（法人でない会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、農林大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

2　前項の規定は、創立総会について準用する。

第五章　雑則

（勧告）

第五十九条　農林大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に対する出荷の安定を図るため必要があるときは、当該野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に関し必要な勧告をすることができる。

（報告の徴収）

第六十条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産若しくは出荷の事業を行なう者又はこれらの者の組織する団体（協会を除く。）から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

第六章　罰則

（罰則）

第六十一条　第五十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　協会の役員又は協会の代理人、使用人その他の従業者が、協会の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、協会に対しても同項の罰金刑を科する。

第六十二条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律の規定に基づき協会が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

三　第十四条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

四　第十七条の規定に違反して資金を管理し、又は第十八条の規定に違反する経理をしたとき。

五　第二十二条の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第二十三条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六　第三十六条の規定に違反して兼職したとき。

七　第三十八条第一項、第三十九条又は第四十条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

八　第四十二条又は第四十三条の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、第四十二条第三項若しくは第四十三条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

九　第五十一条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十　第五十一条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第十三条第二項の規定に違反した者

二　第六十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（財団法人からの権利義務の引継ぎ）

第二条　昭和三十七年六月一日に設立された財団法人青果物生産安定資金協会及び昭和三十八年八月二十八日に設立された財団法人野菜指定産地生産安定資金協会は、それぞれ、その寄附行為で定めるところにより、協会の発起人に対し、協会において当該財団法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　前項の申出があつた場合において、協会の創立総会でその申出を承認する旨の議決があつたときは、その申出をした財団法人の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、その申出をした財団法人は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

3　前項の規定により同項の財団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

4　協会は、第一項の規定による財団法人の権利及び義務の承継をした場合には、その承継をした権利及び義務に係る業務を行なうことができる。

5　協会は、第一項の規定による財団法人の権利及び義務の承継をした場合には、当該財団法人の純財産のうちその寄附行為に基づいて定められた金額に相当する金額の全部又は一部を、農林大臣の承認を受けて、第十七条の資金に繰り入れることができる。

（政府の交付金）

第三条　昭和四十一年度において協会が設立された場合には、政府は、その設立に際し、予算の範囲内において、協会に対し、その事務費の財源に充てるため、交付金を交付する。

（名称制限に関する経過規定）

第四条　この法律の施行の際現にその名称中に野菜生産出荷安定資金協会という文字を用いている者については、第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

（登録税法の一部改正）

第五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「開拓融資保証協会」の下に「、野菜生産出荷安定資金協会」を、「開拓融資保証法」の下に「、野菜生産出荷安定法」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）

第六条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁業共済組合連合会」の下に「、野菜生産出荷安定資金協会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「開拓融資保証協会」の下に「、野菜生産出荷安定資金協会」を加える。

（所得税法の一部改正）

第八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

野菜生産出荷安定資金協会	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

（法人税法の一部改正）

第九条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中北方協会の項の次に次のように加える。

野菜生産出荷安定資金協会	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

（法務・大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百四号（昭四一・七・一）

◎果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　果樹農業振興基本方針等（第二条―第二条の四）

第三章　果樹園経営計画（第三条―第五条）

第四章　加工原料用果実の取引に関する取決め（第五条の二―第五条の四）

第五章　雑則（第六条―第十三条）

第六章　罰則（第十四条）

附則

第一章　総則

第一条中「その生産の安定と拡大を図るため、」を「その生産の計画的かつ安定的な拡大を図るための措置及びこれに関連して」に、「これに」を「これらに」に改め、同条の次に次の章名を附する。

第二章　果樹農業振興基本方針等

第二条を次のように改める。

（果樹農業振興基本方針）

第二条　農林大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2　果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標

二　植栽に適する自然的条件に関する基準

三　近代的な果樹園経営の基本的指標

四　果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

五　その他果樹農業の振興に関する重要事項

3　農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、果樹農業振興審議会の意見をきかなければならない。

4　農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二条の次に次の三条を加える。

（果樹農業振興基本方針の変更）

第二条の二　農林大臣は、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。

2　前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。

（都道府県の果樹農業振興計画）

第二条の三　都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。

2　果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一　植栽及び果実の生産の目標

二　その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

三　土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

四　果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

五　果実の加工の合理化に関する事項

六　その他必要な事項

3　都道府県知事は、前項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定的な拡大を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号に掲げる事項を定めるものとする。

4　都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に関し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

5　都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

（果樹農業振興計画の変更）

第二条の四　前条第四項及び第五項の規定は、果樹農業振興計画の変更について準用する。

第三条第一項第一号中「果樹（政令で定める果樹に限る。以下同じ。）の集団的な栽培に供される土地」を「第二条の三第五項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内にある土地で果樹の集団的な栽培に供されるもの」に改め、同条第三項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条の前に次の章名を附する。

第三章　果樹園経営計画

第四条中「当該計画」を「当該果樹園経営計画」に改め、同条第一号中「農林省令で定める基準」を「農林大臣の定める基準」に改め、同条第三号中「前条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照らし」を「前号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし」に改める。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公庫が前項に規定する者に対し同項の資金のうち果樹を植栽するため農地とする土地の取得（その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金で農林漁業金融

公庫法第十八条第一項第一号の二に掲げるものの貸付けを行なう場合における貸付金の据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、十年以内において公庫が定めるものとする。

第五条の次に次の一章を加える。

第四章　加工原料用果実の取引に関する取決め

（取決め）

第五条の二　果実（その流通及び加工の合理化を図ることが特に必要であると認められる果樹の果実であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の生産者がその構成員となつている農業協同組合その他果実の販売事業を行なう者（その組織する団体を含む。）及び果実を原料として使用する加工又は製造の事業（以下「果実加工業」という。）を行なう者は、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日の二十日前までに農林大臣に届け出て、果実の売買に係る数量、価格又は取引方法について、取決めを締結することができる。

2　農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないと認めるときは、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一　果樹農業又は果実加工業の健全な発展に支障を与えるものでないこと。

二　不当に差別的でないこと。

三　その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

四　一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　農林大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めを締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4　第一項の規定による届出に係る取決めを締結している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第五条の三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、前条第一項の規定による届出に係る取決めに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　不公正な取引方法を用いるとき。

二　前条第二項又は第三項の規定による処分に違反したとき。

三　次条第三項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。（同条第二項の規定による請求に応じ、前条第二項又は第三項の規定による処分があつた場合を除く。）

（公正取引委員会等との関係）

第五条の四　農林大臣は、第五条の二第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会及び関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2　公正取引委員会は、第五条の二第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項第二号から第四号までの各号に適合せず、又は同項第二号から第四号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

3　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければ

らない。

第六条の前に次の章名を附する。

第五章　雑則

第七条の次に次の二条を加える。

（果樹農業振興基本方針等と果樹農業の振興に関する施策）

第七条の二　国及び都道府県は、果樹農業の振興に関する施策を実施するに当たつては、国にあつては果樹農業振興基本方針、都道府県にあつては果樹農業振興計画に即してしなければならない。

（消費の拡大及び輸出の振興）

第七条の三　国は、果樹農業の健全な発展に資するため、果実及び果実製品の消費の拡大及び輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行なうように努めるものとする。

第十三条の次に次の章名を附する。

第六章　罰則

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の第三条第一項及び第四条の規定は、昭和四十三年四月一日以後にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定について適用し、同日前にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定については、改正前の第三条第一項及び第四条の規定の例による。

3　昭和四十三年四月一日前にされた改正前の第三条第一項（前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による認定の請求に係る果樹園経営計画についてした認定は、改正後の第四条の規定による認定とみなす。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

法律第百五号（昭四一・七・一）

◎日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会（以下「博覧会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

（国の補助）

第二条　国は、財団法人日本万国博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（寄附金つき郵便葉書等の発行の特例）

第三条　お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定する

ものほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金（以下「博覧会準備等資金」という。）に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

（日本専売公社等の援助）

第四条　日本専売公社は、広告事業を行なう者が、日本専売公社の製造する製造たばこの包装を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備等資金に充てることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2　日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備等資金に充てることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3　日本電信電話公社は、博覧会協会が博覧会準備等資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

（博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等）

第五条　博覧会協会の職員（常時勤務に服することを要しないものを除く。次項において同じ。）は、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2　博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法第百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなす。

3　博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・大蔵・通商産業・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百六号（昭四一・七・一）

◎公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「三年間」を「五年間」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百七号（昭四一・七・一）

◎国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律

国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土開発幹線自動車道建設法

第一条中「高速自動車交通網」を「全国的な高速自動車交通網」に、「縦貫する」を「縦貫し、又は横断する」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（国土開発幹線自動車道の予定路線）

第三条　第一条の目的を達成するため高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道（以下「国土開発幹線自動車道」という。）の予定路線は、別表のとおりとする。

第四条　削除

第五条第一項中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に、「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

第六条中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条中「第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者又は開土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改める。

第九条中「国土開発縦貫自動車道の建設又は第四条の規定により行われる高速幹線自動車道の建設」を「国土開発幹線自動車道の建設」に、「行う」を「行なう」に改める。

第十条中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改める。

第十一条中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

第十二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「及びその融通のあつせん」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、

同号を同条第三号とし、同条第五号中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

別紙を次のように改める。

別表

路線名	起点	終点	主たる経過地
北海道縦貫自動車道	函館市	稚内市	室蘭市附近 札幌市附近 岩見沢市附近 旭川市附近
北海道横断自動車道 釧路線	小樽市	釧路市	札幌市附近 夕張市附近 帯広市附近 北海道足寄郡足寄町附近
北海道横断自動車道 北見線		北見市	
東北縦貫自動車道 青森線	東京都	青森市	浦和市附近 館林市 宇都宮市 福島市 仙台市 盛岡市 秋田県鹿角郡十和田町
東北縦貫自動車道 八戸線		八戸市	
東北横断自動車道 秋田線	北上市	秋田市	横手市附近
東北横断自動車道 酒田線	仙台市	酒田市	山形市附近 鶴岡市附近
東北横断自動車道 平新潟線	平市	新潟市	会津若松市附近
関越自動車道 新潟線	東京都	新潟市	川越市附近 本庄市附近 前橋市附近
関越自動車道 直江津線		直江津市	高崎市附近 長野市附近
常盤自動車道	東京都	平市	柏市附近 土浦市附近 水戸市附近
東関東自動車道 木更津線	東京都	木更津市	習志野市附近 千葉市附近
東関東自動車道 鹿島線		茨城県鹿島郡鹿島町	
中央自動車道 富士吉田線		富士吉田市	神奈川県津久井郡相模湖町 大月市
中央自動車道 西宮線	東京都	西宮市	神奈川県津久井郡相模湖町 大月市 甲府市 諏訪市 飯田市 中津川市 小牧市 大垣市 大津市 京都市 吹田市
中央自動車道 長野線		長野市	松本市附近
東海自動車道	東京都	小牧市	横浜市 静岡市 浜松市 豊橋市 名古屋市
北陸自動車道	新潟市	滋賀県坂田郡米原町	直江津市附近 富山市 金沢市 福井市 敦賀市
東海北陸自動車道	一宮市	礪波市	関市附近 岐阜県大野郡荘川村附近
近畿自動車道 伊勢線	名古屋市	伊勢市	四日市市附近 津市附近
近畿自動車道 名古屋大阪線	名古屋市	吹田市	天理市附近 大阪市附近
近畿自動車道 和歌山線	松原市	海南市	和歌山市附近
近畿自動車道 舞鶴線	吹田市	舞鶴市	三田市附近 福知山市附近
中国縦貫自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町 津山市 三次市 島根県鹿足郡六日市町附近 山口市
山陽自動車道	吹田市	山口市	神戸市附近 姫路市附近 岡山市附近 広島市附近 岩国市附近
中国横断自動車道 岡山米子線	岡山市	境港市	岡山県真庭郡落合町附近 米子市附近
中国横断自動車道 広島浜田線	広島市	浜田市	

路線名	起点	終点	主たる経過地
四国縦貫自動車道	徳島市	大洲市	徳島県三好郡池田町附近 松山市附近
四国横断自動車道	高松市	須崎市	伊予三島市附近 高知市附近
九州縦貫自動車道 鹿児島線	北九州市	鹿児島市	福岡市 鳥栖市 熊本市
九州縦貫自動車道 宮崎線		宮崎市	小林市附近
九州横断自動車道	長崎市	大分市	佐賀市附近 鳥栖市・久留米市附近 日田市附近

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（関係法律の廃止）

2　次に掲げる法律は、廃止する。

一　東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第百二十九号）
二　関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第百五十八号）
三　東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年法律第百三十一号）
四　九州横断自動車道建設法（昭和四十年法律第九十二号）
五　中国横断自動車道建設法（昭和四十年法律第百三十二号）

（経過措置）

3　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土開発縦貫自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号までの規定により国土開発縦貫自動車道建設審議会の委員である者は、この法律による改正後の国土開発幹線自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号までの規定による国土開発幹線自動車道建設審議会の委員となるものとみなし、同項第十一号に掲げる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が国土開発縦貫自動車道建設審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表道路審議会の項中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

5　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中国土開発縦貫自動車道建設審議会の項を次のように改める。

国土開発幹線自動車道建設審議会	国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）及び高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（道路法の一部改正）

6　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

7　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「又は東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第百二十

九号）第五条に規定する整備計画」を削る。

（高速自動車国道法の一部改正）

8　高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に、「国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条第一項」を「国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条」に改め、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とする。

第三条第一項中「国土開発縦貫自動車道、東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第百二十九号）第二条に規定する東海道幹線自動車国道、関越自動車道、東海北陸自動車道、九州横断自動車道及び中国横断自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、同条第二項中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

第四条第一項第一号中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、同項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、同条第二項及び第三項中「第一号又は第三号から第七号まで」を削る。

第五条第一項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を「前条第一項の規定により」に改め、同条第二項中「国土開発幹線自動車道」を「国土開発幹線自動車道建設法」を「国土開発幹線自動車道建設法」に改め、「関越自動車道に係るものについては、関越自動車道建設法第三条第一項の規定により指定された路線については、前項の規定による改正後の高速自動車国道法第四条第三項の規定にかかわらず、国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経ないで、同条第一項第一号の規定に基づく政令で、従前の路線をそのまま同号の路線として指定することができる。

10　附則第二項の規定による廃止前の東海道幹線自動車国道建設法第五条第一項の規定により定められた整備計画は、附則第八項の規定による改正後の高速自動車国道法第五条第一項の規定により定められた整備計画とみなす。

（内閣総理・大蔵・運輸・建設大臣署名）

法律第百八号（昭四一・七・一）

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「又は第五条」を「若しくは第五条」に、「又は総動員業務」を「若しくは総動員業務」に改め、「同条第一項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。）」の下に「又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中国（もとの関東州及び台湾を除く。）において総動員業務と同様の業務につき協力中の者」を加える。

第七条第一項中「左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日」を「同日以後復員する者については、その復員の日」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日以後」を「同日以後復員する者については、その復員の日以後」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「次の各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日」を「昭和二十四年一月一日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年九月二日以後帰還する者については、その帰還の日」に、「恩給法別表第一号表ノ二」を「恩給法別表第一号表ノ三」に改め、同項に次のただし書を加え、同項各号を削る。

ただし、その者の不具廃疾の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であつて、当該不具廃疾の状態が、厚生大臣の定める場合に該当するときは、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給する。

第七条第四項中「前項各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日以後」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日以後帰還する者については、その帰還の日以後」に、「同項」を「前項」に、「不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金又は障害一時金」を「不具廃疾の程度に応じて障害年金又は障害一時金」に改める。

第八条第四項中「障害一時金」を「軍人軍属であつた者に支給する障害一時金」に改める。

第八条第五項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に一〇五、三五〇円以内の額を加えた額
第一項症	二一〇、七〇〇円
第二項症	一七〇、八〇〇円
第三項症	一三七、二〇〇円
第四項症	一〇二、九〇〇円
第五項症	七九、八〇〇円
第六項症	六〇、九〇〇円
第一款症	五四、二五〇円
第二款症	五二、五〇〇円
第三款症	三九、九〇〇円

第八条第六項中「一万五千五百円」を「二万一千七百円」に改め、「第六項症まで」の下に「又は第一款症」を加え、「三千五百円」を「四千九百円」に改め、同条に次の一項を加える。

7　準軍属であつた者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	二二四、〇〇〇円
第二款症	一八五、五〇〇円
第三款症	一五八、九〇〇円

第九条第二項第二号中「程度であるもの」を「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの」に改める。

第十二条中「未帰還者留守家族等援護法」の下に「(昭和二十八年法律第百六十一号)」を加える。

第十三条第一項中「同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日」を「同月一日以後復員する者に支給するものについては、その復員の日」に改め、同条第二項中「同項各号のいずれかに規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日以後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日」に改める。

第十四条第一項第三号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同項第四号中「状態がなくなつたもの」を「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項ただし書の規定に該当するに至つたもの」に改める。

第二十三条第二項第二号中「障害年金を受ける権利」を「障害年金(当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る。)を受ける権利」に改め、同項第三号中「第七条第三項に規定する程度」を「恩給法別表第一号表ノ二に定める程度」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる者(第一項の規定に該当する者を除く。)であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受けるべき範囲の遺族とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日まで引き続く軍人軍属たるの在職期間の初日(その者の死亡の日が軍人軍属としての勤務を解かれた日以後であるときは、当該勤務に係る在職期間の初日とし、以下この項において「軍人軍属としての勤務についた日」という。)又は引き続く準軍属たるの期間の初日(その者の死亡の日が準軍属たるの期間を経過した日以後であるときは、当該期間の初日とし、以下この項において「準軍属となつた日」という。)の前日において死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしており、かつ、その日から死亡した者の死亡の当時まで引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者(死亡した者の軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が準軍属とならなかつたならば、これらの条件に該当していたものと認められる者を含む。)であつて、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものに限る。

一　死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその死亡した者の同月二日における民法の一部を改正する法律による改正前の民法にいう継父、継母又は嫡母

二　死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその死亡した者の同月二日における入夫婚姻による妻の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。)又はその配偶者であつて、同日においてその死亡した者と同一の戸籍内にあつたもの

三　死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日におけるその死亡した者の父又は母の配偶者(第一号に掲げる者を除く。)

四　死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日において、縁組の届出をしていないが事実上死亡した者の養父又は養母と同様の事情にあつた者であつて、その日から死亡した者の死亡の日までの間に当該届出をしなかつたことにつき相当の理由があると認められるもの

第二十五条第一項中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」を「、入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者」に改め、同項第五号中「並びに入夫婚姻による妻の父及び母」を「、入夫婚姻による妻の父及び母並びに前条第三項に規定する者」に改め、同条第三項中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」を「、入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者」に改め、同条第四項中「入夫婚姻による妻の父母」の下に「、前条第三項に規定する者」を加える。

第二十六条第四項中「四万六千円」を「六万四千四百円」に改める。

第二十九条第二号中「第三十一条第二号」を「第三十一条第一項第二号」に、又は第五号から第七号までの一」を「、第五号又は第七号のいずれか」に改め、同条第三号中「権利が消滅する日」を「権利が消滅する日。次号において規定する準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当するに至る日について同じ。」に、「第三十一条第二号」を「第三十一条第一項第二号」に、「又は第五号から第七号まで」を「、第五号又は第七号」に改め、同条に次の一号を加える。

四　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の配偶者、子又は孫であつて、死亡した者の死亡の日以後、軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者の遺族については昭和二十七年三月三十一日以前、準軍属若しくは準軍属であつた者の遺族については昭和三十三年十二月三十一日以前又は第二十五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する条件に該当するに至る日前に、第二十四条第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたもの

第二十九条に次の一項を加える。

2　前項第四号に規定する配偶者、子又は孫のうち、第二十四条第三項各号に掲げる者(同項ただし書の規定に該当する者に限る。)であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものの養子となつた者については、当該縁組に関しては、前項の規定を適用しない。

第三十一条第四号中「並びに入夫婚姻による妻の父及び母」を「、入夫婚姻による妻の父及び母並びに第二十四条第三項に規定する者」に改め、同条第五号中「、又は第二十四条第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき」を削り、同条第六号を次のように改める。

六　配偶者、子及び孫については、第二十四条第一項に規定する者及び同条第三項各号に掲げる者(同項ただし書の規定に該当する者に限る。)並びに死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者

の養子となつたとき。

第三十一条第七号中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が」を「入夫婚姻による妻の父及び母並びに第二十四条第三項に規定する者については、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生大臣は、死亡した者の配偶者、子又は孫が第二十四条第三項各号に掲げる者（同項の規定により遺族年金を受けるべき範囲の遺族とみなされた者を除く。）の養子となつたとき（前項第六号に該当するときを除く。）は、その者の遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失わせることができる。この場合においては、あらかじめ、援護審査会の意見をきかなければならない。

第三十五条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項に次の一号を加える。

十三　前条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族とみなされた者（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二号」に改める。

第三十九条の三第二項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第三十九条の四第一項中「入夫婚姻による妻の父母」の下に「前条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族とみなされた者」を加える。

第三十九条の六第二項中「第三十九条の三第二項を「第三十九条の三」に、「第三十一条第二号、第三号及び第五号から第七号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十一条第一項第二号、第三号、第五号又は第七号のいずれかに該当したとき。

二　配偶者、子及び孫については、第二十四条第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第三条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫のうち、この法律の施行前に入夫婚姻による妻の父又は母の養子となつたことにより、第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者は、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一　当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二　養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者

三　前号の期間内に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。）したことにより第三十一条第五号に該当した者

四　第二号の期間内にさらに養子となつたことにより第三十一条第五号又は第六号に該当した者

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第四条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（国債の償還金の返還の免除）

第十一条の二　死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の妻に第四条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2　前項に規定する場合において、第四条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第五条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「又は第五条」を「若しくは第五条」に、「又は総動員業務」を「若しくは総動員業務」に改め、「協力者」の下に「又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中国（もとの関東州及び台湾を除く。）において総動員業務と同様の業務につき協力中の者」を加える。

第十九条第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用）

第十三条　この法律による遺族援護法第二条第一項第一号及び第四条第二項並びに法律第百七十七号第二条第一項の規定の改正並びに附則第三条第一項の規定により、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、遺族援護法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給与金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項に規定する遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者並びに附則第六条第二項及び第三項に規定する扶助料を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日

が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表中

「昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	七万一千円	八万一千五百円
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	七万一千円	八万五千円

「昭和四十一年七月分から同年九月分まで　七万一千円　八万一千五百円　八万一千五百円」を

「昭和四十一年十月分から同年十二月分まで　七万一千円　八万一千五百円」

「昭和四十一年一月分から同年十二月分まで」を「昭和四十一年分から同年九月分まで　一月で」に改める。

附則第四条第一項の表中

「昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	三万五千五百円	四万七百五十円
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	三万五千五百円	四万二千五百円

「昭和四十一年七月分から同年九月分まで　三万五千五百円　四万七百五十円　四万七百五十円」を

「昭和四十一年一月分から同年十二月分まで」を「昭和四十一年分から同年九月分まで　一月で」に改める。

附則第五条第一項の表中

「昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	五千九百十円	六千七百九十円
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	五千九百十円	七千八十円

「昭和四十一年七月分から同年九月分まで　五千九百十円　六千七百九十円　六千七百九十円」を

「昭和四十一年十月分から同年十二月分まで　五千九百十円　六千七百九十円」

「昭和四十一年一月分から同年十二月分まで」を「昭和四十一年一月分から同年九月分まで　九十円」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）

第八条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「この項において」を「この項及び次条において」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二条の二　弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第二項各号の一に該当する場合において、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していたときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は同法第三十一条第五号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、同日において次の各号に該当しなかつたもの（同日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した者を除く。）のうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一　日本の国籍を有していない者

二　離縁によつて死亡した者との親族関係が終了している者

三　死亡した者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外の者の養子となつている者

四　死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻（氏を改めない法律上の婚姻を除く。）し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消しをした後死亡した者の死亡の当時称していた氏に復していない者

第二条の三　戦没者等の遺族が昭和四十年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたとしたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2　前項の規定により戦没者等の遺族となるべき者が生死不明である場合も、同項と同様とする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（国債の償還金の返還の免除）

第十三条の二　死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定されていた者に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2　前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律中、第二条、第四条、第五条（戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く。）、第六条及び第八条の規定並びに附則第十三条及び附則第十五条から附則第十七条までの規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、こ

の法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）附則第十三条の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条第一項第一号及び第二条の二の規定並びに附則第十三条及び附則第十六条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第三項第一号、第七条、第二十四条、第三十五条及び第三十九条の三の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七条第一項及び第二項 第二十三条第一項第三号 第二十五条第一項 第三十条第一項 第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第七条第一項及び第二項 第三十九条の六第二項	同日	昭和四十一年十月一日
第七条第三項及び第四項 第十三条第二項 第二十三条第二項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第十一条第三号 第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第十三条第一項 第三十条第一項	昭和二十七年四月	昭和四十一年十月
第十三条第一項	同月一日	昭和四十一年十月一日
第十三条第二項 第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和四十一年十月
第二十五条第一項 第三十六条第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十一年十月二日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十一年十月二日
第二十九条第一項第二号及び第四号 第三十六条第一項第一号 第三十八条第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第三十条第三項	同年同月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六条第一項第二号	同年四月二日	昭和四十一年十月二日
第三十九条の四第二項	昭和三十九年十月	昭和四十一年十月
第三十九条の六	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日

第三条　この法律による改正前の遺族援護法第七条第一項各号又は第三項各号に規定する日が昭和四十一年十月一日前であつた者に係る不具廃疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、なお従前の例による。

第四条　次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金（死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、この法律による改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「六万四千四百円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢の区分	
	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満
昭和四十一年十月分から同年十二月分まで	四万九千七百円	五万七千五十円

第五条　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の施行の日（死亡した者の死亡の日が同日以後であるときは、その死亡の日。以下同じ。）以後婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。）したことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の夫又は妻を除くものとし、この法律による同法第二条第三項第一号の規定の改正により遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者を含む。）であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一　婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号に該当した者

二　前号の期間内に養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号に該当した者（当該婚姻の相手方の直系尊属の養子となつた者を除く。）

三　当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに婚姻した者

四　昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令（条例を含む。以下同じ。）により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者

2　前項第二号に該当する配偶者のうち、この法律による改正後の遺族援護法第二十四条第三項各号に掲げる者（同項ただし書の規定に該当する者に限る。）であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものの養子となつた者については、当該縁組に関しては、前項ただし書の規定を適用しない。

第六条　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めたことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父及び祖母にあつては死亡した者の死亡の当時その者と同一戸籍内にあつたものを除くものとし、この法律

による同法第二条第三項第一号の規定の改正により遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者を含む。）であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

2　この法律による遺族援護法第二十四条の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻により氏を改めたことにより同法第二十九条の規定により当該遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができない者であつて、同法の施行の日の前日において当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

3　前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者には、適用しない。

一　婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号又は第四号に該当した者

二　当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに婚姻により氏を改めた者

三　昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者

四　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者、子及び孫のうち、昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第二十一条第二号又は第四号に該当した者

第七条　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者、子及び孫のうち、昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第二十一条第二号又は第四号に該当した者

2　遺族援護法第三十一条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者であつて、その者の養親となつた者につき死亡した者の死亡の当時において当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十月一日前に死亡した者の死亡に関し、遺族一時金の支給を受ける権利を有する者がある場合における遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

第八条　遺族援護法第三十九条の二第一項の規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻した者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したもの（当該婚姻の相手方が死亡した後にさらに婚姻により氏を改めた者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に関しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

2　遺族援護法第三十九条の二第一項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めた者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと援護審査会が議決したもの（当該婚姻の相手方が死亡した後にさらに婚姻により氏を改めた者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に関しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

3　前二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十月一日前に死亡した者の死亡に関し、遺族一時金の支給を受ける権利を有する者がある場合における遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

第九条　前四条の規定により遺族年金又は遺族給与金は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条の規定により遺族援護法第二十四条及び第三十五条の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関しては、同条第四項中「昭和三十二年一月」とあるのは「昭和四十一年十月」と、「昭和三十二年一月一日」とあるのは「昭和四十一年十月一日」と読み替えるものとする。

第十条　この法律による遺族援護法第二条第三項第三十五条の規定の改正並びに附則第五条及び附則第七条第一号の規定の改正により、昭和十二年七月七日以後に死亡した恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第二条第一項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者は、同法第二条第二項の規定にかかわらず、同法第三条第一項の規定による請求をすることができない。

2　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

第十一条　この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正並びに附則第五条及び附則第七条の規定により、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことによる同法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給与金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項に規定する遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

2　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

第十二条　この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正により同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）